

保険検査マニュアル

(保険会社に係る検査マニュアル)

平成 18 年 6 月

写

金 検 第 2 5 1 号
平成 18 年 6 月 30 日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

「保険会社に係る検査マニュアル」の改訂について

検査局においては、従来より、検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する観点から、検査マニュアルを整備・公表してきたところであるが、今般、「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定等や社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 12 年 6 月 20 日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第 1 2 1 号）について、別紙のとおり改訂することとしたので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

なお、本通達は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。

(別 紙)

保険検査マニュアル

(保険会社に係る検査マニュアル)

平成 18 年 6 月

[保険検査マニュアルの構成]

内部管理態勢						
法令等遵守態勢						
保 険 募 集	顧 客 保 護 等	財 務 の 健 全 性 ・ 保 険 計 理	商 品 開 発	保 険 引 受 リ ス ク	資 産 運 用 リ ス ク	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 等

保険検査マニュアル

目 次

本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項	1
内部管理態勢の確認検査用チェックリスト	5
法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	15
保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト	25
顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト	43
財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト	57
商品開発管理態勢の確認検査用チェックリスト	81
保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	85
資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	93
オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト	119
付属資料	
実地調査用チェックリスト	137
信用リスク検査用マニュアル	143

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

- (1) 本検査マニュアルはあくまでも検査官が保険会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、保険会社の業務の健全性と適切性の確保、顧客の保護を図ることが期待される。
- (2) マニュアルの各チェック項目は検査官が保険会社の内部管理態勢、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢、リスク管理態勢等を評価する際の手引であり、これらの水準の達成を保険会社に直ちに法的に義務付けるものではない。マニュアルの適用に当たっては、保険会社の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

チェック項目について記述されている字義通りの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、保険会社の業務の健全性及び適切性の確保、顧客の保護の観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に保険会社と十分な意見交換を行う必要がある。
- (3) 本検査マニュアルは、保険会社の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）、外国保険会社の在日支店及び特定法人を含め、全ての保険会社を対象としている。
- (4) 保険会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して、検証を行う。
 - ① 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。
 - ② 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。
 - ③ 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
 - ④ 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。
- (5) また、特に必要があり、保険会社の子法人等やその業務の委託を受けた者に対して検査を行う場合も、本検査マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。

(注1) チェック項目についての説明

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての保険会社に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての保険会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は各チェックリスト項目の確認をすれば足りる項目である。

(注2) 用語の説明

- ① 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ② 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。また、取締役会等が他の部署や役職に対し、規程の制定・改廃権限を委任している場合には、その部署・役職の性質、規程の性質に照らし、委任が合理的か否かを確認する必要がある。
- ③ 「営業拠点」とは、支社、支店、営業本部、営業所、海外支店、現地法人など、本社以外の営業の拠点となる機構を表し、「営業拠点等」とは、サービスセンター（損害調査業務含む）、海外駐在員事務所その他の営業活動を行わない本社以外の拠点及び営業拠点を表す。
- ④ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む）を表す。また、営業拠点においては、営業拠点長及び営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）を表す。
- ⑤ 「職員等」とは、保険会社の職員、募集人、代理店を表す。
- ⑥ 「保険募集人」とは、募集人、代理店を表し、仲立人を含まない。
- ⑦ 「保険契約者」とは、保険会社との間で保険契約を締結した者を表す。
- ⑧ 「保険契約者等」とは、保険契約者、被保険者、受取人を表す。
- ⑨ 「顧客」とは、保険契約者等、募集行為の対象者及びその他の関係者を表す。

(注3) 略称の説明

- ① 「法」・・・・・・・・保険業法
- ② 「令」・・・・・・・・保険業法施行令
- ③ 「規則」・・・・・・・・保険業法施行規則
- ④ 「監督指針」・・・保険会社向けの総合的な監督指針
- ⑤ 「実務基準」・・・生命保険会社の保険計理人の実務基準(社)日本アクチュアリー会)

内部管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、顧客の保護を図るためには、保険会社の業務の全てにわたり、保険業法その他の法令等（内部規程を含む）が遵守されることが重要である。また、保険業をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、保険会社自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していくことが重要である。そのためには、保険会社において、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な内部管理が行われる必要があることから、内部管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、内部管理態勢の検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 取締役及び取締役会の役割

1. 経営全般

- (1) 取締役及び取締役会は、保険会社に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。
- (2) 取締役及び取締役会は、保険会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを役職員等に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- (3) 取締役は、経営管理上必要となる情報を適時に取得し、他の取締役・監査役等の間で共有しているか。また、取締役会等において当該情報の分析、検討、議論及び意思決定を行っているか。
- (4) 取締役会は、会社が行う事業の規模・特性等に応じ、代表取締役等に委任することなく、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために法令上必要とされる体制の構築に係る基本方針を策定しているか。また、この基本方針に従い、かかる体制を構築し、その機能の検証に基づく見直しを随時行っているか。
- (5) 取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。
- (6) 取締役は、職務の遂行に当たり、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。
- (7) 取締役は、コンプライアンスを担当する部門、リスク管理部門、内部監査部門の業績評価、人事考課においては、営業部門と同等に位置付け、適切な評価を与えているか。
- (8) 取締役会は、法令等に定める情報開示について、その趣旨を十分踏まえ、適切に開示を行う体制を確立しているか。

2. 法令等遵守

- (1) 取締役及び取締役会は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守体制を構築するとともに法令等遵守態勢の確保に積極的に取り組んでいるか。例えば、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する部門（以下「コンプライアンス統括部門」という。）を設置し、法令等遵守に係る社内外の情報を適切に取得・管理できるよう連絡、報告、協議等のルールを明確化するなどの体制及

び規程の整備を行っているか。

- (2) 取締役会等は、コンプライアンス統括部門には、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか。
- (3) 取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。役職員等に対し、法令等遵守に対する取組姿勢を明確に示しているか。また、業務の特性に応じて、類型的に法令等違反が多発している事象を的確に認識し、かかる事象への対処を適切に指示しているか。
- (4) 取締役は、反社会的勢力への対応について、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。

3. リスク管理

- (1) 取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分に認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

- (2) 取締役及び取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、役職員等に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的に又は必要に応じ随時見直しているか。

さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。例えば、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を構築しているか。また、収益部門とリスク管理部門を分離するなど相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているか。

- (3) リスク管理部門には、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、業務の遂行に必要な権限を与えているか。なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。
- (4) 取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について議論しているか。また、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。
- (5) 取締役会等は、資産と負債の総合的な管理を行うため、関連部門を密接に連携させるなどの態勢を整備しているか。こうした態勢整備の一環としてALM委員会等の組織を設けていることが望ましい。

4. 内部監査

- (1) 取締役及び取締役会は、適切な内部管理態勢の構築を図る観点から、内部監査の重要性を認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査を行う部門（以下「内部監査部門」という。）の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む）し、定期的にその機能の実効性を確認しているか。
- (2) 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、システム等について、特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。また、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。
- (3) 取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役職員等に周知徹底しているか。
- (4) 取締役会は、被監査部門等におけるリスク管理の状況を踏まえた上で、監査方針、内部監査規程、重点項目等の基本事項を承認しているか。内部監査規程等は経営環境の変化した場合等、必要に応じて見直されているか。
- (5) 取締役会は、経営に重大な影響を与えると認められる問題、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等、内部監査の結果について、適切な措置を講じているか。

（注）「内部監査」とは、各業務部門の本部部門及び営業拠点等（以下「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。

5. 取締役会等議事録

- (1) 取締役会議事録を作成しているか。取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。
- (2) 取締役会に付された議案及び議事の内容の詳細が記載された資料を作成し、議事の際に用いられた資料とともに、取締役会議事録と同期間保存しているか。
- (3) 取締役会議事録又は原資料は、取締役会等のコンプライアンス、リスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告

内部管理態勢

が確認できる内容となっているか。

- (4) 常務会、経営会議等の経営上、内部管理上重要な会議に関し、取締役会議事録に準じ、記録を作成し、議事の際に用いられた資料とともに、保管しているか。
- (5) 取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保管・管理する体制となっているか。

Ⅱ. 監査役及び監査役会の役割

- (1) 取締役会には、監査役が出席し、必要に応じ意見を述べているか。
- (2) 監査役会は、その独立性が確保されているか。
- (3) 監査役及び監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え、業務に関する適法性監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。
- (4) 監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で配置しているか。
- (5) 監査役及び監査役会の機能発揮の補完のために、会計監査人及び保険計理人を活用しているか。また、必要に応じて、弁護士等も活用しているか。
- (6) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- (7) 監査役及び監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。

Ⅲ. 管理者の役割

- (1) 管理者は、法令等遵守の重要性、リスクの所在や種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で管理方針に沿って、その種類に応じたモニタリングを行うなど適切な管理を実行しているか。
- (2) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

Ⅳ. 内部監査

1. 内部監査態勢の整備・確立

- (1) 業務の健全かつ適切な運営を確保するため、牽制機能が十分発揮できるように被監査部門から独立した立場で内部監査を随時行う態勢が整備・確立されているか。
- (2) 内部監査は、全ての業務を監査対象とし、事務不備等に止まらず、コンプライ

アンスや支払業務等に関わる各部門が適切に機能を発揮しているか、との観点からの検証もその役割としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。

- (3) 内部監査部門は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手し、職務遂行上必要とされる全ての役職員等を対象に面接・質問等できる権限を有しているか。また、内部監査部門長は、必要に応じて内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委員会等）に出席しているか。
- (4) 内部監査部門に、被監査部門の業務に係る法令や業務内容に精通した人材を適切な規模で配置しているか。また、内部監査の従事者の専門性を高めるため内外の研修を活用するなどの方策を講じているか。

2. 内部監査手法の充実

- (1) 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等による承認を受けているか。また、実施要領等は必要に応じて適宜見直されているか。
- (2) 内部監査部門長は、営業拠点等及び各業務部門における自主検査の実施基準、実施要領の適切性・有効性を確認しているか。
- (3) 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を立案しているか。

3. 内部監査の実施

- (1) 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査（例えば抜き打ちとするなど）を実施しているか。また、内部監査部門による保険募集人に対する内部監査を一定の頻度で行うことがやむを得ない理由により採り得ない場合は、担当部門又は営業拠点等による検査が同等以上の頻度で行われているか。その場合、有効性確保への取組み、問題点の是正において、同等の位置付け、実効性が確保されているか。
- (2) 内部監査部門は、同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。

4. 内部監査の報告

- (1) 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。
- (2) 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、問題点の発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく取締役会等に報告しているか。特に、経営に重大な影響を与えると認められる、ないし、顧客の利益が著しく阻害される問題点は、速やかに取締役会等に報告しているか。

5. 問題点の是正

- (1) 内部監査部門は、内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、これをコンプライアンスを担当する部門及び各業務部門等に通知しているか。
- (2) 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。なお、必要に応じて改善計画等を作成し、適切に進捗管理しているか。また、内部監査部門は、各業務部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。

V. 外部監査の活用

- (1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の有効性等について、年一回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。その結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されているか。
- (2) 取締役会及び監査役会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認しているか。
- (3) 取締役及び取締役会等は、子会社等において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。
- (4) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。
- (5) 外部監査人により指摘された問題点を一定の期間内に改善する態勢となっているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。

（注）ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

Ⅵ. 保険計理人の役割

- (1) 保険計理人の選任及び退任・解任は、保険計理人の職務の独立性を保持する観点から、法令等の規定に従い、適正に行われているか。
- (2) 保険計理人は、職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されているか。また、保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることなどにより相互牽制機能が確保されているか。
- (3) 保険計理人は、保険料の算出方法その他の保険数理に関する事項について、顧客の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から、法令等に則り関与しているか。また、そのために必要な情報について、各関連部門より報告を受けているか。
- (4) 保険計理人は、責任準備金等が健全な保険数理に基づいて積立てられていることを、法令等に則り適切に確認しているか。
- (5) 保険計理人は、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われていることを、法令等に則り適切に確認しているか。
- (6) 生命保険会社の保険計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。特に、新契約伸展率や事業費、資産運用状況等について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。
- (7) 保険計理人は、取締役会へ法令に定める事項を記載した意見書を提出し、取締役に対し、その内容を適切に説明した上で、写しを当局に提出しているか。

Ⅶ. 総代会等（相互会社の場合）

1. 総代の選出

- (1) 総代選出の方法（選考手続及び選考基準を含む。）が説明書類に明確かつ平易に示され、総代会において、その考え方・理由について説明が行われているか。説明書類に、意見の送付先が明記されているか。総代選出の方法は、定款の記載に合致しているか。
- (2) 総代は、保険種類、年齢、性別、職業、社員資格取得時期及び地域等の観点から、社員の意思を適切に反映するように構成されているか。総代の数は、社員の意思を適切に反映するために必要かつ十分な数となっているか。総代数を適切とする理由、社員全体の構成と総代の構成の対比及び総代の構成が説明書類に明確かつ平易に示され、総代会において説明されているか。

- (3) 総代候補者選定のプロセスは、公正かつ透明性の高いものとなっているか。総代は社員の代表として選出するとの趣旨にかんがみ、選考段階において既に社員である者のうちから総代候補者を選出しているか。
- (4) 総代を再任する場合、適切な再任限度年数が規程に定められているか。
- (5) 信任投票に当たり、総代候補者の所信又は選考委員会等による人選に係る趣旨説明等、各総代候補者に関する判断材料の充実が図られているか。

2. 総代会の運営

- (1) 総代会については、制度の趣旨に則り、経営監視機能が適切に発揮されるよう、法令に従って充実した運営が図られているか。
- (2) 総代会において、事業報告書記載の事項に加え、ソルベンシー・マージン比率を初めとする経営に重大な影響を与える事項及び顧客の利害に関する重要な事項が明確かつ平易に報告されているか。また、総代会開催時以外において、総代に対し、経営状況に関する情報提供が適切に行われているか。また、総代からの意見等の収集策を策定し、他の総代に対し当該収集策を周知する措置が講じられているか。
- (3) 総代会の傍聴を希望する社員にその機会が与えられているか。また、社員に対し、当該傍聴制度を周知するための努力をしているか。会社に対する意見、質問等の機会が設けられているか。
- (4) 総代会に関する議事録等が、社員に対し開示されているか。

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、顧客の保護を図るためには、保険会社の業務の全てにわたり、保険業法その他の法令等（内部規程を含む）が遵守されることが重要である。そのためには、保険会社においては、取締役等が法令等遵守に対する意識を持ち、全社的な法令等遵守態勢が整備・確立される必要があることから、法令等遵守態勢の整備・確立状況を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、法令等遵守態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより法令等遵守態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、内部管理態勢に問題がないかを、「内部管理態勢確認検査用チェックリスト」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 法令等遵守態勢

1. 法令等遵守態勢の整備・確立状況

(1) 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の策定・確立

- ① 取締役は、法令等遵守の重要性を理解し、この理解に基づき現状を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、適正な法令等遵守態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、明確な意思決定がなされているか。また、上記取組方針は、役職員等に周知されているか。
- ③ 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の策定、見直しは、リーガルチェック等を受けた上で、取締役会において承認されているか。
- ④ 基本方針及び遵守基準は、具体的な行動指針や基準を示しているか。
- ⑤ 基本方針及び遵守基準が、役職員等に対して周知徹底されているか。
- ⑥ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。

(2) 法令等遵守のための組織の整備等

- ① 取締役会等は、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する部門（以下「コンプライアンス統括部門」という。）を設置しているか。また、一定規模以上のリスクのある業務部門及び営業拠点等には、必要に応じ、当該部署の法令等遵守を確保するコンプライアンス・オフィサーを配置しているか。
- ② 取締役会等は、法令等遵守態勢を整備・確立するために、コンプライアンス統括部門及びコンプライアンス・オフィサーにつき、営業推進部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を確保しているか。例えば、不祥事に関する規程について、コンプライアンス統括部門等が営業推進部門から独立した立場で、作成ないし検証を行う措置が講じられているか。
- ③ 取締役会等は、コンプライアンス統括部門に対し、法令等遵守態勢の確保のために必要な権限を付与しているか。
- ④ 取締役会等は、コンプライアンス統括部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置しているか。
- ⑤ 取締役会等は、コンプライアンスに関する問題を適時かつ的確に認識するために必要となる情報（以下「コンプライアンス関連情報」という。例えば、顧客からの苦情、営業職員の勤務状況、不祥事件に関する調査報告、保険契約継続の状況、経費支出状況等の情報）が、コンプライアンス統括部門に速やかに報告される態勢を整備しているか。
- ⑥ 取締役会等は、コンプライアンス統括部門が、コンプライアンス関連情報の

法令等遵守態勢

分析に基づき、例えば、関連部署に対し報告・改善を求めるなど、改善に向けた取組みを不断に行える態勢を整備しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、コンプライアンス統括部門が、法令等遵守に係る情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を構築しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. コンプライアンス統括部門及びコンプライアンス担当者の役割

- (1) コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス関連情報を的確に収集・管理しているか。また、不適切な事例が発見された場合、直ちに適切な調査を行っているか。
- (2) コンプライアンス統括部門は、収集したコンプライアンス関連情報を分析しているか。
- (3) コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス関連情報の分析に基づき、関連部署に対し報告・改善を求めるなど、改善に向けた取組みを不断に行っているか。また、取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。
- (4) コンプライアンス統括部門は、不祥事件の未然防止・再発防止のために、効果的な防止策を検討、策定しているか。
- (5) 各業務部門及び営業拠点等ごとに、コンプライアンス担当者（当該部署に関するコンプライアンス関連情報を集約し、コンプライアンス統括部門に随時又は定期的に伝達し、当該部署における法令等遵守の取組み等を行う者）を配置しているか。コンプライアンス担当者は、最低限必要とされる法的知識の蓄積を図り、その機能を十分に発揮しているか。

3. コンプライアンス・マニュアルの整備・周知

- (1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下「コンプライアンス・マニュアル」という。）を策定しているか。また、その策定及び重要な見直しに当たっては、リーガルチェック等を受け、取締役会の承認を受けているか。
- (2) コンプライアンス・マニュアルは、保険会社の社会的責任と公共的使命を踏まえ、適切かつ具体的な内容となっているか。例えば、保険募集人に対しては、その職務内容に則したコンプライアンス・マニュアルが策定されているか。

- (3) コンプライアンス・マニュアルに、不祥事件の通報先が平易に記載されているか。
- (4) コンプライアンス・マニュアルの存在及び内容を、役職員等に対して周知徹底しているか。
- (5) コンプライアンス・マニュアルについては、随時、適切に内容の見直しを行っているか。新たな業務の開始、新たな商品の発売に際しても、リーガルチェック等を実施の上、適切に内容の見直しを行っているか。

4. コンプライアンス・プログラムの策定・実施

- (1) コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規程の整備、職員等の研修計画など。以下「コンプライアンス・プログラム」という。）は、適時、合理的な内容のものが策定されているか。
- (2) コンプライアンス・プログラムの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。
- (3) コンプライアンス・プログラムの実施に当たっては、その責任部門が明確になっているか。
- (4) コンプライアンス・プログラムの進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。また、取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を定期的にかつ正確に把握・評価しているか。
- (5) コンプライアンス・プログラムの実施状況を業績評価や人事考課等に衡平に反映しているか。

5. 指導・研修・管理等

- (1) コンプライアンス統括部門は、不祥事件の未然防止の観点から、全社的なコンプライアンスを徹底するため、研修や朝礼等を行う態勢を整備し、職員等に対する周知徹底を行っているか。また、コンプライアンスに関する研修の充実が図られているか。
- (2) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。
- (3) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等により、適切な頻度で一定期間連続して、職員等（管理者を含む）が職場を離れる方策を講じているか。

6. 責任追及・懲戒処分等

- (1) 保険会社は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。
- (2) 懲戒処分等に関する規程を整備しているか。
- (3) 懲戒処分等に関する規程の適用は、厳正かつ公平に行われているか。

II. 不祥事件等への対応

1. 不祥事件等に係る対応態勢

- (1) 法令等に抵触する不祥事件等に係る処理手続について、規程が定められているか。規程は、リーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。規程においては、不祥事件の判断基準が明確となっているか。
- (2) 役職員等が、不祥事件又はその疑いのある行為を発見した場合、コンプライアンス統括部門や内部監査部門等への迅速な報告、規程等に則った取締役会等への報告及び不祥事件の発生部署とは独立した部署（コンプライアンス統括部門又は内部監査部門等）による速やかな深度ある調査が行われる態勢が整備されているか。案件の処理は、規程に定められた手続に則って速やかに行われているか。不祥事件については、法令等に従い、監督当局への報告が行われ、適切に処理されているか。
- (3) 事実関係の調査・解明、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が、不祥事件の発生部署とは独立して整備されているか。
- (4) コンプライアンス統括部門は、不祥事件の発生原因を分析し、未然防止の観点から関連部門長や営業拠点長等に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。
- (5) 不祥事件の行為者及びその管理責任者等に対して、責任の明確化や追及が適切に行われているか。
- (6) 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、速やかに警察等関係機関等への通報が行われているか。

2. 賞罰・人事考課

- (1) 賞罰・人事考課の評価項目上、コンプライアンスに十分な考慮がされているか。例えば、表彰制度が、コンプライアンス上問題のあった者（営業拠点等及び職員等）を表彰の対象から除外する等のコンプライアンス重視の制度となっているか。
- (2) 不祥事件の未然防止のために、研修や朝礼等による職員等に対する周知徹底が

なされているか。

Ⅲ. 業務範囲

1. 他業の制限等

- (1) 保険会社の行う業務は、法第 97 条及び第 98 条、第 99 条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務の範疇にあるか。
- (2) 保険会社による保険の引受けは、法第 3 条第 2 項の免許の種類に従ったものとなっているか。
- (3) 保険会社の行う保険料として收受した金銭その他の資産の運用は、有価証券の取得その他法令で定める方法によっているか。
- (4) 保険会社は、法令で定める資産を、法令で定めるところにより計算した額を超えて運用していないか。また、保険会社の同一人（これと特殊の関係を有する者を含む）に対する法令で定める資産の運用額は、法令で定めるところにより計算した額を超えていないか。

（注）保険会社の子会社等を有する場合には、保険会社及びその子会社等又は子会社等の同一人に対する法令で定める資産の運用額が、合算して法令で定めるところにより計算した額を超えていないかに留意すること。

- (5) 保険会社は、特定関係者等との間で、当該保険会社の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引等をしていないか。
- (6) 保険会社又はその子会社は、国内の会社（子会社等は除く）の議決権について、合算して法令により許される範囲を超えて取得、保有していないか。

2. 付随業務等

- (1) 保険会社が「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（平成 3 年法律第 66 号）により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。
- (2) 保険会社が「抵当証券業の規制に関する法律」（昭和 62 年法律第 114 号）により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。
- (3) 保険会社の行う業務が、法第 98 条第 1 項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第 100 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点に考慮した取扱い

法令等遵守態勢

となっているか。

- ① 当該業務が法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模がその業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっているか。
- ③ 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

3. 保険会社の子会社等の業務の範囲

保険会社の子会社は、法第 106 条各号のいずれかに該当しているか。子会社が営む従属業務（法第 106 条第 2 項第 1 号）・金融関連業務（同条同項第 2 号）は、法令の要件のほか、告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を充たすものとなっているか。

（注）子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該保険会社が証券取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法等に関する規則、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取り扱い」（平成 10 年 12 月 8 日付 日本公認会計士協会）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかに留意すること。

（注）法第 106 条及び法第 107 条に規定する「会社」には、特別目的会社、組合、投資法人、パートナーシップ、ＬＬＣその他の会社に準ずる事業体（以下「会社に準ずる事業体」という。）を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意すること。

IV. 本人確認

1. 規程の策定

本人確認に関する法令等の遵守に係る事務手続等について、規程が定められているか。規程は、リーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。

2. 組織の整備等

- (1) 取締役会等は、本人確認に関する責任者又は担当部門を設置しているか。
- (2) 取締役会等は、経営に重大な影響を与える事項については、速やかにコンプライアンス統括部門及び内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。
- (3) 取締役会等は、本人確認及び本人確認記録・取引記録の作成・保存が、適切に行われる態勢を整備しているか。

3. 指導・研修

本人確認に関する担当部門は、本人確認に係る事務を適時・適切に実施できるよう、定期的に指導・研修を実施するなど職員等に対し周知徹底しているか。

V. 疑わしい取引の届出

1. 規程の策定

疑わしい取引の届出に関する法令等の遵守に係る事務手続等について、規程が定められているか。規程は、リーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。

2. 組織の整備等

- (1) 取締役会等は、疑わしい取引の届出に関する責任者又は担当部門を設置しているか。
- (2) 取締役会等は、疑わしい取引の届出を行うに当たって、当事者の属性、取引時の状況その他保険会社の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等、適切な検討・判断が行われる態勢を整備しているか。
- (3) 取締役会等は、疑わしい取引の届出に関する責任者又は担当部門が営業拠点等からの疑わしい取引の報告の概要等について定期的に取り締役会等に報告する態勢を整備しているか。
- (4) 取締役会等は、経営に重大な影響を与える事項については、速やかにコンプライアンス統括部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。
- (5) 疑わしい取引の届出に関する担当部門は、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、当局に対し速やかに届け出ているか。
- (6) 取締役会等は、届出漏れがないことを事後的に検証する態勢を整備しているか。

3. 指導・研修

疑わしい取引の届出に関する担当部門は、疑わしい取引の届出に係る事務を適時・適切に実施できるよう、定期的に指導・研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。

保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 保険契約の募集、締結に当たっては、顧客の保護を図るため、適正な保険募集管理態勢が整備・確立される必要があることから、保険募集管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、保険募集管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより保険募集管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、内部管理態勢及び法令等遵守態勢に問題がないかを、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 保険募集管理態勢

1. 保険募集管理態勢の整備・確立状況

(1) 保険募集管理に係る基本方針等の策定・確立

- ① 取締役は、保険募集に関する法令等の遵守の重要性を理解し、この理解に基づき会社の保険募集の現状を的確に認識し、適正な保険募集管理態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、適正な保険募集管理態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、明確な意思決定がなされているか。また、上記取組方針は、役職員等に周知されているか。

(2) 保険募集管理のための組織の整備等

- ① 取締役会等は、適正な保険募集管理態勢を整備・確立するために、保険募集に関するコンプライアンスを担当する部門（以下「募集コンプライアンス担当部門」という。）につき、営業推進部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を確保しているか。例えば、募集に係る規程などについて、募集コンプライアンス担当部門が営業推進部門から独立した立場で、作成ないし検証を行う措置が講じられているか。なお、営業推進部門以外の他の業務との兼務については、営業に関する部門からの干渉を受けない独立した立場が確保される限り兼務することを妨げるものではない。
- ② 取締役会等は、募集コンプライアンス担当部門に対し、保険募集の適正を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、募集コンプライアンス担当部門に、保険募集に関する法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適切な規模で配置しているか。
- ④ 取締役会等は、顧客からの苦情、営業職員の勤務状況、不祥事件に関する調査報告、保険契約継続の状況、経費支出状況等のコンプライアンスに関する情報のうち、保険募集に関するもの（以下「募集コンプライアンス関連情報」という。）が、募集コンプライアンス担当部門に迅速に報告される態勢を整備しているか。
- ⑤ 取締役会等は、営業推進部門又は営業拠点において保険募集の適正を管理するための牽制機能が発揮できる態勢を整備しているか。例えば、営業拠点の規模及び特性に応じて、適切な数のコンプライアンス担当者を配置しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、募集コンプライアンス担当部門が、保険募集の適正な管理に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を構築し

ているか。

- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 募集コンプライアンス担当部門の役割

- (1) 募集コンプライアンス担当部門は、募集に関する規程を整備しているか。また、規程は、リーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。
- (2) 募集コンプライアンス担当部門は、募集コンプライアンス関連情報を取得し分析しているか。法令等遵守態勢に問題がある事例又は不適切な事例が発見された場合、直ちに適切な調査を行っているか。
- (3) 募集コンプライアンス担当部門は、募集コンプライアンス関連情報の分析・調査に基づき、例えば、関連部署に対し報告・改善を求めるなど、改善に向けた取り組みを不断に行う態勢となっているか。また、取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。
- (4) 募集コンプライアンス担当部門は、早期失効・早期解約時の契約確認等、典型的に不祥事件の可能性が高い契約に関して確認を行う等、保険募集上の問題の有無を早期にチェックする態勢となっているか。
- (5) 募集コンプライアンス担当部門は、不祥事件の未然防止の観点から、保険募集におけるコンプライアンスを徹底するため、職員等に対する指導及び研修を行っているか。

3. 営業拠点における管理者の役割

- (1) 営業拠点における管理者は、保険募集に関する法令等の遵守の重要性を理解し、この理解に基づき、営業拠点における保険募集の現状を的確に認識し、適切な方策を講じているか。例えば、
 - ① 営業拠点における自主的な法令等遵守状況のチェックを適切な頻度で行っているか。
 - ② 朝礼等を通じ、担当者に対し、法令等の遵守の重要性を認識させるための適切な指導・教育を行っているか。
- (2) 営業拠点における管理者は、遅滞なく、募集コンプライアンス担当部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善し、適正な保険募集態勢の整備・確立に役立てているか。

(注) 損害保険代理店の管理者も上記に準じて適切な方策を講じることが望ましい。

4. 保険募集人の登録・届出・管理

(1) 取組方針の周知

- ① 会社としての保険募集に関する法令等遵守に係る取組方針を営業拠点及び保険募集人に周知徹底しているか。
- ② 各保険商品について引受基準を遵守するように営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。

(2) 保険募集人の採用・委託・登録

- ① 保険募集人の採用、委託に当たって、その適格性を審査するための審査基準（保険募集に関する法令、保険契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力、本来業務の事業内容、事業目的等）が整備されているか。
- ② 委託契約の内容の適切性を確認する態勢となっているか。
- ③ 無登録募集、登録前募集を防止する態勢となっているか。
- ④ 登録原簿の整備、必要事項の記載及び訂正は適切に行われる態勢となっているか。
- ⑤ 必要届出事項の処理遅延を回避する態勢となっているか。特に、保険募集人からの登録抹消届出書類の提出後、直ちに処理を行っているか。

(3) 適切な指導及び研修

- ① 保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、事務手続等の指導基準が明確化され、営業拠点及び保険募集人に対して指導及び研修が適切に行われるための措置が講じられているか。
- ② 募集用の資料の使用や事務処理等について営業拠点及び保険募集人への適切な指導及び研修を行っているか。
- ③ 損害保険会社においては、第三分野の商品を取扱う場合、人保険の募集について十分な指導を行っているか。

(4) 適正な保険募集管理態勢の構築・不正な保険契約発生の防止等

- ① 顧客に対する説明等
 - イ. 保険商品の多様化・複雑化や説明すべき事項の増加にかんがみ、契約概要及び注意喚起情報が記載された書面を交付するための態勢が整備されているか。
 - ロ. 保険契約時に顧客に契約概要及び注意喚起情報を書面にて説明する場合に、例えば顧客の確認印を取付ける等顧客が当該内容を了知した旨を確認するための措置を講じているか。
 - ハ. 顧客のニーズや知識、経験及び財産の状況を踏まえて説明を行うなど、適切な業務運営を確保するための措置を講じているか。
- ② 勧誘行為の適切性の確保

- イ. 募集行為が法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為や法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」に該当しないよう方策を講じているか。
- ロ. 告知に関する適切な募集管理態勢を確保するための方策を講じているか。
例えば、顧客に正しい告知等を行わせるようにするための措置を講じているか。
- ハ. 保険本来の趣旨を逸脱した募集活動や保険契約獲得のための不適正な行為を防止するための措置を講じているか。例えば、金融機関への過度の協力預金による顧客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集などの排除に取り組んでいるか。
- 二. 営業を優先して引受基準を充足しない者について契約を締結するなど、他の顧客との公平性を欠いた保険募集を防止するための措置を講じているか。
- ③ 不正な保険契約発生の防止策
 - イ. 不正な保険契約発生回避に資する情報を活用できる体制となっているか。
 - ロ. 保険金支払事由発生後の契約締結の仮装（いわゆるアフロス）、保険金詐取目的契約など、保険募集人による不正行為の防止のために適切な方策を採っているか。
 - ハ. (社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」、(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」又はこれに代わり得る確認方法を活用し、その結果が適切に記録されているか。
- ④ 乗換契約・転換契約の管理
 - イ. 乗換契約・転換契約について、顧客の利益を損なわないよう、適切な勧誘を行う態勢となっているか。
 - ロ. 乗換契約・転換契約に係る勧誘の適切性について、例えば、サンプルチェック等により確認し、改善に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。
- ⑤ 構成員契約規制
 - 法人である生命保険募集人の締結した契約について、構成員契約規制からのチェック体制が整備されているか。
- ⑥ 自己契約等
 - イ. 生命保険会社は、生命保険募集人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。
 - ロ. 生命保険会社は、法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払い等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。
- (5) 電話やインターネットを利用した通信販売など非対面募集における募集管理

- ① 通信販売など非対面の募集形態を採っている場合において、募集形態の特性も踏まえ、適正な保険募集のための態勢となっているか。また、コールセンターにおける無登録募集を防止する態勢となっているか。
- ② 特に、インターネットを使った保険募集においては、募集形態の特性も踏まえ、以下の態勢が整えられているか。
 - イ. 顧客に対してすべての重要な事項の提供ができる態勢
 - ロ. 顧客に重要な事項に関する十分な理解を得られる態勢
 - ハ. 本人確認を行う態勢
 - ニ. 情報流出防止やアクセス管理に関する適切な措置を講じる態勢
- (6) 銀行等に対する保険募集の委託・管理（保険会社の責務）
 - ① 銀行等に対して保険募集の委託を行うに当たり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、適切な方針を定め、同方針を踏まえて委託の内容を定めているか。
 - ② 銀行等における保険募集の状況を的確に把握しているか。例えば、銀行等に対し監査や報告を求めることが契約上可能となっているか。
 - ③ 銀行等における保険募集の適正性を確保するため、募集用の資料等に関する取決めを行うなどの態勢となっているか。また、顧客に銀行等が取扱う金融商品（預金等）との誤認を生じさせないための方策を講じているか。
 - ④ 特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止のために適切な方策を採っているか。
 - ⑤ 特定関係者に該当する金融機関との店舗等に係る独立確保等のために適切な方策を採っているか。
 - ⑥ 特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開金融情報に係る保険募集利用回避のために適切な方策を採っているか。
 - ⑦ 特定関係者による信用供与との抱き合わせ販売禁止のための適切な方策を採っているか。
 - ⑧ 保険募集人が新たな商品を扱うこととなる場合、商品について十分な知識を有するよう指導、教育しているか。

5. 業績評価・人事考課

業績評価・人事考課の評価項目上、コンプライアンスに十分な考慮がされているか。例えば、表彰制度が、コンプライアンス上問題のあった者（営業拠点及び職員等）を表彰の対象から除外する等のコンプライアンス重視の制度となっているか。

6. 保険募集資料等（広告も含む）の表示の適切性

- (1) 営業拠点及び保険募集人が使用する募集用の資料等について募集コンプライアンス担当部門や商品開発部門によるリーガルチェック等を受けることとされているか。また、営業拠点及び保険募集人が独自に用いる募集用の資料等については、本社で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査が漏れなく行われる態勢となっているか。
- (2) 募集用の資料等について、表示媒体や商品特性に応じた適正な表示を確保するための措置を講じているか。
- (3) 会社の信用又は支払能力等に関する表示を行う場合の適切な措置が講じられているか。
- (4) 適正な表示を確保するための規程が適切に策定されているか。規程は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して作成されているか。
 - ① 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せて分かりやすく示さないことなどにより、顧客に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れた所に表示されている等により当該条件表示を顧客が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

イ. 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合

ロ. 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合

また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ② 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せて分かりやすく示さないことなどにより、顧客に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険料の表示に関して、主たる契約者層とは考えられない若年層等の保険料を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、顧客が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の顧客についても当該保険料が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

また、保険商品の取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、

あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。

- (5) 契約概要及び注意喚起情報については、顧客にとって、不足なく記載され、理解しやすい記載・表示を確保するための措置が講じられているか。

Ⅱ. 保険募集業務の適正性

以下の項目に問題が認められた場合には、保険会社の募集管理態勢において、その原因の有無を検証することとする。

1. 保険募集共通

(1) 保険募集の適正

- ① 法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為又は法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」その他の不適切な行為が行われていないか。特に、以下の行為については、不適切な行為に該当する可能性が高いことに留意する。

イ. 保険料の横領・流用

ロ. 印鑑不正使用

ハ. 無面接募集（面接が必要とされていない契約に関する募集を除く。）

ニ. 作成契約（架空契約）・名義借契約・無断契約

ホ. 付績行為（成績の計上操作）・不正な勤務実態の作出

- ② 契約の内容及びそのリスク等を、顧客に対し適切かつ十分に説明しているか。特に、変額保険及び外貨建保険等、顧客がリスクを負う保険商品の募集を行うに当たっては、顧客に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ、必ず顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。
- ③ 保険契約の内容のうち重要な事項について、当該事項を記載した書面を顧客に交付するなど適切な方法で説明しているか。
- ④ 予定解約率を用い、かつ解約返戻金を支払わない保険契約の募集に際して、解約返戻金が無いことを記載した書面を顧客に交付しているか。
- ⑤ 契約のしおりなど契約内容の理解に資するための書面、約款等は適切に配付されているか。

- ⑥ 保険契約に関する表示を行う場合、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。
 - ⑦ 比較表示を行う場合、適切かつ正確な表示となっているか。
 - ⑧ 予想配当表示を行う場合、監督指針の要件を満たした書面が作成、交付されているか。
 - ⑨ 保護機構に加入していることに関して、規則第 53 条第 1 項第 8 号の説明を行うとともに、その際、同機構の資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しているか。
 - ⑩ クーリング・オフ制度は顧客に周知徹底され、かつ適正に実施されているか。
- (2) 適正な募集事務管理
- ① 保険募集人に対する指導、管理は適切なものとなっているか。特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明らかにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社へ送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導、管理しているか。
 - ② 内部監査は十分な頻度で適切に実施されているか。
 - ③ 第一回保険料充当金領収証の交付、回収及び保管は適正に行われているか。
 - ④ 次回後保険料集金のための契約（集金）カード領収証、集金紙、領収証等の管理及び未入金契約の管理は適正に行われているか。
 - ⑤ 現金残高の不突合が生じないよう方策を講じているか。
 - ⑥ 保険募集人に対する立替金、仮払金、貸付金の内容は適正なものとなっているか。
 - ⑦ 募集経費等の支出は適切なものとなっているか。
 - ⑧ 身分証明書の交付及び回収は適正に行われているか。
 - ⑨ その他事務管理は適正に行われているか。例えば以下の点の回避、是正に努めているか。
 - イ. 保険料領収証綴、自賠責証明書、自賠責収納済印、自賠責保険標章
 - ・ 残数不一致
 - ・ 交付管理簿の記載不備
 - ・ 預り証、要回収証明書の回収遅延及び未回収
 - ・ 保管方法不備
 - ロ. 契約者貸付関係
 - ・ 契約者貸付申込書、借用書の徴求遅延及び未徴求
 - ・ 契約者貸付申込書、借用書、請求書類の記載不備

2. 生命保険関係

(1) 一社専属制の例外の適用

2以上の所属保険会社を有する生命保険募集人（法第282条第3項）については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理等についての方策を講じているか。

(2) 団体扱契約・集団扱契約

- ① 団体性は適切なものとなっているか。定められた団体区分に合致しているか。
- ② 保険金額及び被保険者数、契約（協約）内容は適切なものとなっているか。
- ③ 保険料率、集金手数料は適切なものとなっているか。
- ④ いわゆる員外契約を防止するための方策を講じているか。
- ⑤ 団体性の変化に応じて、保険料率は適切に見直されるものとなっているか。

(3) 他人の生命の保険契約

- ① 被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、目的・趣旨に沿った契約確保のための取組みを行っているか。例えば、従業員等を被保険者とする個人保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組みを行っているか。
- ② 被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。

(4) 変額保険・変額年金

- ① 募集行為は適切に行われているか。例えば、以下のような行為が行われていないか。
 - イ. 将来の運用実績について断定的判断を提供する行為。
 - ロ. 特別勘定運用成績について、生命保険募集人が恣意に過去の特定期間を取りあげ、それによって将来を予測する行為。
 - ハ. 契約上定めのない保険金額あるいは解約返戻金額を保証する行為。
- ② 資産の運用方針等を記載した書面を顧客に交付しているか。

(5) 外貨建保険

保険金額等を外貨建表示する保険契約に関して、募集行為は適切に行われているか。為替差損が生じる場合があることを記載した書面を顧客に交付しているか。

(6) 乗換契約・転換契約

- ① 乗換契約・転換契約に際して、顧客に不利益になる可能性があることを必ず説明しているか。
- ② 転換契約に際して、既契約と新契約を対比して記載した書面及び既契約を継続したまま保障内容を見直すことが可能である旨記載した書面を保険契約者に

交付しているか。

(7) 共同保険契約等

保険の種類や保険会社の誤認を生じさせないための方策を講じているか。

(8) 構成員契約規制

法人である生命保険募集人が、その役員若しくは使用人又は資本関係等に照らし当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対し、生命保険会社が引き受ける保険契約（平成10年大蔵省告示第238号第2条に掲げるものを除く。）の申込みをさせていないか。

(9) 自己契約等

- ① 生命保険募集人は、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行っていないか。
- ② 法人である生命保険募集人は、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払い等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行っていないか。

3. 損害保険関係

(1) 団体扱契約・集団扱契約

- ① 団体性は適切なものとなっているか。定められた団体区分に合致しているか。
- ② 保険金額及び契約件数、契約（協約）内容は適切なものとなっているか。
- ③ 保険料率、集金手数料は適切なものとなっているか。
- ④ いわゆる員外契約を防止するための方策を講じているか。
- ⑤ 団体性の変化に応じて、保険料率は適切に見直されるものとなっているか。

(2) 自己契約等

- ① 自己契約等の禁止（法第 295 条）違反を防止する適切な方策が講じられているか。
- ② 自己契約等に係る保険料の計算が適正に行われるように所属代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導しているか。
- ③ 自己契約等の禁止を逃れるために、他の代理店に契約を付け替えていないか。付け替えを防止する方策を講じているか。

(3) 共同保険契約等

保険の種類や保険会社の誤認を生じさせないための方策を講じているか。

(4) 超過保険（保険価額を上回る保険金額の設定）

超過保険契約を防止するための確認すべき項目及び手続や体制は整備されているか。

(5) アフロス契約（保険事故が発生した後に締結される保険契約）

アフロス契約を防止するための確認すべき項目及び手続や体制は整備されて

いるか。

(6) 乗換契約・転換契約

医療保険等の長期の保険契約については、2.(6)に準じた取扱いが行われているか。

4. 銀行等における保険募集の適切性

(1) 保険募集に関する指針の策定・公表・実施

保険募集を行う銀行等は、保険募集を行うに際して、保険募集に関する指針を定めて公表しているか。当該指針の内容は、保険募集の公正の確保の観点から、以下の事項を含む適切なものとなっているか。銀行等は、当該指針の実施のために必要な措置を講じているか。

イ. 銀行等の保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社等の商号又は名称を明示するとともに、保険契約を引き受け、保険金等の支払いを行うのは当該保険会社等であることなど、保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行うこと。

ロ. 取扱う保険契約が複数ある場合にはそれらを適切に提示するなど、保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供を行うこと。

ハ. 銀行等が法令に違反して保険募集について顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に保険募集代理店としての販売責任があることを明示すること。

ニ. 銀行等における苦情や相談の受付先を明示するとともに保険募集を行った保険契約に係る顧客からの苦情や相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。

ホ. 上記の顧客への説明や対応等について、顧客との面談内容等を記録するなど顧客対応等の適切な履行を管理する体制を整備するとともに、保険募集時の説明に関する記録等については、保険期間が終了するまで保存すること。

(2) 非公開情報保護措置

保険募集を行う銀行等は、保険募集業務以外の業務で入手した顧客の非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用する場合、また逆に、保険募集に係る業務で入手した顧客の非公開保険情報を資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得るための措置を講じているか。

(3) コンプライアンス責任者の設置

保険募集を行う銀行等は、保険募集に係る法令等に関するコンプライアンス責任者を保険募集業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等に関するコンプライアンスを統括管理する統括責任者を本

店又は主たる事務所に、それぞれ配置しているか。これらの責任者は十分な権限と情報を得ているか。

(4) 取扱商品の制限の遵守

保険募集を行う銀行等は、以下の法令で許された範囲の保険商品以外のものを取扱っていないか。

① 生命保険募集人として取扱えるもの

イ. 住宅ローン関連の信用生命保険契約、個人年金保険等の貯蓄性生存保険契約、財形保険契約

ロ. 一時払終身保険契約、短満期又は一時払の養老保険契約、積立傷害保険契約

② 損害保険代理店として取扱えるもの

イ. 住宅ローン関連の長期火災保険契約・債務返済支援保険契約、海外旅行傷害保険、年金払積立傷害保険契約、財形傷害保険契約

ロ. 自動車保険契約を除く個人向け損害保険契約（積立保険契約以外で団体契約や団体・集団扱いに該当するものは除く。）、積立傷害保険契約

(5) 銀行等保険募集制限先に対する保険募集の制限

銀行等が上記(4)①ロ又は②ロの保険契約の募集を行う場合には、銀行等保険募集制限先を保険契約者又は被保険者とする保険契約の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じているか。

(注) 銀行等保険募集制限先とは、以下の者をいう。

- ・ 当該銀行等が法人又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け（手形の割引を含む。以下同じ。）を行っている場合における当該法人及びその代表者
- ・ 当該銀行等が事業を行う個人に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人
- ・ 当該銀行等が、常時使用する従業員の数が50人以下の小規模事業者である個人又は法人若しくはその代表者に対し、当該小規模事業者の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員

(6) 担当者の分離措置

銀行等が上記(4)①ロ又は②ロの保険契約の募集を行う場合には、事業資金の融資業務を担当する銀行等の担当者と保険募集業務の担当者を人的に分離する措置を講じているか。

(7) 中小金融機関に関する特例

営業地域が限定された中小金融機関は、上記(1)の指針において特例の選択を

明示すれば、上記(4)①ロ又は②ロの保険契約の募集を行う場合においても、
 イ. 常時使用する従業員の数が 21 人以上 50 人以下の事業者の従業員に対しても保険募集を行うことができる、
 ロ. 上記(6)について、代替措置（平成 17 年金融庁告示第 51 号）で足りる、
 こととなるが、この場合、生命保険及び第三分野（傷害保険を除く。）の保険募集を、各分野で保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の合計額を 1000 万円までに限る措置を講じているか。

(8) 協同組織金融機関の特例

協同組織金融機関は、上記(4)①ロ又は②ロの保険契約の募集を融資先である会員又は組合員に対して行う場合には、上記(1)の指針において、生命保険及び第三分野（傷害保険を除く。）の保険募集を、各分野で保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の合計額を 1000 万円までに限ることとし、その実施のための措置を講じているか。

(9) 銀行等による保険募集行為に係る規制

① 顧客に対する説明

銀行等の役員や使用人が保険募集を行う場合には、顧客の誤解を防止する等のため、顧客に対し、保険募集に先立って、書面の交付により次の説明を行っているか。

イ. 保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が銀行等の顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明

ロ. 融資先に対する保険募集の制限（上記(5)）の規制の対象となる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合に、銀行等保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明

ハ. 生命保険募集人として、住宅ローン関連の信用生命保険契約の締結の代理又は媒介を行うに際し、保険契約者が当該住宅ローン債務の返済に困窮した際に相談できる相談窓口に関する説明

ニ. 生命保険募集人として、変額保険契約の締結の代理又は媒介を行うに際し、保険契約者が信用供与を受けてその保険料の支払いをする場合は、当該変額保険契約により将来受け取ることができる保険金や解約返戻金の額が、運用実績に基づく資産の変動により、当該信用供与に係る返済額を下回り、これらの返済に困窮するおそれがある旨の説明（この場合は、顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得て行うことが必要。）

② 銀行等の役員や使用人に係る禁止行為

銀行等の役員や使用人は、その保険募集に際して、以下の禁止行為を行っていないか。

- ・ 銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為（いわ

ゆる抱合せ販売)

- ・ 顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、融資先に対する保険募集の制限の対象となる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

③ 特定関係者を通じた潜脱行為の禁止

銀行等の特定関係者又はその役員や使用人である保険募集人が、以下の行為を行っていないか。

- ・ 当該特定関係者又はその役員や使用人との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為
- ・ その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、融資先に対する保険募集の制限の対象となる保険契約の保険募集を行う行為
- ・ 顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、融資先に対する保険募集の制限の対象となる保険契約の保険募集を行う行為

(注) 特定関係者とは、当該銀行の子会社やその他の子法人等、関連法人等、銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社、その他の当該銀行と特殊の関係のある者をいう。

(参考：保険仲立人の確認検査用チェックリスト)

- (1) 以下については、検査官が保険仲立人に対する検査（保険業法第 305 条に基づく検査）を行う際に活用するため、保険仲立人に特有の項目について、例示として掲げたものである。なお、保険仲立人に対する検査に当たっては、保険仲立人が保険会社の指導、監督下でないことに留意する必要がある。
- (2) なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定を踏まえる必要があることに留意する。

保険仲立人の業務運営におけるチェック項目例

(1) 業務の適切性

- ① 保険仲立人は、法令に定める保険契約の締結の媒介以外の業務を行っていないか。
- ② 保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介について、保険会社、その役員、生命保険募集人、損害保険募集人及び他の保険仲立人（「生命保険募集人、損害保険募集人及び他の保険仲立人」を併せて「他の保険募集人等」という。以下同じ。）に対して委託をしていないか。
- ③ 保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介について、他の保険募集人等から委託を受けていないか。
- ④ 保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介について、保険会社又はその役員から委託を受けていないか。
- ⑤ 保険仲立人は、自己契約の締結を主たる業務として行っていないか。
- ⑥ 保険仲立人は、他の保険募集人等に対し、顧客の非公開情報を同意なく提供していないか。特に、一定の資本関係のある保険募集人とコンピュータを共用する場合において、情報遮断が適切に行われているか。
- ⑦ 保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介を行う事務所を他の保険募集人等の事務所と同一建物内に設置していないか。同一建物内に設置している場合には、専有部分が独立区分され、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されている等、顧客に混同が生じないよう十分な措置が取られているか。
- ⑧ 保険仲立人又はその役員若しくは従業員は、法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為に該当する行為を行っていないか。
- ⑨ 保険仲立人は、法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」に該当する行為その他の法令等違反行為を行っていないか。

(2) 結約書の交付

保険仲立人は、結約書を適切に作成及び交付しているか。

(3) 保険会社から独立した立場での保険契約の締結の代理又は媒介の確保

- ① 保険仲立人は、保険契約の締結の代理又は媒介を行う事務所を保険会社の事務所と同一建物内に設置していないか。同一建物内に設置している場合には、専有部分が独立区分され、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されている等、顧客に混同が生じないよう十分な措置が取られているか。
- ② 保険仲立人は、保険会社からの出資を受けていないか。出資を受けている場合、誠実義務を履行する上で、出資を正当化する根拠があるか。
- ③ 保険仲立人は、保険会社の役職員の出向を受け入れ、又は保険会社に対しその役職員を出向させていないか。

(4) 顧客への誠実義務の履行

- ① 顧客の保障ニーズ、保険料等コスト負担力などを確認し、顧客にとって最適

な内容の助言を行っているか。

② 保険に関する情報の伝達を適切に行っているか。顧客からの要望等の保険会社への伝達を適切に行っているか。

③ 守秘義務は遵守されているか。

④ 顧客から預かった保険料は、適切に管理され保険会社へ送金されているか。

(5) 開示事項の開示

顧客への事前開示は適切に行われているか。特に、保険仲立人に明示が義務付けられている事項についての明示（法第 296 条）及び開示を求められたときの開示（法第 297 条）が適切に行われているか。

顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 保険契約に関する解約・失効その他の契約の管理は、顧客の利益保護等の観点から、適切かつ迅速に行われなければならない。また、保険金、給付金及び返戻金等の支払いは、保険会社の運営の根幹をなす基本的かつ最も重要な機能の一つであり、これらの支払いに当たっては、適切な判断及び迅速な事務処理を行う態勢が整備されなければならない。そして、顧客からの苦情等への対応は、顧客の利益保護等の観点から、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指すべきものである。また、顧客に関する情報は、保険契約の基礎をなすものであるとともに、顧客の利益保護等の観点から、その適切な取扱いが確保される必要がある。なお、個人顧客に関する情報については、保険業法施行規則、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）等の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。よって、上記について適切な管理態勢（以下「顧客保護等管理態勢」という。）が整備・確立される必要があることから、顧客保護等管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、顧客保護等管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより顧客保護等管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、内部管理態勢及び法令等遵守態勢に問題がないかを、「内部管理態勢確認検査用チェックリスト」及び「法令等遵守態勢確認検査用チェックリスト」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法、個人情報保護法等の関係法令及び監督指針、保護法ガイドライン等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 保険契約管理態勢

1. 保険契約管理態勢の整備・確立状況

(1) 保険契約管理に係る基本方針等の策定・確立

- ① 取締役は、保険契約に関する解約・失効その他の契約の管理が、保険契約者等の利益保護等に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき会社の保険契約管理態勢の現状を的確に認識し、適正な契約管理態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記取組方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、明確な意思決定がなされているか。また、上記取組方針は、役職員等に周知されているか。

(2) 保険契約管理のための組織の整備等

- ① 取締役会等は保険契約の成立、保険料の収入処理、契約内容の変更処理等の事務（以下「契約管理事務」という。）を管理する契約管理部門（以下「契約管理部門」という。他の部門等が契約管理事務の管理を担当する場合又は兼務する場合は、適宜読み替える。以下同じ。）を設置しているか。なお、他の業務との兼務については、営業推進部門等から独立した立場が確保される限り兼務することを妨げるものではない。
- ② 取締役会等は、契約管理部門に、契約管理事務に関し十分な知識及び経験を有する人員を、適正な規模で配置しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、契約管理部門が、契約管理に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は保険契約者等の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を構築しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 契約管理部門の役割

(1) 契約管理部門による管理態勢

- ① 契約管理部門等は、契約管理に関し、確認すべき項目及び手続を適切かつ明確に定めた規程を整備しているか。また、規程は、リーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。
- ② 契約管理部門は、契約管理事務を適時・適切に実施できるよう、関連部署に対して、指導・監督を行う等適切に管理しているか。

(2) 他部門との連携

- ① 契約管理部門は、契約管理事務の遂行上発見したコンプライアンスに係る問題について、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する態勢となっているか。
- ② 契約管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件、苦情・問合せ等で把握した問題点について、必要に応じて見直し、改善しているか。

3. 契約管理事務の適切性

(1) 異動処理の管理

異動等契約条件の変更が生じた場合に、その処理が適切に行われるようにするための管理態勢が整備されているか。

(2) 早期解約等

早期解約等、適正募集の観点から疑問が生じる契約について、いかなる勧誘が行われたか、募集の経緯、保険契約者への説明の状況などがコンプライアンス統括部門に対し適時に報告される態勢となっているか。その際には、例えば、以下のような保険募集人の行為等の状況を確認するものとなっているか。

イ. 成績の仮装（名義借りを含む）

ロ. 保険契約者に対する誤った説明（不十分な説明、偽り説明を含む）

(3) 解約等に係る対応遅延の防止

保険契約者の要請に対する対応につき、迅速かつ適切に行う態勢となっているか。特に、解約について、迅速かつ適切な手続の履行を確保する態勢となっているか。例えば、以下の行為等を防止する態勢となっているか。

イ. 長期間にわたる解約手続の放置など、保険契約者の意思に反する解約遅延

ロ. 過剰な解約防止折衝の義務付けなど

ハ. 解約に係る過剰に煩雑な手続の設定

ニ. 保険契約者の本来の意思に反する貸付延長保険（解約返戻金を延長保険の保険料に充当するもの）を用いるなどした解約の先送り

(4) 失効管理・契約の復活

- ① 保険料の未入金、契約の失効等の把握が適切に行われる態勢となっているか。
- ② 契約の失効前に保険契約者に対する通知を行う態勢となっているか。
- ③ 失効後の契約の復活の手続を適切に行う態勢となっているか。
- ④ 失効契約について、保険契約者に対し、復活や解約返戻金に係る情報（復活手続、解約返戻金の有無、金額、時効の成立時期等）の説明が十分に行われるための方策が講じられているか。
- ⑤ 保険契約者に、時効の成立時期に関する通知を適切に行う態勢となっているか。

- ⑥ 時効成立後、一貫した時効処理を適切に行う態勢となっているか。また、時効成立後の問合せに対し、誠実に処理する態勢となっているか。
- ⑦ 新しい契約を勧めるに際して、復活できる契約があることを説明する態勢となっているか。
- (5) 運用実績等の報告

変額保険等の商品について、定期的に運用実績等必要な事項を保険契約者へ報告しているか。
- (6) 契約更改
 - ① 満期更改の管理は適切になされているか。例えば、十分な期間をもって保険契約者に更改の案内を行うなど、満期更改漏れを防止する態勢は整備されているか。
 - ② 契約更改時に保険金額の見直しを励行するなど、超過保険（保険価額を上回る保険金額の設定）を防止する措置が講じられているか。
- (7) 保険証券
 - ① 保険証券の長期預りに係る手続、保管方法が適切に整備されているか。
 - ② 迅速、適切な保険証券の再発行手続が整備されているか。
- (8) 住居・連絡先変更

転居などにより、保険契約者が速やかに住居・連絡先を保険会社へ連絡・通知できるよう連絡先の整備・周知を行っているか。なお、連絡先不明となった場合、可能な範囲で調査を行っているか。

Ⅱ. 保険金等支払管理態勢

1. 保険金等支払管理態勢の整備・確立状況

- (1) 保険金等支払管理に係る基本方針等の策定・確立
 - ① 取締役は、保険金、給付金、返戻金等（以下「保険金等」という。）の支払いが保険会社の重要な根幹業務であることを理解し、この理解に基づき会社の保険金等支払管理態勢の現状を的確に認識し、適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
 - ② 取締役会等において、上記取組方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、明確な意思決定がなされているか。また、上記取組方針は、役職員等に周知されているか。
 - ③ 「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」、「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」、「告知義務違反に詐欺無効を適用するにあたっての留意点」（㈱生命保険協会）等を適宜参考とし、適切な保険金支払業務のプロセスを整備しているか。

(2) 保険金等支払管理のための組織の整備等

- ① 取締役会等は、保険金等の支払いに係る事務（以下「保険金等支払事務」という。）全般を統括管理する部門（以下「支払管理部門」という。他の部門等が保険金等支払事務全般を担当する場合又は兼務する場合は、適宜読み替える。以下同じ。）を設置しているか。なお、他の業務との兼務については、独立した立場が確保される限り兼務することを妨げるものではない。
- ② 取締役会等は、支払管理部門に、保険金等支払事務に関し十分な知識及び経験を有する人員を、適正な規模で配置しているか。なお、長期的な人材育成の観点から担当者の育成に配慮した配置が望ましい。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、支払管理部門が、保険金等支払いに関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は保険契約者等の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を構築しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 支払管理部門の役割

(1) 支払管理部門による管理態勢

- ① 支払管理部門等は、保険金等支払いに関し、確認すべき項目、手続及び判断基準等を適切かつ明確に定めた規程を整備しているか。規程は、リーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ② 支払管理部門は、保険金等支払事務全般に関し、支払い・不払いの審査等が適切に遂行されるよう相互牽制機能を発揮する態勢となっているか。例えば、複数人による検証を行う態勢となっているか。
- ③ 支払管理部門は、保険金等支払事務全般に関し、迅速に支払い・不払いの審査等が行われるよう適切な進捗状況管理を行う態勢となっているか。
- ④ 支払管理部門は、保険金等支払事務を適時・適切に実施できるよう、支払いに関連する部門・部署に対して、指導・監督を行う態勢となっているか。
- ⑤ 支払管理部門は、保険金等の支払状況について、正確にその現状、問題点を把握し、適切に取締役会等に報告する態勢となっているか。例えば、支払いに係る訴訟事案、紛争事案など保険契約者等の利益に重大な影響を与える保険金支払拒否事案の概要、その他支払いに関して発生している問題等を適切に報告しているか。
- ⑥ 支払管理部門は、支払査定の適切性を維持・向上させるための方法・体制を整備しているか。

- ⑦ 支払管理部門は、受取人が保険金等の請求を行えない場合、受取人に代わる代理人等が請求することができるような手続を整備しているか。
- ⑧ 支払管理部門は、請求書等の帳票類について、商品が多様化していることなどを踏まえ、請求漏れを未然防止するとともに、分かりやすい内容となるよう見直しを適時適切に行っているか。
- ⑨ 支払管理部門は、複数の支払部門にまたがるような保険金等の支払いについて、支払漏れ防止の観点から、各支払部門が相互に確認する仕組みを整備するなど、定期的にチェックを行う態勢となっているか。
- ⑩ 支払審査や請求放棄の処理に係る記録を整理し、保管しているか。

(2) 他部門との連携

- ① 支払管理部門は、支払管理事務の遂行上発見したコンプライアンスに係る問題について、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する態勢となっているか。
- ② 支払管理部門は、保険金等の支払いの一部又は全部を拒否する場合、必要性がないことが明らかな事案を除き、保険募集時においていかなる勧誘が行われたのか検証する態勢となっているか。

3. 保険事故の事実関係及び損害の調査・確認

(1) 保険事故の事実関係の調査態勢

- ① 支払管理部門は、保険契約者等にとって有利不利な事実を問わず、公平・公正に事実の調査を行う態勢（事後検証を含む）を整備・確立しているか。
- ② 支払管理部門は、個別案件に関する事実関係の調査等について、迅速な支払いに向けた適切な進捗管理を行っているか。
- ③ 保険事故の事実関係の確認に当たって、必要な同意を取得した上で、支払事由の有無の判断をするために十分かつ正確な調査を行う態勢となっているか。
例えば、以下のような確認を行っているか。
イ. 被保険者、入院先（通院先）、主治医等に対する確認等による正確な事実関係の確認、
ロ. 災害等を原因とする保険事故の場合には、事故現場や警察署、目撃者等による正確な事実関係の確認等
- ④ 調査の経過及び結果とその記録は将来の紛争発生の可能性を踏まえ適切に保管する態勢となっているか。
- ⑤ 調査を外部に委託する場合、調査の適正を確保するため委託先を十分監督する態勢となっているか。例えば、
イ. 委託先の業務の適正を管理するための規程や体制を整備しているか。
ロ. 委託先の調査活動に対し、実効性ある管理及び指導が行われているか。

ハ. 委託先が遵守すべき事項について、委託契約の中で定めているか。

ニ. 委託先の管理及び指導について責任部署が明確にされているか。

ホ. 委託先及びその業務について定期的に評価を行っているか。

(2) 損害額の調査、決定（損害保険関係）

① 損害額の調査、決定を適切に行う態勢となっているか。

例えば、以下の点に留意して管理を行っているか。

イ. 火災保険の場合には鑑定人等、自動車保険の場合にはアジャスター等の専門家による損害額の調査を必要に応じ行っているか。

ロ. 保険金の額の算出に当たっての算出根拠の明確化及びその妥当性の検証を行っているか。

ハ. 損害額決定に至るまでの未払保険金の管理を適切に行っているか。

ニ. 支払先（受取人、病院、整備工場等）の確認を行っているか。

② 保険契約者間の公平性に反して、十分な損害調査を行うことなく保険金支払いを行っていないか。

(3) 示談交渉（損害保険関係）

示談交渉等において、例えば、以下の点に留意して管理を行っているか。

イ. 過失相殺の適用について十分に検討しているか。

ロ. 間接損害（代車費用、休業損害等）について十分に検討しているか。

ハ. 訴訟事案の管理は適切に行われているか。

(4) 不適切な顧客対応の防止

① 保険契約者等、事故の被害者、遺族等に対する不適切な対応を防止する方策を講じているか。例えば、保険契約者等、事故の被害者、遺族等に対し、誤解を与える言動により和解を不当に勧めていないか。

② 保険契約者等、事故の被害者、遺族等への適切な対応を確保する方策を講じているか。

4. 保険金等支払いの適切性

(1) 支払事由の管理

① 支払管理部門は、保険契約者等から保険金等の請求がなされた場合、公平・公正に保険金等の支払事由を検討し、その結果、相当期間の調査が必要となる際には、保険契約者等にその旨を通知する態勢となっているか。

② 支払管理部門は、保険契約者等から保険金等請求がなされる場合以外の支払事由の発生について、保険契約全般について管理しているか。特に、失効返戻金、満期返戻金の支払事由に関し、見落としによる支払漏れを不断に防止する態勢となっているか。例えば、システム整備により支払漏れが生じない態勢となっているか。

- ③ 損害保険会社については、特約に係る支払いに関し、見落としによる支払漏れを不断に防止する態勢となっているか。例えば、システム整備により支払漏れが生じない態勢となっているか。
- (2) 支払拒否基準及びその運用
 - ① 詐欺無効、錯誤無効、重大事由解除、告知義務違反解除、約款上の免責などの不払い事由又は解除事由の適用の基準（以下「支払拒否基準」という。）につき、リーガルチェック等を受けた上で適切な規程が定められているか。
 - ② 支払拒否基準につき、少なくとも経営に重大な影響を与える、又は保険契約者等の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等の承認を受けているか。なお、不払事由・解除事由の適用についての考え方やその代表的事例については、保険契約者等の利益のために、十分に開示されていることが望ましい。
 - ③ 支払事由非該当、免責事由該当等の保険金等不払いの決定に際し、必要に応じてリーガルチェックや医的判断等を受ける態勢となっているか。また、必要に応じて、適時に、外部の弁護士による意見書を取得しているか。
 - ④ 保険契約者等に有利な事実と不利な事実の評価が公平・適切に行われる態勢となっているか。特に、事実関係が不明確なまま、会社に有利な判断をすることを防止する態勢となっているか。
 - ⑤ 支払拒否基準に照らし、保険金等の一部又は全部の支払いを行わないものと決定した場合又は契約を解除した場合、かかる判断が合理的であることを示す理由と根拠を適切に記録・保管する態勢となっているか。
- (3) 不当な支払いの防止

不払事由があるにもかかわらず、恣意的に保険金等の支払いを行うことを防止する態勢となっているか。
- (4) 不当な支払抑制・支払遅延
 - ① 不当な支払抑制を防止する態勢となっているか。例えば保険金等の支払いの総額に上限枠を設ける、又は合理的根拠なく支払単価を下げる等の不当な施策が実行されていないか。
 - ② 不当な支払遅延を防止する態勢となっているか。
 - ③ 保険金等の支払いを据え置きすることについて過剰な勧誘を行わないよう防止策を講ずる態勢となっているか。
 - ④ 合理的な調査期間を経過した後の遅延利息が適切に支払われる態勢となっているか。
 - ⑤ 複数回の請求や苦情がなければ支払わないなどの不当な取扱いを防止する態勢となっているか。
- (5) 保険金等の不払いに関する説明

保険金等を不払いとした場合には、会社が把握した具体的事実関係とともに、

約款上の根拠を明確に示しつつ、その不払いの理由を的確に説明する態勢となっているか。また、保険契約者等の質問に対し、必要に応じ再度事実確認を行うなど、その根拠や理由を十分かつ適切に回答する態勢となっているか。

Ⅲ. 苦情処理態勢

1. 苦情処理態勢の整備・確立状況

(1) 苦情処理に係る基本方針等の策定・確立

- ① 取締役は、顧客保護及び利用者利便の観点から、顧客からの苦情の処理態勢の構築及び確保が保険会社の健全かつ適切な業務運営の基本に関わるものであることを理解し、この理解に基づき苦情処理態勢の現状を的確に認識し、適切な苦情処理態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記取組方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、明確な意思決定がなされているか。また、上記取組方針は、役職員等に周知されているか。

(2) 苦情処理のための組織の整備等

- ① 取締役会等は、顧客からの苦情を集約し、苦情に対する対応の進捗状況及び処理指示を一元的に管理する部門（以下「苦情担当部門」という。）を設置しているか。
- ② 取締役会等は、顧客がアクセスしやすい相談窓口、苦情処理担当者を適切に配置しているか。
- ③ 相談窓口の充実、強化を図るための措置が講じられているか。例えば、インターネットを利用して苦情・相談等を受けているか。
- ④ 苦情担当部門は、顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む。）について、その処理の手続を定めた規程を整備しているか。また、規程はリーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。
- ⑤ 苦情に該当するか否かについて明確な判定基準が規程において定められているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、顧客からの苦情等のうち、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を構築しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 苦情処理対応の適切性

(1) 関係部門の連携

顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む）は、処理の手続に従い関連部署と連携の上、速やかに処理を行っているか。

(2) 苦情等の記録、保存、報告

① 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む）の内容は、処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、適時にコンプライアンス統括部門、内部監査部門等に報告しているか。

② 経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される一切の事項については、速やかにコンプライアンス統括部門、内部監査部門等の適切な部署へ報告するとともに、取締役会等に報告しているか。

(3) 苦情の原因分析（改善策）

① 苦情内容について分析し、苦情発生原因を把握しているか。

② 苦情担当部門は、苦情内容の分析に基づき、例えば、関連部署に対し報告・改善を求めるなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。また、取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

IV. 顧客情報管理態勢

1. 顧客情報管理態勢の整備・確立状況

(1) 顧客情報管理に係る基本方針等の策定・確立

① 取締役は、顧客に関する情報（以下「顧客情報」という。）の漏えい等を防止するため、個人情報保護法をはじめとする顧客情報管理に関する法令等の遵守の重要性を理解し、この理解に基づき顧客情報管理態勢の現状を的確に認識し、適切な顧客情報管理態勢の構築及び確保に向けた取組方針並びに具体的な方策を立案・策定しているか。

② 取締役会等において、上記取組方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、明確な意思決定がなされているか。また、上記取組方針は、役職員等に周知されているか。

(2) 顧客情報管理のための組織の整備等

① 取締役会等は、適切な顧客情報管理態勢を整備・確立するために、顧客情報の管理全般を統括する責任者（以下「顧客情報統括管理責任者」という。）を設置しているか。また、その責任及び権限を明確化しているか。（なお、顧客情報を統括管理する部門を設置することを妨げない。）顧客情報統括管理責任者は、取締役又は執行役等の業務遂行に責任を有する者となっているか。

- ② 取締役会等は、各部署に顧客情報を管理する顧客情報管理者を設置しているか。また、その責任及び権限を明確化しているか。
 - ③ 取締役会等は、顧客情報統括管理責任者及び顧客情報管理者に、それぞれの事務に関し十分な知識及び経験を有する人員を充てているか。
 - ④ 取締役会等は、個人である顧客に関する情報については、法令に基づき、その安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置を講じているか。
 - イ. 保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく措置
 - ロ. 実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置
 - ⑤ 取締役会等は、保護法ガイドライン第 6 条に規定する機微（センシティブ）情報については、同条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置を講じているか。
- (3) 取締役会等への報告・承認
- ① 取締役会等は、顧客情報統括管理責任者が、顧客情報管理に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を構築しているか。
 - ② 取締役会等は、顧客情報統括管理責任者が、顧客情報管理に係る状況について定期的に取り締役会等に報告する態勢を構築しているか。
 - ③ 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 顧客情報統括管理責任者及び顧客情報管理者の役割等

- (1) 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理者を通じて事務全般に関し、関係部門、営業拠点等に対し、顧客情報の適切な取扱いが確保されるよう牽制機能を発揮する態勢となっているか。
- (2) 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理事務を適時・適切に実施できるよう、関係部門、営業拠点等に対して、指導・監督を行う等適切に管理しているか。
- (3) 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理の方法等に関し、顧客情報の範囲及びその管理の方法、確認すべき項目、手続及び判断基準等を明確に定めた規程を整備しているか。また、規程は、リーガルチェック等を受け、取締役会等の承認を受けているか。
- (4) 上記の規程について、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。
- (5) 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報管理者を通じて管理の対象となる帳票や電子媒体等について、収納する場所、廃棄方法など、内部において適切に管理す

るための方法を明確に定めているか。また、管理の対象となる帳票や電子媒体等について定めているか。

- (6) 顧客情報統括管理責任者は、顧客情報を外部に持ち出す場合について、必要なものに限ることや常時携帯することなど顧客情報の漏えいを防止するための取扱方法を明確に定めているか。
- (7) 顧客情報統括管理責任者は、漏えい事故が発生した場合について、顧客情報統括管理責任者や顧客情報管理者及び当局への報告、必要に応じた情報のアクセス制限や顧客への説明など情報漏えいによる二次被害を防止するための方策などの対応方法を明確に定めているか。

3. システム対応

顧客情報統括管理責任者は、以下のような対応をシステム担当者を通じて、行っているか。

- ① 顧客情報のプリントアウトやダウンロードについて、適切な方法により、利用目的に応じたデータの内容・量の制限を行っているか。
- ② 顧客情報へのアクセスについて、職制や資格に応じて必要な範囲内に制限しているか。
- ③ パソコンやホストコンピュータ等に保存された顧客情報データベースへのアクセスについて、パスワードの設定や認証システムの構築などのセキュリティが施されているか。
- ④ パソコンやホストコンピュータ等に保存された顧客情報のデータが暗号化されるなどして保護されているか。

4. 事後対応の管理状況

- (1) 顧客情報の漏えいが発生した場合、顧客情報管理者は、顧客情報統括管理責任者に対して直ちに報告する態勢となっているか。
- (2) 顧客情報の漏えいが発生した場合、顧客情報統括管理責任者は、速やかにコンプライアンス統括部門及び取締役会等に報告しているか。
- (3) 顧客情報の漏えいが発生した場合、顧客情報統括管理責任者は、当局への報告、必要に応じた情報のアクセス制限や顧客への説明など情報漏えいによる二次被害を防止するための方策などを行っているか。また、顧客情報の漏えいが発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じているか。

5. 代理店・外部委託先

顧客保護等

- (1) 取締役会等は、顧客情報について、委託契約等に基づき当該委託先が取扱う顧客情報の性質及び量等に応じた取扱ルール及び責任を明確に定めているか。
- (2) 取締役会等は、代理店及び外部委託先の管理について責任部署を明確にし、当該責任部署に顧客情報管理者を置いているか。
- (3) 取締役会等は、外部委託先の顧客情報管理が定期的に点検される態勢を構築しているか。
- (4) 取締役会等は、顧客情報保護のための施策が委託先に適切に伝達され、また、委託先の事故等が責任部署に対して迅速かつ正確に報告される態勢を構築しているか。
- (5) 取締役会等は、顧客情報保護に関する事務取扱等について、研修や通知文書の発出などにより周知徹底される態勢を構築しているか。
- (6) 取締役会等は、代理店・外部委託先を契約解除する場合の顧客情報の取扱ルールを整備しているか。
- (7) 顧客情報統括管理責任者又は顧客情報管理者は、代理店及び外部委託先が顧客情報を適切に管理し、事故発生時においても適切に所定の対応を行っているかについて把握しているか。
- (8) 顧客情報統括管理責任者は、必要に応じ、システム担当者を通じて、システム上必要な保護措置を講じているか。

財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 責任準備金、支払備金及び配当準備金（以下「責任準備金等」という。）は、保険会社が保険契約者等へ支払う保険金等の原資となるものであり、保険会社が保険契約上の責務を確実に履行するためには適切な積立てが重要である。また、責任準備金等の積立てが適切に行われることは、正確な財務諸表を作成する前提となる。

保険会社においては、責任準備金等の積立額の適切性については、会計監査人及び保険計理人が各々の立場で検証することとされている。

したがって、検査官は責任準備金等の積立ての適切性等に関する検査において、会計監査人及び保険計理人による検証を前提として、本チェックリストにより、責任準備金等の積立ての適切性の状況及び当該適切性を確保するための管理態勢等の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行い、さらに実際の積立額について、抽出調査の手法及び積立額の推移等からの検討によりその適切性の検証を行うこととする。

- (2) 保険会社は、保険契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる保険会社にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、保険会社の経営の健全性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、保険会社の経営の早期是正を促していく必要がある。そのため、ソルベンシー・マージン比率について、「保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号）等に定めるところにより、ソルベンシー・マージン及び各リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する必要がある。
- (3) 保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響を把握し、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとっていく必要がある。そのため、当局が求めているソルベンシー・マージン比率の算出や将来収支分析等のほか、財務内容や保有するリスクに応じたストレス・テスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）を自主的に実施することが求められる。

これらの経営分析の活用及び経営への反映は、保険契約者等保護の基本である保険金等の確実な支払のために欠かせないものとなっている。

- (4) 以上のことを踏まえ、検査官は、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 責任準備金等の積立ての適切性等

1. 責任準備金等の積立管理態勢の整備・確立状況

(1) 責任準備金等の積立方針の明確化

取締役は、責任準備金等の適切な積立てが保険会社の財務の健全性確保ひいては保険契約者等保護の観点から重要であることを十分認識し、取締役会において、法令等（本チェックリストでは、算出方法書及び実務基準を含む。）に則り、積立方法及び積立水準等に関する基本的な方針を明確に定めているか。当該方針には各保険商品の積立方法、積立水準の変更に係る取締役会等への報告、社内における承認申請等の基準を含んでいるか。また、積立方針を変更する場合、変更内容が法令等に則っていることを確認しているか。

(2) 積立内容の確認

- ① 取締役会は、責任準備金等の実際の積立てが法令等及び積立方針に則っていることを確認しているか。
- ② 生命保険会社の取締役会は、責任準備金の評価方法が経営実態との関係で適切か否かを確認するため、将来収支分析（法第121条第1項第1号に基づく生命保険会社の保険計理人の確認業務。以下「1号収支分析」という。）について、そのシナリオ等が適切であることを検証しているか。その際に、過去に行われた予測のシナリオが実現したかどうかについても考慮しているか。

(3) 保険計理人意見の検討

- ① 取締役会は、保険計理人から提出を受けた規則第82条に定める意見書、附属報告書及びその他の参考資料（以下「意見書等」という。）について、意見等の根拠が妥当であるか等の内容を検討しているか。
- ② 取締役会は、意見書等に責任準備金の積立てが適正に行われていない旨の記載がある場合、当該意見に従い是正しているか。従っていない場合、当該意見が実務基準に反するなどの合理的理由によっているか。
- ③ 生命保険会社の取締役会は、保険計理人が経営政策の変更により責任準備金不足相当額（実務基準に定めるもの。以下同じ。）の一部又は全部を積立てなくともよいことを意見書において示し、取締役会が当該意見を根拠に追加積立てを行わないこととした場合、当該経営政策の変更が実現できるよう、実際に措置を講じているか。

(4) 担当部門の態勢整備

- ① 取締役会は、積立方針に従った適切な積立てを行うため、各担当部門及びその責任を明確にする等態勢を整備しているか。
- ② 責任準備金等の積立額の算出について、取りまとめ担当部門は責任準備金等の積立てに関連する部門を統括する権限を有しているか。

(5) 担当部門等への人材の配置

取締役会等は、取りまとめ担当部門及び内部監査部門に保険数理に精通した人材を配置しているか。

(6) 監査役・監査役会の役割

① 積立額の監査

監査役は、責任準備金等の積立について、計算書類や附属明細書、会計監査人の監査報告書等、保険計理人の意見書等を踏まえ、適切に監査を行っているか。

② 積立方針の変更

責任準備金等の積立方針が変更された場合、監査役会は取締役会の判断根拠について監査しているか。

(7) 内部監査・外部監査及び問題点の是正

① 内部監査部門は、責任準備金等の取りまとめ担当部門、計算担当部門、システム部門及び損害調査部門（損害保険会社のみ）等の関連部門を適切に監査しているか。特に、責任準備金等の積立額算出に係るシステムの変更時、あるいは積立方針の変更時におけるプロセス・チェックや各部門間の相互牽制機能の発揮状況のチェックを十分に行っているか。

② 責任準備金等の積立について適切に会計監査人の監査を受けているか。生命保険会社の1号収支分析について、保険計理人は意見書の写し及び附属報告書の写しを会計監査人に提出しているか。また、保険計理人は監査役及び会計監査人と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めているか。

2. 保険計理人の役割

(1) 保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。

(2) 保険計理人は、支払備金の算出について法令等に則り適切に関与しているか。

(3) 生命保険会社の保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積立てられていることを確認するため、法令等に則り1号収支分析を行っているか。特に、新契約伸展率や事業費、資産運用状況等について過去の実績や妥当な将来見込みに基づいているか。さらに、原則、区分経理の商品区分ごとに、分析期間を少なくとも将来10年間として収支分析を行っているか。

(4) 保険計理人は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項に関与し、それらのシステム変更についても、関連部門と連携し、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を的確に報告しているか。

(5) 保険計理人は、取締役会へ意見書を提出しているか。意見書には法令等に定められた事項を記載しているか。

3. 責任準備金等の積立担当部門の役割

(1) 作業手順等及びスケジュールの管理

- ① 取りまとめ担当部門は、責任準備金等の積立額算出に係る作業手順等を明確に定め、関連部門に周知しているか。また、作業手順に基づき適切にスケジュールを管理しているか。
- ② 取りまとめ担当部門は、1号収支分析について、用いるべきシナリオ作りに必要となる適切な情報を提供しているか。

(2) 計算結果の検証

- ① 取りまとめ担当部門は、責任準備金等の積立額を積立方針及び法令等に則って算出していること及び計算結果が正当であることについて検証しているか。その際に、過去からの残高推移等及びサンプリングによる検証を行っているか。
- ② 取りまとめ担当部門が計算事務の一部を行う（計算部門を兼ねる）場合、部門内において計算事務を行う担当者とそれ以外の担当者を明確に分けるなど相互牽制機能を確保しているか。

4. 生命保険会社の責任準備金等

(1) 責任準備金

① 責任準備金の積立て

決算期における有効中の保険契約を適正に認識した上で、規則第 69 条に掲げる保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金及び危険準備金に区分し、算出方法書に従って計算・積立てを行っているか。

② 保険料積立金・未経過保険料

イ. 標準責任準備金の対象契約か否かについては、保険契約の契約締結時期及び契約種類により法令等に則り適正に取扱っているか。

ロ. 責任準備金の積立方式がチルメル方式の場合、チルメル歩合及びチルメル期間は妥当なものであり、その水準は解約返戻金相当額を上回っているか。

ハ. 責任準備金の積立方式がチルメル方式の場合には、平準純保険料式の責任準備金の積立てに向けて計画的な積増しを行うこととしているか。

ニ. 責任準備金の各計算項目について、適切に集計しているか。前年度に比べ大きく変動しているものについて、その理由を確認しているか。

③ 危険準備金

イ. 危険準備金の積立てに際し、規則第69条第6項に基づき、保険リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅰ）、予定利率リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅱ）及び最低保証リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅲ）に区分し

て管理しているか。

ロ. 危険準備金Ⅰ、危険準備金Ⅱ及び危険準備金Ⅲの積立てについて、平成10年大蔵省告示第231号第2条、第3条及び第3条の2に基づき各々算出される積立基準額以上となっているか。また、同告示に定める積立限度額を上回るものとなっていないか。

ハ. 危険準備金の取崩しを行っている場合、告示第231号第6条の取崩基準に基づいたものとなっているか。

ニ. 告示第231号に規定された普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク以外のリスク（例えば3大疾病等）について、同告示に基づき算出方法書に定める方法により、危険準備金を適正に積立てているか。

④ 特別勘定に属する財産の価格により保険金額等が変動する保険契約に係る責任準備金

イ. 特別勘定における収支の残高を、特別勘定の責任準備金として積立てているか。

ロ. 保険金額等について最低保証している保険契約の場合、平成8年大蔵省告示第48号第5項第1号に規定する金額を、一般勘定の責任準備金として積立てているか。

ハ. 危険準備金の積立てに関し、平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証しているものについても、危険準備金Ⅲの積立てを行っているか。

(2) 支払備金

① 普通支払備金

イ. 規則第73条第1項第1号に基づき、支払事由発生 of 報告を受けて支払義務が発生しているものの支出として計上していない保険金等（以下「普通支払備金」という。）を適正に積立てているか。積立てに当たっては、保険契約者等からの保険事故に関する情報を適切に管理し、支払見込額の推計を合理的に行っているか。

ロ. 普通支払備金の積立額の算出基準については、保険金支払基準に照らし適切に定めているか。また、当該算出基準を変更している場合、その理由・要件は合理的なものとなっているか。

ハ. 計算部門においては、支払額確定までの間、自社で把握している支払事由発生状況を洗い替え作業に的確に反映させているか。

ニ. 外国からの受再保険に係る支払備金（以下「外国受再保険推計支払備金」という。）について、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっては、最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合には、その算出金額を普通

支払備金として積立てているか。

② IBNR備金

イ. 規則第73条第1項第2号に基づき、保険種類の区分に応じ、支払事由発生
報告を受けていないが支払義務が既に発生したと認める保険金等（既発生未
報告支払備金。以下「IBNR備金」という。）を平成10年大蔵省告示第234
号第1条に則って適正に積立てているか。

ロ. 告示第234号によらず、規則第73条第2項に則っている場合は、算出方法書
に規定する方法により計算した金額をIBNR備金として積立てているか。

(3) 配当準備金

相互会社においては、社員配当準備金を規則第30条の5第2項に基づいて負
債の部に積立てているか。さらに、任意積立金としての社員配当平衡準備金に
ついては純資産の部に積立てるものとしているか。また、株式会社においては、
契約者配当準備金として規則第64条に基づいて積立てているか。

5. 損害保険会社の責任準備金等

(1) 責任準備金

① 責任準備金の積立て

決算期における有効中の保険契約を適正に認識した上で、規則第70条に掲
げる普通責任準備金、異常危険準備金、払戻積立金及び契約者配当準備金等
に区分し、算出方法書及び平成10年大蔵省告示第232号に従って計算・積立て
を行っているか。

② 普通責任準備金

告示第232号及び算出方法書に従って算出した、保険料積立金及び未経過保
険料の合計額と初年度収支残高（当該事業年度における収入保険料から当該
事業年度に保険料を収入した契約のために支出した保険金、返戻金、支払備
金及び当該事業年度の事業費を控除したもの）のうち、いずれか大きい方を
普通責任準備金として積立てているか。

③ 標準責任準備金の対象契約

平成13年4月1日以降に開始する保険契約のうち、法第3条第5項第2号
に定める保険契約（第三分野の保険）であって、保険期間が1年以下の契約
（ただし、積立勘定を設けている保険契約については、保険期間が10年以下
の保険契約）を除いたものについて、規則第70条第2項第1号に準じて保険
料積立金又は払戻積立金を適正に積立てているか。

④ 異常危険準備金

イ. 異常危険準備金の繰入額について、告示第232号第2条第2号に基づき、算出
方法書に定める最低限度額又は税法で容認される算入限度額のいずれか大き

い額を積立てることとしているか。また、告示に従い、必要に応じて届け出ているか。

ロ. イの方法によらず限度額を超えて繰り入れる場合、その理由は合理的なものとなっているか。

ハ. 異常危険準備金の取崩しを行っている場合、告示第232号第2条第1号に基づいたものとなっているか。

二. 繰入れ水準・方法を変更している場合、その理由は合理的・妥当なものとなっているか。

⑤ 払戻積立金

イ. 払戻積立金の積立てについて、規則第70条第2項第1号に則り算出方法書に基づいて適正に積立てているか。

ロ. 特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、規則第70条第2項第3号に則り当該特別勘定における収支の残高を積立てているか。

⑥ 契約者配当準備金

イ. 契約者配当準備金（割当済）と契約者配当準備金（未割当）の各々を算出方法書に従って計算し積立てているか。また、契約者配当準備金（未割当）の積立てについては、限度額以内、かつ、定められた額以上を積立てているか。

ロ. 契約者配当準備金（未割当）の積立て及び取崩しの計上基準を変更している場合、合理的な理由を伴うものとなっているか。

⑦ 自賠責保険・地震保険に係る責任準備金

自動車損害賠償保障法第28条の3の主務省令（平成9年大蔵省、厚生省、農林水産省、通産省、運輸省令第1号）で定める準備金（義務積立金、調整準備金、運用益積立金、付加率積立金をいう）及び地震保険に関する法律施行規則第7条に定める責任準備金について、算出方法書に記載された方法に従って計算した額をそれぞれ適正に積立てているか。

(2) 支払備金

① 普通支払備金

イ. 規則第73条第1項第1号に基づき、普通支払備金を適正に積立てているか。

積立てに当たっては、保険契約者等からの事故情報を適切に管理し、支払見込額の推計を合理的に行っているか。

ロ. 普通支払備金の積立額の算出基準については、保険金支払基準に照らし適切に定めているか。また、当該算出基準を変更している場合、その理由・要件は合理的なものとなっているか。

ハ. 計算担当部門においては、損害額確定までの間、自社で把握している支払事由発生状況を洗い替え作業に的確に反映させているか。

二. 外国受再保険推計支払備金について、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあって、

最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合には、その算出金額を普通支払備金として積立てているか。

② I B N R 備金

イ. 規則第73条第1項第2号に基づき、保険種類の区分に応じ、I B N R 備金を告示第234号第2条に則って適正に積立てているか。

ロ. 告示第234号によらず、規則第73条第2項に則っている場合は、算出方法書に規定する方法により計算した金額をI B N R 備金として積立てているか。

6. 再保険（財務再保険を含む）

(1) 再保険に付した保険契約

① 取りまとめ担当部門は、再保険に付したために責任準備金等を積立てていない場合について、出再先が規則第71条第1項各号に定める要件に該当しているか確認しているか。なお、規則第71条第1項第4号の適用に当たっては、財務の状況等を的確に把握しているか。

② 取りまとめ担当部門は、平成10年大蔵省告示第233号第1条に定める財務再保険に付したためにあらかじめ収受した手数料（再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料。）について、当該収受した金額を責任準備金として適切に積立てていることを確認しているか。また、財務再保険以外の再保険に付した場合において、再保険に付した部分に係る保険契約から再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料を収受したときは、当該受入手数を預り金として適切に計上していることを確認しているか。

③ 取りまとめ担当部門は、再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険については、再保険料の追加支払又は再保険金の返戻に相当する額を責任準備金等の負債として、当該決算期において適切に計上していることを確認しているか。（当該再保険契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。）

④ 取りまとめ担当部門は、再保険に付している場合の危険準備金の積立てに当たって、控除する額が出再によるリスクの実質移転に相当する部分を超えていないことを確認しているか。

（注）再保険に付した契約であっても、当然に保険契約上の支払い責任は元受の保険会社にあることから、元受保険会社の責任準備金や支払備金の積立ては、将来の債務の履行に支障をきたさないことが求められる。このため、再保険に付した部分を積立てないことができるのは、出再先が規則第71条第1項に定める要件に該当する者である場合に限られている趣旨を理解して、上記の事

項について確認を行う。

(2) 再保険により引き受けた保険契約

取りまとめ担当部門は、他の保険会社から再保険を引き受けた場合、再保険の引受リスクについては、契約内容やその実態が複雑であるなど通常の保険引受リスクと同等の取扱いが必ずしも妥当でないことを踏まえて、当該再保険に係るリスクを把握することにより適切に責任準備金又は支払備金を積立していることを確認しているか。

7. 将来収支分析等

(1) 将来収支分析（1号収支分析）

- ① 取りまとめ担当部門又は計算担当部門は、保険会社の経営実態との関係において責任準備金の評価方法が適切かどうかを検証する保険計理人の確認業務に対し、適切な情報提供を行っているか。
- ② 生命保険会社において、取りまとめ担当部門は、保険計理人が行う1号収支分析について、実務基準に定める所定のシナリオを用いていることや、原則として、区分経理の商品区分ごとに行っていることを認識しているか。

(2) 責任準備金不足相当額への対応

1号収支分析における保険計理人の確認の結果、責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合又は「将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められる」（規則第69条第5項又は第70条第3項）場合には、以下の方法等により適切に対応しているか。

- ① 生命保険会社において、1号収支分析により、今後5年以内に責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積立てなくともよい旨記載されている場合、当該経営政策の変更が直ちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）を具体的に示しているか。
- ② 生命保険会社において、1号収支分析により、今後5年以内に責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第69条第5項の規定に基づき追加して責任準備金を積立てる必要がある場合には、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、保険料及び責任準備金の算出方法書（以下「算出方法書」という。）を変更することにより責任準備金を直ちに追加して積立てるなど適切な措置を講じているか。また、この場合における不足相当額の積立ては、原則、区分経理の商品区分ごとに行うこととしているか。
- ③ 損害保険会社において、将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認

められる場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、算出方法書を変更することにより普通責任準備金又は払戻積立金を追加して積立てるなど適切な措置を講じているか。

8. システムの管理

- (1) 積立額算出のためのシステムを開発・変更する場合について、責任分担及び作業手順は明確かつ具体的となっているか。取りまとめ担当部門の承認を必要としているか。
- (2) 取りまとめ担当部門又は計算担当部門は、開発・変更の内容をチェックし、システム・ロジックと算出方法書に定める計算方式との突合・検証を行っているか。また、開発・変更内容の検証プロセスにおいて、保険計理人と連携する体制となっているか。
- (3) システム担当部門の責任者は、権限のない者がシステムの開発・変更をできないような体制を構築しているか。

II. ソルベンシー・マージン比率の適正性

1. ソルベンシー・マージン比率算定の態勢の整備・確立状況

取締役会は、保険契約者等の信認を確保するため、適正なソルベンシー・マージン比率の算定が重要であることを認識し、適正に算定される態勢を整備しているか。

2. ソルベンシー・マージンの算定の適正性

(1) 財務諸表項目

- ① 純資産の部に算入される税効果相当額（繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に基づき適正な取扱いを行っているか。
また、告示第50号第1条第3項第5号に規定する税効果相当額は告示の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。
- ② 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」及び「退職給付会計に関する実務指針」に基づき、適正な取扱いを行っているか。
- ③ 不動産を一旦売却し、時価が下落している状況で、売却価格と同額あるいは同額程度で買い戻した結果、多額の含み損を抱えているにもかかわらず、当該買戻価格を評価額としていないか。

(2) 負債性資本

- ① 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるか。
- ② 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合でステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないか。
- ③ 資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないか。

(3) 意図的な保有

告示第 50 号第 1 条の 2 においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならないと規定されている他の保険会社又は子会社等の株式その他の資本調達手段の「意図的な保有」については、監督指針の趣旨を踏まえて該当するかどうか確認しているか。

また、「意図的な保有」に該当する場合には、貸手保険会社のソルベンシー・マージン総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。

3. 通常の予測を超える危険に相当する額の適正性

(1) 最低保証リスク相当額

- ① 最低保証リスク相当額を算出する際は、標準的方式又は代替的方式に基づき適正に算出されているか検証する。また、平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。
- ② 最低保証リスクに対するリスク減殺等を目的としてヘッジを行う場合は、告示第 50 号別表第 6 の 2Ⅱ3 の規定により取扱われているか。
- ③ 最低保証リスクについて、再保険を付している場合は、出再により移転する部分を超えない範囲で控除することになっているか。

(2) 信用リスク相当額

- ① 本来リスク管理債権として計上すべき債権について、意図的にリスク管理債権から除外し、ソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないか。
- ② 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に保証等を付している場合は、保証等の残存期間が 1 年未満であるにもかかわらずソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないか。ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。

(3) デリバティブ取引リスク相当額

リスク係数がマイナスのデリバティブ取引（例 外国通貨や株式に係るプットオプションの買い）について、以下のような取引が告示第 50 号第 2 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に規定されている「意図的に取引を行っている」と認められる場合に該当するか検証し、該当する場合は適正に控除されているか。

- ① 年度末時点におけるデリバティブ取引残高が、当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合
- ② 年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引残高の割合が当該年度の各月末時点での当該割合の平均値を大きく上回っている場合

(4) その他

- ① 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。
- ② その他、ソルベンシー・マージン基準の趣旨に反するマージンの嵩上げ、リスクの削減が行われていないか。

4. 検査結果の反映

償却・引当、責任準備金等に関する検査の結果、償却・引当額、責任準備金等の積立額の水準が不十分と認められる場合には、それらを適切な方法で追加的に処理した場合のソルベンシー・マージン比率を計算する。その場合には、各段階において、主任検査官と被検査保険会社及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

(1) 償却・引当額の水準の検討

償却・引当額の水準の検討に当たっては、以下の場合に、不十分であると判断するものとする。

- ① 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切あるいは自己査定が不正確であることから、債務者区分の変更等により分類額（Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類）が増加した結果、償却・引当額が増加することが見込まれる場合
- ② 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切あるいは償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場合

(2) 追加的に必要な償却・引当額の算定

追加的に必要な償却・引当額の算定に当たっては、以下の点に留意の上、被検査保険会社及び会計監査人と十分な意見交換を行うこととする。

- ① 上記(1)の①に該当する場合

イ. 被検査保険会社の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

ロ. 被検査保険会社の償却・引当基準が適切と認められない場合は、下記の②のイの方法により求めた償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

② 上記(1)の②に該当する場合

イ. 被検査保険会社の償却・引当基準が不適切な場合

被検査保険会社の償却・引当基準のうち不適切な部分について、被検査保険会社及び会計監査人と十分に意見交換を行った上で、償却・引当基準をどのように改めるのかを確定し、修正後の償却・引当基準に基づき、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

ロ. 被検査保険会社の償却・引当結果が不適切な場合

被検査保険会社の償却・引当基準に基づき、適切な償却・引当を行った場合の償却・引当額を算定の上、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

(3) 責任準備金等の積立額の水準の検討及び追加的に必要な責任準備金等及び支払備金の算定

責任準備金等の積立額の水準の検討に当たっては、本チェックリスト（I. 責任準備金等の積立ての適切性等）により検証を行った結果、責任準備金等の算定が不適切であることから、責任準備金等の積立額が増加することが見込まれる場合は不十分であると判断するものとし、適切な責任準備金等の算定を行った場合の責任準備金等の積立額を算定の上、追加的に必要な責任準備金等を算定することとする。

5. ソルベンシー・マージン比率の低下に対する対応策の把握

ソルベンシー・マージン比率が低下している場合には、保険会社がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、今後の収益見通し、資産の売却、資本増強計画及び各種リスク削減対応策等について、被検査保険会社の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検証し、妥当な対応策に基づきソルベンシー・マージン比率の計算を行った結果として、翌決算期以降においてソルベンシー・マージン比率がどの程度となるかを確認し、主任検査官と被検査保険会社及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、当該決算期及び翌決算期におけるソルベンシー・マージン比率の水準が「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」（内閣府・財務省令）第2条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同命令第3条第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。

Ⅲ. 経営分析・契約者配当

1. ストレス・テストの実施

(1) ストレス・テストの実施態勢

- ① 取締役会等は、ストレス・テストの実施に関する基本方針を策定した上、会社全体でストレス・テストが的確に設計され、実施されていることを確認する態勢を整備しているか。また、ストレス・テストを実施する部門等は、その実施方法、頻度、報告等の規程について、取締役会等の承認を受けた上で整備しているか。
- ② ストレス・テストは、保有するリスクに応じて、定期的の実施することが望ましい。

(2) 適切なストレス・テストの実施

- ① ストレス・テストを実施するに当たって、必要となる専門知識と技術を要する者が関与しているか。
- ② 実施されるストレス・テストは、その設定内容の根拠が明確かつ適切なものとなっているか。また、自社のリスク管理体制上、一般的に用いられる最悪シナリオを反映したものとなっているか。
- ③ ストレス・テストに使用されるモデルの信頼性については、定期的を検証され、必要に応じて適切に見直しを行っているか。

(3) ストレス・テストの結果の反映等

- ① ストレス・テストの結果を保険会社のリスク管理態勢に十分反映する体制となっているか。
- ② ストレス・テストの概要とその結果について、取締役会等に対して報告しているか。
- ③ 規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示する際には、ストレス・テストの概要及び結果の活用方法について開示しているか。

2. 将来収支分析（3号収支分析）

- (1) 取締役会等は、保険会社の経営においては将来の財務状況を的確に見通すことが重要であり、問題点があるときには早期の対応が必要であることを十分に認識しているか。特に、生命保険会社の場合は、保険業の継続が困難であるかどうかについて保険計理人に事業継続基準の確認業務（法121条第1項第3号の規定に基づく確認業務をいう。）を課している趣旨を理解して、この業務への協力及び対

応を的確に行う態勢を整備しているか。また、3号収支分析の結果に対し、適切な対応を行っているか。

- (2) 生命保険会社の保険計理人は、実務基準に則って、3号収支分析による事業継続基準の確認を、少なくとも将来10年間について行っているか。また、分析期間中の最初の5年間の事業年度末において、「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」が「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」を上回ることを確認しているか。
- (3) 実務基準に定める3号任意シナリオを使用する場合、合理的で客観性のあるシナリオとなっているか。例えば、
 - ① 3号任意シナリオ各要素の将来への推移は、現在の保険会社の経営実態を踏まえ、合理的なものとなっているか。
 - ② 3号任意シナリオの各要素間（例えば、新契約高と事業費、債券価格と金利の変動、保有契約の成熟度と保険事故発生率等）は、整合性の取れたものとなっているか。
 - ③ 附属報告書には、3号任意シナリオが正当であることを示しているか。
 - ④ 以前に策定した3号任意シナリオについて、その後に実現した実際の結果との比較を行い、差異がある場合はその原因を確認しているか。
- (4) 3号収支分析に用いたシナリオは、実務基準に則ったものとなっているか。
- (5) 3号収支分析により、今後5年間に事業継続基準不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該事業継続基準不足相当額を解消することができる旨意見書に記載されている場合、その経営政策の変更には根拠（計画等）が示されており、かつ、実現可能性が高いものとなっているか。

また、翌年度以降の意見書において、その経営政策の変更が実現されている旨示されているか。実現されなかった場合、その原因及び今後の対応策が示されているか。
- (6) 3号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しているか。

（注）3号収支分析は保険会社の倒産法制についての議論（金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間とりまとめ」平成11年12月21日を参照）から導入されたものであり、破綻が懸念される保険会社を早期に発見・対応する方策の一つとして、規則第79条の2の規定が追加されたものである。

同じように、保険会社の健全性の指標であるソルベンシー・マージン比率については、評価計算方式や早期是正措置の発動基準が法令で具体的に定められており、決算資料としてディスクローズされる。これに比べて3号収支分析は、基本的には、保険会社内で保険計理人のチェック機能が発揮され、

早期に経営に反映されることを期待するものであり、取締役会等が経営対応に取り組んでも5年以内に3号収支分析の事業継続基準不足相当額が解消できないならば、事業継続困難の申出基準に該当することとなる。(法第241条)

3. 利源分析

- (1) 保険会社が採用している利源分析の方式は、会社の業容（規模、成長性、販売チャネル等）や商品構成との関係から、妥当なものとなっているか。

（注）保険料の計算においては、いくつかの前提（計算基礎率）が用いられており、保険会社の利益の大宗は、この前提と実際の経営における実績が異なることにより生じる。したがって、経営の実態を把握して当期及び将来の利益を見通すには、計算基礎率その他に対応する部分（3利源や責任準備金関係損益等）に分けて分析し、把握することが重要である。このような利源分析の方式の1つには、生命保険会社に当局への報告を義務付けている一般的な分析方式（収支残式）がある。しかし、今日の経営環境、低解約返戻金商品、変額年金（最低保証付き）、第三分野の商品などもある中であって、この方式が妥当であるか、状況に応じて個別に判断する必要がある。また、損害保険会社においても同様の視点から、個別に判断する必要がある。

- (2) 取締役会等は、利源分析の結果について報告を受け、毎年の契約者配当をはじめ商品開発、経費削減及び販売計画等の経営全般における意思決定の参考とし、活用しているか。

（注）利源分析は生命保険会社において根付いている経営分析手法である。損害保険会社においては、取扱う保険契約が短期間で終了し、貯蓄機能もないことから、これまで、利益の分析は事業損益（事業損益については保険種類ごとに区分経理を行っている）と事業外損益の区分と損害率及び経費率の計数管理までにとどまっていたが、第三分野などの長期の保険商品が現れたことにより、利源分析の有効性が増してきている。

- (3) 利源分析を用いて経営実態を把握するに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 死差損益は保険会社の利益の基本部分であり、通常は安定的な推移を示すことから、死差損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の死差益を計上していないか。
- イ. 死差損益が大きく変動している場合（大事故の発生等、変動の要因が明ら

かな場合を除く)

- ロ. 予定利息の計算値が、予定利率別の責任準備金の増減と比べて不自然な動きを示している場合（利差損益でも同様）
- ハ. 予定事業費の計算値が、保険種類ごとの保険料収入の増減と比べて不自然な動きを示している場合（費差損益でも同様）
- ニ. 解約失効契約に対する消滅時責任準備金の計算値が、解約返戻金の支払額等と比べて不自然な動きを示している場合（責任準備金関係損益でも同様）
- ホ. 責任準備金の増減が、保有契約の内容と比べて不自然な動きを示している場合

（注）一般的な利源分析手法（収支残式）には、計算要素として責任準備金がいられることから、責任準備金の計算に異常値があれば、それが死差益の結果にも異常値として現れる。この仕組みは責任準備金の評価計算のチェックにも利用される。

- ② 利差損益は、金融市場等の外部環境から大きな影響を受ける資産運用の成果を表すものであり、利差損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の利差益を計上していないか。
 - イ. 利差損益が大きく変動している場合
 - ロ. 予定利息の計算値が、予定利率別の責任準備金の増減と比べて不自然な動きを示している場合
 - ハ. キャピタル・ゲインとインカム・ゲインの区別が適切に行われていない場合

（注）利差損益に関しては、これまでの逆ざや問題の発生の経緯等を勘案すれば、運用収益成果の利回りによる一面的な追求が、必ずしも本当の資産運用効率の向上に資する訳ではないことに注意が必要である。

- ③ 費差損益は保険会社の経営の効率性を表す側面があることから、費差損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の費差益を計上していないか。
 - イ. 費差損益が大きく変動している場合
 - ロ. 予定事業費の計算値が、保険種類ごとの保険料収入の増減と比べて不自然な動きを示している場合
 - ハ. 新設会社等、販売経費の負担が大きい時期であるにも関わらず、費差益の水準が高い場合
- ④ 責任準備金関係損益については、その損益の発生要因（例えば、低解約返戻

金商品の解約から生じる利益、失効契約に伴う利益、諸積増の移動内容）を分析して、保険契約者等保護の視点で問題がないことを確認する必要がある。このことから責任準備金関係損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の責任準備金関係益を計上していないか。

イ. 責任準備金関係損益が大きく変動している場合

ロ. 解約失効契約に対する消滅時責任準備金の計算値が、解約返戻金の支払額等と比べて不自然な動きを示している場合

⑤ その他の損益について、例えば、その他の経常収益、法人税及び住民税等の各項目は適切に計上されているか。

(4) 分析の結果、必要となる保険計理（例えば、危険準備金の繰入れや取崩し）は、適切に実行されているか。

4. 生命保険会社の区分経理

(1) 区分経理に関する重要性の認識及び管理方針の策定

① 取締役は、生命保険会社においては、保険契約者への利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、各社の自己責任原則のもと、一般勘定について保険商品の特性等に応じた区分経理を行うことが特に重要であることを認識しているか。

② 取締役会等は、適切な区分経理を行う観点から、あらかじめ区分経理に関する、以下のような考え方に基づく「管理方針」を定めているか。また、「資産・負債・純資産及び損益に関する配賦基準」（以下「配賦基準」という。）、「資産管理運営要領」等は取締役会等の承認を受けているか。

(2) 商品区分の設定

① 商品区分は、損益及び負債の管理を行うためのものであるが、商品の特性や契約の保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっているか。

例えば、「掛捨て型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか。

なお、主契約に付加された特約等は、原則として、主契約と同じ商品区分に帰属させているか。

② 新商品の発売による当該保有契約の増大や、ある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大などにより、会社全体や商品区分の収支に重大な影響を与えるような場合に、新たな商品区分又は同種の細分化した商品区分を設定する際

に、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。

- ③ 設定した商品区分について、合理的な理由（保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等）がないにもかかわらず、その変更（他の商品区分に統合することを含む。）を行っていないか。

(3) 全社区分の設定

- ① どの商品区分にも該当しない損益及び負債を管理する区分で、各商品区分を円滑に運営させるために全社区分を設定しているか。
- ② 全社区分の具体的な機能としては、原則として、以下のようなものがあるが、この機能を逸脱して運営していないか。
 - イ. 死亡保障リスク、価格変動リスク、経営管理リスク等に対応するためのリスクバッファ機能
 - ロ. 新商品開発に係る事業運営資金提供機能
 - ハ. 会社全体で共有する資産、共通する経費等の管理機能
 - ニ. 現預金等の管理機能

(4) 資産区分の設定

- ① 資産運用収益等を公正かつ衡平に配賦するために設定する資産区分は、保険契約の特性や会社全体の収支等への影響を勘案し、各商品区分の特性等に留意しているか。
- ② あらかじめ設定されている資産区分について、規模の拡大等により分割する場合は、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。
- ③ 資産区分の資産が減少し、資産区分の存在意義がなくなった場合は、当該資産区分は廃止し、他の資産区分に統合しているか。この場合、いずれの契約にも属しない残余財産は全社区分の資産区分に統合しているか。

(5) 負債・純資産の商品区分等への配賦方法

- ① 商品区分への配賦

保険契約準備金（危険準備金を除く。）や再保険借等、保険商品に直結する負債等は各商品区分に直課し、未払法人税や退職給付引当金等の直課できないものは、「配賦基準」に基づき配賦しているか。
- ② 全社区分への配賦

純資産の部（繰延利益剰余金・未処分剰余金、評価・換算差額等を除く。）、価格変動準備金、危険準備金、その他いずれの商品区分にも帰属しない負債は、全社区分に配賦しているか。
- ③ 全社区分に帰属する負債・純資産の源泉管理

全社区分に帰属する純資産のうち、例えば、配当平衡積立金等や、リスクバッファ機能を果たすために帰属している負債については、いずれの商品区分からの拠出により形成されたものであるか、その源泉を管理しているか。

(6) 資産の資産区分への配賦方法及び管理基準

① 運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、商品の特性に応じた運用を目的として取得した資産について、その商品が属する商品区分に対応する資産区分に配賦しているか。

② 運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、商品区分の特徴や資産規模等を勘案して、次に掲げる方式の中からもっとも適切な方式を選択して管理しているか。

- ・ 資産分別管理方式：個々の資産を銘柄ごとに、資産区分に直接帰属させ管理する方式。
- ・ 資産単位別持分管理方式：取引単位（例えば、不動産では物件ごと、融資では貸付ごと）ごとに、資産区分の持分を決定し、その持分で管理する方式。
- ・ 資産持分管理方式：投資対象資産ごとのマザーファンドを設定し、各資産のマザーファンドに対する持分で管理する方式。

（注）資産持分管理方式を用いる場合は、商品、一般勘定資産（無配当保険に対応する資産を除く。）全体を一個のマザーファンドとして扱わない。

③ 運用資産以外の配賦方法

イ. 再保険貸等、直課することが可能な資産は、それぞれ該当する資産区分へ直課しているか。

ロ. 繰延資産（システム関係）や雑資産のような直課することが不可能な資産は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

④ 全社区分の資産

営業用不動産、子会社・関連会社株式、現預金（現預金等の管理機能を持つ場合）、その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部の配賦は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

なお、営業用不動産又は投資用不動産において、用途変更があった場合には区分経理の趣旨に沿って適切に処理しているか。

(7) 損益の配賦

① 保険関係損益

保険料等収入、保険金等支払金、支払備金繰入額、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課しているか。

② 運用資産関係損益

資産が帰属する資産区分に配賦し、さらに対応する商品区分・全社区分に直課又は持分に応じて配賦しているか。

また、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

③ 上記以外の商品区分等へ直課できない損益の配賦方法

商品区分や全社区分に直課できない役職員給与や税金等の事業費等については、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

(8) 資産区分間の取引

資産区分の間での取引は、資金移動(流入・流出)管理、流動性確保及びポートフォリオの改善等、資産区分相互間の経理の透明性を図る観点からの取引に限定しているか

また、取引に当たっては、市場価格等の適正な価格をもって行っているか。

(9) 商品区分と全社区分との間の取引

資金の流動性の確保又は保険金等の円滑な支払いのために、やむを得ず行われる商品区分と全社区分との間の貸借、出資、その他の取引は、以下の考え方となっているか。

① 現預金等の貸借

イ. 貸借ごとに他の商品区分又は全社区分と区別して管理しているか。

ロ. それぞれの商品区分において、借越しが継続しないよう限度額等を設けているか。

② 現預金等以外の貸借

イ. 全社区分から商品区分への貸付は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限定されているか。

ロ. 商品区分から全社区分への貸付は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限定されているか。

ハ. 上記イ及びロの貸借は、金額、利率(貸付期間に応じた市中金利等を基に設定すること)、期限その他の返済条件をあらかじめ定めているか。

ニ. 貸付条件の緩和や債務免除は、回収が不可能な損失が発生している場合等、やむを得ない事情がある場合に限定しているか。

ただし、債務免除を受けた場合は、その商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

なお、金利減免や元本返済猶予等の元本に影響を与えない貸付条件の緩和等を行った後に利益が生じた場合は、当該利益を条件緩和の是正に充てているか。

③ 出資

イ. 全社区分から商品区分への出資は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限定されているか。

ロ. 商品区分から全社区分への出資は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限られているか。

ハ. 出資を受けた商品区分又は全社区分において、剰余金が発生した場合は、出資に対応する金額を出資した商品区分又は全社区分に分配しているか。

二. 機能を果たした出資は返済を受けているか。

④ その他の取引

上記①から③に係わらず、危険準備金等の積立て及び取崩しに係る商品区分と全社区分との取引、全社区分に帰属する共有資産（営業用不動産等）や全社区分の負担する共通経費（総務部門人件費等）に対する商品区分の利用料及び手数料の支払い、及びこれらに準じる以下に掲げる取引は、あくまでも保険契約者への利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、区分経理の適切な運営などに資する観点から極めて限定的に行われるべきものである。従って、この趣旨を十分認識し、適切に行う態勢となっているか。

イ. 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を積増す場合に、それぞれの商品区分が全社区分に対して、必要な積増し額を負担する取引は適切に行われているか。

ロ. 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を取崩す場合に、全社区分がその取崩事由の発生した各商品区分に対して、それぞれに対応する取崩相当額を支払う取引は適切に行われているか。

この場合において、持分管理を行っている配当平衡積立金等の任意積立金又は負債を、当該商品区分の持分を超えて取崩す時は、当該超える部分は、全社区分から当該商品区分へ貸付を行ったものと見做して適切に処理しているか。

ハ. 転換等により保険種類が変更される場合等、その帰属する商品区分が変更となる契約について、当該契約に係る責任準備金及び積立配当金の元利合計額等を、当該契約が変更前に帰属していた商品区分から変更後に帰属する商品区分へ支払う取引は適切に行われているか。

二. 新契約に係る費用を全社区分が立替える場合に、各商品区分から全社区分へ、収入保険料等のうち新契約費相当分を支払う取引は適切に行われているか。

ホ. 全社区分が、共有資産・共通経費等の管理の対価として、「資産管理運営要領」により、利用料、手数料その他の金額を受け入れる取引は適切に行われているか。

ヘ. 各商品区分において、特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該リスクの発生した商品区分へ、当該リスクによる損失実現額の範囲内の金額を支払う取引は、各商品区分が全社区分に対し、保険数理的に定められた金額をあらかじめ対価として支払っている場合に限定されているか。

ト、各商品区分は、上記イからへに加えて、以下の場合において、他の商品区分から他の商品区分等の保険金支払能力等に影響を及ぼさない範囲において、資金を受け入れる場合は、その趣旨に沿って適切に運営されているか。

- ・ 各商品区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生した場合であって、全社区分から、その損害のてん補を受ける場合（全社区分が他の商品区分から当該損害のてん補のためにてん補を受ける場合を含む。）

ただし、この取引によりてん補を受けた場合は、受け入れた商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

- ・ 全社区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生した場合であって、各商品区分からその損害のてん補を受ける場合

(10) 区分経理の開始に際しての含み損益等の配分

取締役は、保険契約者間の公平性確保等の観点から、区分経理の開始に際して各種資産及び当該資産に係る含み損益の配賦方法等について、アセット・シェア等に基づき適切に配賦する方法を定めているか。

(11) 区分経理上の各種取引等の明細の記録・整理

区分経理を運営する上での各種取引等は、その明細を記録・整理しているか。

(12) 年度途中の資金移動の区分経理への反映

年度途中の資金移動の都度、区分経理に反映することが困難な場合や、資金移動に対応する商品区分が直ちに判明しない場合には、一時的に仮払い又は仮受けの勘定処理を行うが、これらの資金移動だけを管理する区分を設けることが望ましい。その上で、後日、速やかに正規の処理を行っているか。

(13) 区分経理に係る利源分析

区分経理を適切に運営する観点や経営の健全性確保の観点から、例えば、区分した経理ごとに死差損益、利差損益、費差損益、責任準備金関係損益、価格変動損益、その他の損益等について、分析・検討を実施しているか。

(14) 区分経理の結果の活用

- ① 保険計理人は、業務執行に必要な区分経理に関する情報提供を受けるとともに、運営上、問題がある場合には、取締役会等に報告するとともに、その改善指導に取り組んでいるか。
- ② 取締役会等は、区分経理の結果について報告を受け、契約者配当等の経営における意思決定に活用しているか。

5. 契約者配当

- (1) 取締役会は、法令、約款、社内規則、保険計理人の意見書を踏まえて、保険契

約者間の公正・衡平を考慮した配当を決定しているか。

- (2) 配当の必要財源は正確に計算されており、その財源は法令の制限に関して問題がないか。配当の必要財源を捻出するために経理操作を行っていないか。
- (3) 個々の保険契約の配当金は、利源分析、区分経理の結果（損害保険会社においては、積立勘定の利回りや、事業損益に関する区分経理の結果）及びアセット・シェアに即しており、規則第 30 条の 2 各号、第 62 条各号に規定された計算方法となっているか。
- (4) 保険計理人は契約者配当に関する確認業務を法令等に則り適切に行っているか。

商品開発管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 保険会社が商品開発を行うに当たっては、保険業法等の法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する管理態勢の整備が求められているところである。

保険商品については、保険契約者等の保護の面で問題が少ないとされる商品分野は順次届出制へ移行するなど弾力化が図られており、従来にもまして、保険会社における商品開発に係る管理態勢の充実が重要となっている。

- (2) 検査官は、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」、「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、商品開発管理態勢の検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 商品開発管理態勢

1. 商品開発管理態勢の整備・確立状況

(1) 商品開発方針の明確化

取締役は、商品開発に係る管理態勢が保険契約者等の保護の観点から重要であること、かつ健全性維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識し、取締役会において、保険会社の経営計画・経営方針に沿った商品開発方針を明確に定めているか。また、商品開発方針には、新商品の開発・販売のほか、既存商品の改廃に関する事項を含んでいるか。

(2) 商品開発に係る管理のための組織の整備等

- ① 取締役会は、商品開発に係る管理について統合的に管理できる体制を整備しているか。例えば、商品開発に関連する部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。また、体制については、必要に応じ随時見直し、商品開発方針や管理手法の変更にあわせて改善を図っているか。
- ② 取締役会等は、商品開発に係る経営に重大な影響を与える情報等について、商品開発に関連する部門から報告を受ける体制となっているか。また、報告を受けた事象への対処を適切に指示しているか。
- ③ 取締役会等は、経営に重大な影響を与える新商品の開発及び既存商品の改廃に際し、承認することとしているか。

(3) 保険引受リスク管理方針の確認

取締役会等は、新商品の開発・販売及び既存商品の改廃が、他社との競合等営業政策の観点のみではなく、リスク管理の観点からも問題ないことを保険引受リスクに係る管理方針等に照らし確認しているか。

(4) 保険計理人からの意見聴取等

- ① 取締役会等は、新商品の開発・販売及び既存商品の改廃等の保険数理に関する事項について、必要に応じ保険計理人から意見を聴取しているか。また、当該意見に沿わない場合、合理的な理由によっているか。
- ② 保険計理人は、関連する部門と連絡を密にした上で、必要な場合には取締役会等に対して問題点等を的確に報告しているか。

(5) 商品開発関連管理者の役割

- ① 商品開発に責任を有する取締役等及び商品開発に関連する部門の長（以下「商品開発関連管理者」という。）は、健全性維持や適切な業務運営が確保されるよう、商品開発のための規程を取締役会等の承認を受けて、整備しているか。また、商品開発に係る規程は必要に応じて見直し、充実・改善を図るための適切な方策を講じているか。
- ② 商品開発関連管理者は、自ら及び各部門の担当者が、商品開発に係る適切な

管理を阻害することとならないよう、管理についての理解・認識の徹底を図っているか。

- ③ 商品開発に際し、とりまとめ部門を設置している場合においては、適切な商品開発態勢を構築するために必要な管理・指導に関連する部門に対して行っているか。また、とりまとめ部門を設置していない場合においては、商品開発の全般について取締役等が管理の状況を統合的に管理しているか。

2. 商品開発に関連する部門の役割

(1) 商品開発手続の適切性

- ① 商品開発に関連する部門は、商品開発案件の洗い出しを、商品開発方針に沿って適切なプロセスにより行っているか。例えば顧客ニーズ・営業対策面からの開発要請、保険引受リスク・収益改善等からの要請、コンプライアンス上の必要性、適切な保険金等支払態勢の確保等の観点から検討を行っているか。
- ② 商品開発に関連する部門は、商品内容の決定に当たり、収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、保険商品特有のモラルリスク等の課題について検討を行っているか。
- ③ 商品開発に関連する部門は、販売量拡大や収益追求を重視する営業推進部門から不当な影響を受けることなく、商品のリスク、販売上の留意点等の商品の課題に対する検討を行っているか。
- ④ 商品開発に関連する部門は、商品内容について、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等の確認を行っているか。
- ⑤ 商品開発に関連する部門は、社内態勢の整備に当たっては、募集時のみならず、保険金支払いに至るまで、顧客に対し適切な対応が図られるよう検討を行っているか。
- ⑥ 商品開発に関連する部門は、保険約款の作成においては、専門用語を安易に使用することが保険約款の理解を困難にすることに留意して、保険契約者等の視点に立った分かり易い内容となるよう努めているか。
- ⑦ 商品開発に関連する部門は、販売商品に係る業務規程の整備、販売資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の整備を適切に行っているか。

(2) 取締役会等への報告

- ① 商品開発に関連する部門は、商品のリスクや販売上の留意点等の商品の課題に関する検討内容等について、取締役会等又はとりまとめ部門等に対し、必要に応じ直接、報告を行っているか。
- ② 商品開発に関連する部門は、商品開発・改廃に係わる経営に重大な影響を与

える情報について、取締役会等又はとりまとめ部門等に対し、正確に報告しているか。

Ⅱ. 商品販売開始後のフォローアップ

1. フォローアップの実施

商品開発に関連する部門は、商品の販売実績・事故発生率等が開発時に想定した水準とどの程度相違しているか確認・分析し、フォローアップ等を実施するに当たって、以下の点に留意しているか。

- ① リスク管理を適切に行うために、商品開発プロセスの中にフォローアップを組み込んでいるか。
- ② 販売後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、手法、結果の活用方法を明確に定めて、実施しているか。
- ③ 保険種類別などの適切な単位ごとに収支分析や保険料及び責任準備金の計算基礎率の妥当性の検証を行っているか。
- ④ 想定外の収支の変化やリスクの増減に備えて、定期的にモニタリングを行い、販売方針や商品内容の変更等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。
- ⑤ 商品の内容が社会経済における保障ニーズに合致しているか、苦情やモラルリスク等を惹起していないかなどについて、定期的にモニタリングを行っているか。

2. フォローアップ結果の活用

商品開発に関連する部門は、フォローアップ結果を活用するに当たって、以下の点に留意しているか。

- ① 商品販売開始後のフォローアップ結果は取締役会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。報告の内容は正確なものとなっているか。
- ② 商品に対する顧客、代理店等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の商品開発に反映させるための体制を整備しているか。
- ③ フォローアップ結果等を踏まえ必要に応じて保険料及び商品内容の見直しを行っているか。

保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 「保険引受リスク」とは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいう。
- (2) 検査官は、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」、「商品開発管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、保険引受リスク管理態勢の検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 保険引受リスク管理態勢

1. 保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 保険引受リスク管理方針の明確化

取締役は、保険の引受（受再を含む）が長期にわたって会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識し、取締役会において、保険引受リスクに係る管理方針を明確化しているか。

(2) リスク管理方針の具体的内容

リスク管理方針には、下記の事項を含んでいるか。

イ. 責任準備金等、自己資本又は利益（剰余）の状況等に基づく保険種類ごとの保有保険契約額限度設定（ポートフォリオの管理）、責任準備金等の追加積立て等によるリスク管理手法

ロ. 各保険商品の改廃、引受基準の設定、保険商品の販売方針変更等によるリスク・コントロール手法及びこれらの措置の発動基準

ハ. 取締役会等への報告・承認申請等基準

ニ. 損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品の取扱いに関する基本方針

ホ. リスクに応じ合理的かつ妥当であり、特定の者に対し不当に差別的とならないよう保険料を算定するための方針

(3) リスク管理のための組織の整備等

① 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従った適切な保険引受リスクの管理を行うため、担当部門（以下「保険引受リスク管理部門」という。）を定め権限を明確化する等体制を整備しているか。また、当該部門を収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立させることなどにより相互牽制機能を確保しているか。

② 取締役会は、商品開発・改廃等各関連部門での重要な情報が保険引受リスク管理部門へ報告される体制を整備しているか。また、重要な情報の定義は、規程により明確にされているか。

③ 取締役会等は、保険引受リスク管理部門及び内部監査部門に保険数理に精通した人材を配置しているか。

(4) リスク管理のための規程整備

保険引受リスクの管理者は、保険引受リスクの管理手法、リスク・コントロール手法の具体的発動基準、報告方法、決裁方法等の管理規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、当該規程の改廃手続を明確に定めているか。

(5) 適切な保険引受リスク管理の実行

保険引受リスク

保険引受リスクの管理者は、保険引受リスクの管理方針及び管理規程に従って保険引受リスクを適切に管理しているか。例えば、報告を受けた不適切な事案に対して、再発防止策を含む適切な指示を行っているか。

2. 保険引受リスク管理部門の役割

(1) 取締役会等への報告等

保険引受リスク管理部門は、リスク管理上若しくは保険契約者等の保護の観点から問題があると判断した場合、逐次取締役会等に報告する権限を有し、実際に報告を行っているか。また、保険数理に関する事項については、保険計理人に連絡しているか。

(2) 関連部門との連携

保険引受リスク管理部門は、商品開発・改廃、保険事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再保険の締結、責任準備金等の積立て、保険商品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果、保険計理人の意見書等を検討データとして有効に活用しているか。

(注)「意見書等」とは、規則第 82 条に定める意見書、附属報告書及びその他の参考資料をいう。

3. 保険引受基準・計画の策定

(1) 引受基準及び計画の適切な策定

保険引受基準（販売条件）及び計画は、関連する部門と検討を行った上で策定し、取締役会等の承認を受けているか。

(2) 引受基準策定への関与

引受基準が商品開発時に前提とした募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。

4. 保険引受に際しての審査態勢

(1) 適切な審査態勢の整備

- ① 保険引受リスク管理部門は、顧客に対して公正・衡平に保障サービスを提供するため、引受に関する適切な審査態勢を整備しているか。
- ② 保険引受リスク管理部門は、リスク細分型商品（保険契約者あるいは被保険者のリスクをより細分化して保険料に反映する商品）等の保険料率体系について、その妥当性を自主点検・管理する態勢を整備しているか。

(2) モラルリスク発生の防止策

- ① 保険引受リスク管理部門は、引受基準に比し保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）が過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除のための態勢を整備しているか。
- ② 保険引受リスク管理部門は、被保険者の健康状態等に係る身体的危険及び被保険者の職業等に係る環境的危険を適切に選択し、かつモラルリスクを排除する方策を適切に講じるための態勢を整備しているか。

5. 保険引受リスクの把握

(1) 保険引受リスクの適切な把握

- ① 保険引受リスク管理部門は、保険商品ごとに、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的に（少なくとも半年に一度）又は随時にリスクを把握しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、保険事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。
- ② 保険引受リスク管理部門は、変額保険や変額年金で保険金等の額を最低保証している商品については最低保証に係るリスクについて把握しているか。
- ③ 損害保険会社の保険引受リスク管理部門は、地震、台風等の自然災害による集積リスクや大規模事故による巨大リスクについて、適切な手法によるリスク計量化を行い予想最大損害額を把握しているか。
- ④ 保険引受リスク管理部門は、リスク細分型商品についてもリスクを的確に把握しているか。

(2) 商品開発・改廃への関与

新商品の販売及び既存商品の改廃に際し、当該商品の保険料が例えば金利水準等の資産運用環境、当該保険内容に係る保険事故発生率、事業費支出の実態、保険契約の継続率の状況、当該保険契約に係る危険選択の方法、責任準備金の状況、ソルベンシー・マージン比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。

(3) 損害保険会社における自由料率商品等への関与

- ① 自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品について、個別の料率設定がリスク管理方針等に則っていることを確認する方策を講じているか。
- ② 標準料率商品の保険料の割引を行う場合、適切な関与を行っているか。

(4) リスク管理のためのシステムの整備

保険引受リスク全体についての多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。

(5) 資産と負債の総合的管理

資産と負債の総合的な管理を行うため、資産運用リスク管理部門と密接に連

保険引受リスク

携し、資産側の必要な情報について把握しているか。

6. 保険引受リスクの管理

(1) 保険引受リスクの分析及び分析結果の活用

- ① 把握したリスクを分析し、リスクの顕在化がみられるとき又は将来のリスクに変化があるとき等においては、引受基準の変更、責任準備金の追加積立てを行う等関連部門が連携してリスク管理方針に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。
- ② 把握・分析したリスク、並びにリスク・コントロール手法について、管理方針等に則り定期的に又は必要に応じ取締役会等に報告等しているか。

(2) 募集状況の管理

保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。なお、募集状況の管理に際しては、引受基準に反した保険契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

II. 再保険に関するリスク管理

(注) 保有するリスクに対する出再・受再の割合が軽微な場合を除く。

1. 再保険に関するリスク管理のための態勢整備・確立状況

- (1) 取締役会等は、保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適切に管理するため、的確な保有・出再方針を策定しているか。保有・出再方針には、保有する引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。
- (2) 取締役会等は、受再が会社の経営に重大な影響を与え得ることを十分認識した上で、受再を通じて増加するリスクを適切に管理するため、的確な受再方針を策定しているか。受再方針には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。
- (3) 保有・出再方針及び受再方針は、例えば、保険会社の業容（規模・成長性・保有する保険引受リスクの集中度合い等）及び自己資本等の額と照らし合わせて、合理的なものとなっているか。
- (4) 再保険に関するリスクの管理者は、再保険の市場参加者が限られたものであるなど、再保険市場の特性を理解した上で、出再と受再の業務が連携よく会社全体として機能していることを確認しているか。
- (5) 再保険（出再、受再）を行う各部門において、自律的に保有・出再方針及び受

再方針の遵守状況を確認する体制をとるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再方針及び受再方針の遵守状況を確認する体制をとっているか。

- (6) 再保険（出再、受再）を行う各部門において、報告方法や決裁方法等の規程の遵守状況を確認しているか。

2. 出再保険のリスク管理

- (1) 出再保険のリスク管理部門は、出再先の選定に当たり先方の財務内容等について保有・出再方針等に則り検討を行っていることを確認しているか。また、各保険商品ごとの出再保険額について保有・出再方針に則っていることを定期的に確認しているか。
- (2) 出再保険のリスク管理部門は、保有・出再方針上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされていることを確認しているか。
- (3) 出再保険のリスク管理部門は、再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績を確認しているか。
- (4) 出再保険のリスク管理部門は、再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険については、これによるリスク移転の実体を正確に認識して、リスク管理を行っているか。
- (5) 出再保険のリスク管理部門は、出再保険の契約実態及び再保険の市場動向から判断して、出再保険料が妥当な水準であることを確認しているか。

3. 受再保険のリスク管理

- (1) 受再保険のリスク管理部門は、受再契約の締結に当たって、出再保険者に関する情報及び受再契約に関する情報を入手して、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。
- (2) 損害保険会社の受再保険のリスク管理部門は、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適切な管理を行っているか。
- (3) 受再保険のリスク管理部門は、受再契約の締結後も、例えば他国で生じた保険事故に起因する出再保険者の支払責任の発生状況について情報を入手し、適切な管理を行っているか。
- (4) 受再保険のリスク管理部門は、出再によって他に移転したはずのリスクが、受再を通じて還流するケースがあることに十分留意し、管理しているか。
- (5) 受再保険のリスク管理部門は、受再保険の契約実態及び再保険の市場動向から判断して、受再保険料が妥当な水準であることを確認しているか。

Ⅲ. 特別勘定の管理

- (1) 特別勘定の管理部門は、業務執行に当たり、その特別勘定に属する財産は、損失も含めて運用実績が全て保険契約者等に帰属するという性格を的確に理解し、保険契約者等の取扱いを公正・衡平に行い、その利益を図るために誠実かつ注意深く運用しているか。
- (2) 特別勘定の管理部門は、特別勘定に属する財産を適正に区別して経理しているか。また、法令に定める場合を除いて一般勘定や他の特別勘定に振替えを行っているか。
- (3) 特別勘定の管理部門は、特別勘定に属する財産の運用体制を適正に整備しているか。また、以下の点に留意して、規程を定めた上で、適切に業務を行っているか。
 - ① 保険契約者に対して、運用方針、運用内容等を説明する旨を定めているか。
 - ② 運用結果については、定期的に保険契約者に報告する旨を定めているか。
 - ③ 市場において遵守すべき原則を定めているか。
 - ④ 取引執行能力、法令等遵守、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任先・助言者の選定に係る基準を定めているか。
- (4) 特別勘定の管理部門は、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（特定特別勘定）については、規則第 75 条の 2 及び第 154 条の 2 の規定に基づく管理を行っているか。

資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

(1) 「資産運用リスク」とは、主として下記の要因により保険会社が損失を被るリスクである。

- ① 保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動する。
- ② 負債特性に応じた資産管理ができず、結果として不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなる、あるいは予定利率が確保できなくなる。

いわゆるソルベンシー・マージン比率規制では、規則第87条に、「資産運用リスク」とは、「資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。」と規定されているが、本チェックリストにおいては、「資産運用リスク」という用語をより広い意味で使用していることに留意が必要である。

(2) 「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクである（それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする）。なお、市場リスクは以下の3つのリスクからなる。

- ① 金利リスク～金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。
- ② 価格変動リスク～有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。
- ③ 為替リスク～外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

保険会社には、資産運用の対象を国債等の安全資産に限定する戦略をとるところから、主要な金融市場でディーリングを行う、又は複雑なデリバティブ取引を行うなど積極的な市場取引を経営戦略とするところまで、様々なものがある。市場関連リスク管理態勢の項目の適用に当たっては、当該保険会社の経営戦略や実際の取引態様に十分配慮して、機械的・画一的な運用とならないように留意する。

(3) 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、保険会社が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により保険会社が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。

(4) 「不動産投資リスク」とは、賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、保険会社が損失を被るリスクである。

(5) 検査官は、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「法令等遵守態勢の確認検査

用チェックリスト」、「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、資産運用リスク管理態勢の検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

I. 資産運用リスク管理態勢

1. 資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 経営方針等に沿った資産運用に関する戦略目標の明確化

取締役は、資産運用に係るリスクの所在・種類、負債特性等を理解し、この理解に基づき、経営方針に沿った、明確かつ具体的な資産運用に関する戦略目標を取締役会において定めているか。またそれは適時見直しているか。

(2) 資産運用に関する戦略目標の具体的内容

資産運用に関する戦略目標は、負債特性及び会社全体として許容できるリスク量を考慮した資産配分等、各種リスク管理態勢等の資産運用を行う上で基本となる方針を含んでいるか。会社全体として許容できるリスク量を、自己資本、収益力、リスク管理能力、保険金等の支払能力等の経営体力を踏まえて決定しているか。

(注) 資産配分等には、リミットの設定を含む。

(3) リスク管理のための組織の整備

取締役会は、決定した資産運用に関する戦略目標に従い、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しているか。資産運用全体のリスクを管理する部門を、運用部門及び収益管理部門から独立させることなどにより相互牽制機能を確保しているか。また、取締役会と資産運用リスク管理部門の権限及び責任について明確に規定しているか。

(4) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意志決定への活用

取締役会等は、定期的に資産運用リスクの状況について報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

(5) 新たな資産運用手段の導入

取締役会等は、新たな資産運用手段を導入するに当たって、負債特性及びリスク許容量、リスク管理手法に留意し、資産運用手段の導入の適切性を検討しているか。

(6) 資産運用リスク管理のための規程の整備

資産運用リスクの管理者は、取締役会で定められた資産運用に関する戦略目標に従って、下記の事項等につき、規程を整備し、取締役会等の承認を得ているか。規程は、資産運用リスク管理部門と運用部門の権限及び責任の分担、報告体制を明確にしたものとなっているか。

① 負債特性を考慮した資産配分の決定手順

② 各資産に係るリミットの設定手順

(注) リミットとは、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、資産運用枠（保有限度枠）、損失限度等の保険会社が設けているリスク管理上必要な制限及び枠の全てをいう。

- ③ 各種リスク管理手法（測定、モニタリング、管理）
- ④ 中長期での資産保有に係る方針とそのリスク管理手法
- ⑤ デリバティブ取引等に係る方針（ヘッジ方針も含む）
- ⑥ 流動性が低く処分が困難な資産や客観的に時価を算出できない資産に係るリスク管理手法
- ⑦ 資産配分等及びリスク管理に関する各規程の見直し方針、手順
- ⑧ 新たな資産運用手段を導入する場合の検討項目及び承認手順
- ⑨ 外部に資産の運用を委託する場合のリスク管理手法

(7) 適切な資産運用リスク管理の手法

資産運用リスクの管理者は、資産運用に関する戦略目標及び資産運用リスク管理のための方針及び規程に基づいて管理を実行しているか。

また、市場環境等の変化を資産配分、リスク管理手法に適切に反映させるため、常に分析を行い、資産運用に影響を及ぼす事項については適切に取締役会等に報告しているか。

2. 資産運用リスク管理部門の役割

(1) 資産運用に係るリスクの把握

資産運用リスク管理部門は、全ての資産について、それぞれが持つ市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクを数値あるいは具体的に検証可能な形で、かつ連結ベース（法令等に抵触しない範囲）で把握しているか。また、リスク量や時価が客観的に算出できない資産についても、リスクを十分に検証しているか。

保険引受リスク管理部門と密接に連携し、負債側の必要な情報についても把握しているか。

資産運用を外部委託する場合、受託者の資産運用に係るリスクを把握しているか。

(2) 市場関連リスク

- ① 資産運用リスク管理部門は、市場関連リスクが存在する資産及びそのリスクを明確に把握しているか。
- ② 市場のある資産については、一般的に認知されている方法で算出されたリス

資産運用リスク

ク量を把握しているか。

- ③ 市場のない、もしくは非常に流動性が低い資産については、客観的な方法で算出された時価等、リスク管理のために必要な数値を把握しているか。また、時価の算出方法について、当該算出方法を採用している部門以外の第三者がその合理性を検証しているか。
- ④ 客観的な方法で時価を算出できない資産については、資産運用に関する戦略目標及び関連の規程をふまえて、その資産を保有することに係るリスクを十分に検討しているか。

(3) 信用リスク

資産運用リスク管理部門は、信用リスクが存在する資産及びそのリスクを明確に把握しているか。また、有価証券等の信用リスクを評価するに当たっては、格付等の外形的基準のみではなく、実質的なリスクについても検討しているか。

(4) 不動産投資リスク

資産運用リスク管理部門は、不動産投資リスクが存在する資産及びそのリスクを把握しているか。リスクについては、それを評価するための客観的基準に基づいて把握しているか。また、当該基準を採用している部門以外の第三者が当該基準の合理性を検証しているか。

(5) 流動性リスク

資産運用リスク管理部門は、資産全体の流動性を把握しているか。

(6) リミットの管理

- ① 資産運用リスク管理部門は、各運用部門が定められた規程に従っているかを、連結ベース（法令等に抵触しない範囲）で適切にモニターし管理しているか。
- ② 定められたリミットを超えた運用を行う場合、手続は明確に定められているか。また、手続に従って適切に行われているか。

(7) リミットがない資産についてのリスク管理

資産運用リスク管理部門は、客観的な数値等を使用してリスク管理ができない資産について、資産運用に関する戦略目標及び関連の規程に従って、連結ベース（法令等に抵触しない範囲）でその資産の特性、資産全体に占める割合を勘案して適切なリスク管理を行っているか。

3. 負債特性に応じた資産の管理

(1) 戦略目標等

取締役会で定められた資産運用に関する戦略目標は、負債特性を踏まえたものとなっているか。

また、取締役会等は、資産・負債を総合管理し、資産運用に関する戦略目標等の策定に関わる組織としてALM委員会等を設置している場合、関連部門の

取締役や管理者が出席し、検討に参画しているか。ALM委員会等での検討の結果は、適時に取締役会等に報告されているか。

(注)「ALM委員会等」とは、ALM委員会及びそれと同等の機能を持つ組織をいう。以下同じ。

(2) ALM委員会等と関連部門との連携

ALM委員会等を設置している場合、金利・為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等を実施する関連部門での分析・取引内容を検討データとして有効に利用しているか。

また、各関連部門での重要な情報がALM委員会等へ報告される体制となっているか。重要な情報の定義は、規程により明確にされているか。

資金繰り管理部門が行っている資産・負債両面からの流動性の評価が、保険金等に対する支払準備の視点からも十分に機能していることを確認しているか。

(3) システムの整備

金利、株価及び外国為替等の資産側における変動可能性、並びに保険の販売及び解約等の負債側における変動可能性を取込んだ多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。

II. 市場関連リスク管理態勢

1. 市場関連リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 保険会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化

保険会社の市場取引に関する戦略に応じて必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役会において、市場取引に関する戦略を明確に定めているか。

(2) ポートフォリオの構築

取締役会は、法令に定める資産の運用額の制限及び負債特性を踏まえた上で、適切なポートフォリオの構築そのものがリスク・コントロールであることを認識し、ポートフォリオについての基本的な考え方を明確に定めているか。また、取締役会は定期的に（最低限四半期に1回）及び必要に応じて随時、ポートフォリオをチェックしているか。さらに、取締役（特に担当取締役）は自社が構築しているポートフォリオの特性を十分に認識、評価しているか。

(3) リスク管理のための組織の整備

取締役会は、決定した戦略とそれに応じたリスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。

(4) リミットの設定の際の基本的な考え方の確立

リミットの設定に際しては、保険会社の経営や財務内容に重大な影響がもたらされることもあることを念頭に置き、取締役会において、例えば、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を上げることが目標とするのか等について、基本的な考え方を明確に定めているか。

(注) リミットとは、ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、資産運用枠（保有限度）、ロスカット・ルール等自社で設けているリスク管理上必要な制限及び枠の全てをいう。

(5) リミットの適切な設定

取締役会等において、リミットの設定の際の基本的な考え方に基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、実績追認ではなく、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力、保険金等の支払能力等の経営体力を勘案し、市場部門全体のリミットを設定した上で、取扱う業務（保有目的）、商品の種類、リスク・カテゴリー等ごとに、それぞれに見合った適切なリミットを設定しているか。

また、取締役会等において、定期的に（最低限半年に1回）、各部門のリスク・テイク業務の内容等を再検討し、リミットを見直しているか。

なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリミットの総枠について、これに対応する自己資本等が自社の業務全体の中で適切な配分となっていることを確認しているか。

(6) ハイリスク商品の明確なリミット設定

取締役会等において、複雑な仕組債、信用リスクが高い有価証券等ハイリスク商品について、特にリミットを明確に設定しているか。

(7) リスク管理のための規程の整備

市場リスク管理のための規程は、特に、デリバティブを含む市場取引について、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス等）、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。

また、リスク管理の方針にしたがって、取扱う業務（保有目的）、商品の種類、リスク・カテゴリー等ごとに、それぞれに見合った適切な管理規程を取締役会等の承認を経た上で作成し、当該規程を必要に応じ見直しているか。

(8) リミットの適切な管理

管理者は、各リミット設定の際の基本的な考え方及び設定されたリミットに

従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。

2. 市場関連リスク管理部門の体制と役割

(1) 金利リスクの把握

① 複数の手法を利用した多面的なリスク管理

オンバランスとオフバランスを統合し、異なる分析手法（デュレーション分析、シミュレーション分析等）を併用するなど、多面的な管理を行っているか。

② 金利リスクの分析及びその分析結果の活用

金利リスクについて適切な金融手法を用いて、定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、リスク管理部門等で活用しているか。

なお、定期的に（四半期に1回以上）ストレス・テストを行い、リスク管理部門等で活用していることが望ましい。

(2) 為替リスクの把握

① 為替リスクの適切な把握

保有外貨資産・負債の為替リスクについて、適切な金融手法を利用するなど、自らの有するリスクに応じた適切な管理を行っているか。

② 為替リスクの分析及びその分析結果の活用

定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、リスク管理部門等で活用しているか。

なお、定期的に（四半期に1回以上）ストレス・テストを行い、リスク管理部門等で活用していることが望ましい。

(3) 価格変動リスクの把握

① 価格変動リスクの適切な把握

価格変動リスクに係るリスク要素を把握し、リスクを適切に管理しているか。

② 価格変動リスクの分析及びその分析結果の活用

定期的に（最低限四半期に1回）有価証券等の含み損益を把握するなど、リスクを分析し、分析結果をリスク管理部門等で活用しているか。

(4) 負債特性を踏まえたリミットの見直し等

① リミットの適切な設定及び見直し

負債特性を踏まえた市場関連リスクの統合管理に関するリミットの設定は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に沿ったもので、かつ、自己資本、保険金等の支払能力等の経営体力を考慮したものとなっているか。また、リミットは、定期的に（最低限半年に1回）あるいは必要に応じ随時見直しているか。

② ポートフォリオの見直し

流動性、配当確保又は損切りのために有価証券の売却を行った場合には、適時・適切にポートフォリオを見直しているか。

③ 適切なリスク・コントロールの実行

金利・為替・価格変動リスク等市場関連リスクのコントロールは、取締役会が決定したリスク管理の方針に従っているか。

④ リスク管理部門等での検討結果の経営戦略への活用

取締役会における戦略目標やリスク管理方針の策定の際に、リスク管理部門等での分析結果を勘案しているか。

また、リスク管理部門等において、取締役会が決定したリスク管理方針に沿ってリスク・コントロール等の業務運営が行われているかどうかを検証し、取締役会等に報告しているか。方針に沿った業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。

(5) 市場リスクの管理

① 業績の管理

損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック

決算操作等のために、経済的合理性のない、仕組債の購入等を含めたデリバティブ取引等を利用した不健全な取引を行っていないか。また、リスク管理部門において、収益部門が想定を超える収益を挙げている場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規程の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないことを確認しているか。

リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量との関係で査閲することも行っているか。

② 時価評価

イ. 規程の整備

時価評価の算定方法に関しては、会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について取締役会等の承認を経た上で、明確な規程等を定めているか。また、当該規程等は、重要な規程として取扱い、その変更に際しても制定の際に準じた手続等をとっているか。

(イ) 時価を算定する部署の管理者の権限と義務

(ロ) 規程の遵守義務及び変更手続

(ハ) 時価の算定方法に係る基本的考え方

- ・ 市場取引（特定取引を含む）を行う組織から独立した他の組織による時価の算定
- ・ 時価の算定方法（別の書類に定める場合はその旨の規定）
- ・ 時価の算定に関するルールの遵守に係る内部監査の実施

- ・ 時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法

ロ. 市場取引（特定取引を含む）の実施部署と時価算定部署の分離

時価算定の方法の公正性を確保する観点から、市場取引（特定取引を含む）を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。

ハ. 時価算定の客観性の確保

時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。

- (イ) 規程等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要性が生じた場合には、規程等に基づき速やかに改正しているか。また、算定方法の変更状況を明確にしているか。

- (ロ) 時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、市場取引（特定取引を含む）を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）の承認を受けているか。

また、当該要領等の運用状況についても定期的に上記組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。）のチェックを受けているか。

- (ハ) 「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づき、適正に時価が算定されているか。

- (ニ) 時価算定の客観性確保の状況の確認が、内部監査の重点事項に含まれているか。

③ 時価・リスク量の把握

イ. 正確な時価の把握

ポジションの時価（モデル等により算出する時価を含む）を適時に正確に把握しているか。また、貸付金等時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。

ロ. リスク要素の把握・計測

例えば、金利であれば、金利全体の上昇（下降）のみならず、イールドカーブの形状の変化、商品間・市場間のスプレッドの変化によるリスクを把握しているか。

さらに、複雑なスキームの取引等について、リスク要素の把握もできないまま取引を行っているか。

オプション取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変

更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。

ハ. 統一的な指標によるリスク量の計測

リスク量を、各部門に共通した統一的な指標で定量的に把握しているか。統一的な指標は、全ての必要なリスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的指標で十分な把握・計測を行っていないリスクが存在している場合には、これを計測する情報を補完的に用いることにより、経営上の意思決定に際しては、必要な全てのリスク要素を勘案することを確保しているか。

また、積極的な市場取引を行う戦略をとる場合には、リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたV a R法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。そうでない場合にも、リスク量の計測は、統計的手法を用いたV a R法等を採用して行うことが望ましいが、少なくとも、例えばB P V法等による簡易な計測方法により行っているか。

ニ. モデルの妥当性の検証態勢及びモデルの管理態勢の確立

プライシングモデルやリスク量の計測に用いられているモデルについては、フロント部門や商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を検証しているか。仮に、各モデルに不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、各モデルの内容を、容易に改変することができないような体制・規程を整備し、定められた規程等に従って適切にモデルの管理を行っているか。なお、各モデルについては、定期的に（年1回程度）見直しすることが望ましい。

ホ. リスク計測機能の有効性の検証

リスク管理部門や内部監査部門等において、金利や為替レートの変化等が収益、自己資本、保険金等の支払能力等の経営体力に及ぼす影響を定期的に計測するとともに、計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証しているか。

ヘ. ストレス・テストの適切な実施

V a R法は、あくまで平常の市場環境の下で最大のリスク量を計測するものであることを踏まえ、ストレス・テストを定期的に行うことが望ましい。また、B P V法を基本としたセンシティビティ分析を主としている場合は、最悪のシナリオによる分析を定期的に行っているか。

なお、ストレス・テストの内容については、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。

市場の状況の変化や保有しているポジションの大きさ、ポートフォリオの内容等に比例して、なるべく頻繁に（例えば四半期に1回程度）ストレス・

テストを行っていることが望ましい。

ト. ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度

ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測を極力頻繁に（月1回以上）行い、また、主要拠点の連結ベースで行っていることが望ましい。

特に、特定取引勘定の主要な商品については、少なくとも日次ベースで、計測しているか。

④ リミットポジションの管理

イ. リミットの管理規程の明確化

リミットを超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続等）を明確に定めているか。

また、当該規程においては、リミットを超えてポジションを持ち続けることができないこととなっているか。

ロ. リミット等の権限の委譲

担当役員、管理者、各ディーラーごとにポジション、収益目標、リミット等の権限委譲を文書で行い、リミット等の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示しているか。また、各部門に設定されたリミット等については定期的に（最低限半年に1回）見直しを行っているか。

ハ. リミットの管理規程の遵守

リミットの管理規程の適用は厳正に行っているか。また、規程又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。

リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、リスク管理部門等へ速やかに正確な情報を伝達しているか。

ニ. リミット、ポジションの管理の実行

リスク管理部門が少なくとも日次ベースで主要商品のリミット及びポジションをモニターできる体制となっているか。

また、積極的な市場取引を行う戦略をとる会社にあっては、リスク管理部門が日中において、必要に応じ主要商品のリミット及びポジションをモニターできる体制となっているか。なお、ディーラー別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用しているか。

⑤ 市場流動性リスク

イ. 市場流動性の適切な把握

リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握し（又は報告を受け）ているか。

また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。

ロ. リミットの設定及び見直しの実施

マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引や企図した量の取引ができないこともあることを踏まえ、リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、必要に応じ適切に取締役会等の承認を得た上で（緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける）、リミットを設定しているか。

また、運用商品、市場環境の変化等により定期的に（最低限半年に1回）及び状況に応じて随時、リミットを見直しているか。

ハ. 市場流動性リスクを勘案した運用

商品ごとに市場規模・厚み、流動性を勘案した運用を行っているか。

また、一度に多量の商品を売買することは、その商品の売買自体によって市場流動性リスクが生じることがあることを認識し、その影響を勘案した上で運用を行っているか。

二. モニタリングの実施

リスク管理部門は、商品ごとの日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。

ホ. 報告の実施

リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規程に基づき正確に担当取締役（必要に応じ代表取締役及び取締役会）に報告しているか。また、商品の売買自体によって流動性リスクが生じる可能性がある場合、リミットを超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっているか。

⑥ 事務管理

イ. 規程に従った事務処理

為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各取引の規程を定め、これに沿った取扱いを行っているか。例えば、

- (イ) 事務管理部門は、全ての取引手順を漏れなく把握しているか。（例えばシステム入力の最終確認、チケットの打刻や連続番号による確認等）
- (ロ) 取引内容の入力は遅滞なく行われているか。
- (ハ) 確認・調整段階で検出されたディーリング・チケットの誤りの修正は管理者によって承認されているか。
- (ニ) 処理が将来行われるため未完扱いとされているディーリング・チケットは、適切に管理・記録されているか。
- (ホ) 取引担当者以外の者がコンファーマーションを送受しているか。
- (ヘ) コンファーマーションとディーリング・チケットの照合は適切に行われているか。
- (ト) ディーリング・チケット、ディーリング・シート、コンファーマーショ

ン等の保存・保管は適切に行われているか。

なお、市場部門及び事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門のチェックを受けることとし、規程に定められている保存年限（最低限1年以上）に基づいて保存しているか。

ロ. データの突合

市場部門と事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、相違がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。例えば、証券取引においては、市場部門でのディーリング・システムによるポジションと事務管理部門での証券会社又はカストディ部門等との確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的に（最低限月1回）行っているか。

⑦ 市場取引に係る信用リスクの管理

イ. 市場取引に係る信用リスク量の計測

信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間ごとの掛目を乗ずる方式）で把握しているか。

また、積極的な市場取引を行う戦略をとる場合や海外拠点を設置して市場取引を行う場合には、信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。

ロ. ポジション、時価評価、信用リスク量のオンバランスとオフバランス一体管理

少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先ごとのオンバランスとオフバランス一体での信用リスク量を正確に把握しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる会社にあつては、取引先ごとの個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオンバランスとオフバランス一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について適時かつ正確な情報提供を行っているか。

少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先ごとのオンバランスとオフバランス一体での信用リスク量を正確に把握しているか。

ハ. 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立

取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる会社にあつては、少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が

行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。

クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した部門（与信監査部門等）で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。

ニ. クレジット・リミットに係る規程の整備及びクレジット・リミットの適切な管理

クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続等の規程を明確に定めているか。

また、規程に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる会社にあつては、信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規程に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。

なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規程を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。

ホ. リスク軽減措置の活用

信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。

ヘ. 信用リスクを踏まえた投資基準の設定

有価証券の投資について、貸付等と合わせ、信用供与が特定業種、特定発行体（カントリーリスクを含む）に偏重しないような銘柄設定基準の設定を行うなど、信用リスクを踏まえた基準を設定しているか。また、特にハイリスク商品への投資については厳重に管理できる基準を設定しているか。

(6) 特定取引関連（特定取引勘定設置保険会社のみ検証）

① 規程の整備

区分経理について、恣意性を排除し透明性を確保する観点から、Ⅱ 2(5)②イに加え、少なくとも下記の事項について、取締役会等の承認を経た上で、明確な規程等を定め、継続的に使用しているか。また、当該規程等は、重要な規程として取扱い、その変更の際に準じた手続をとっているか。

イ。「特定取引目的」の定義（規則第53条の6の2）に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール

(イ) 特定取引目的の定義

(ロ) 取引目的による明確な組織区分（ユニット単位による人的な区分）と独立した意思決定権限

(ハ) 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限

(ニ) 勘定間の振替の禁止（ただし、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く）

(ホ) 特定取引有価証券の相対取引の制限やヘッジ目的の認識

ロ. 特定取引を行う部署の管理者の権限と義務

ハ. 規程の遵守義務及び変更手続

二. 内部取引を行う場合のルールと管理の方法

(イ) 内部取引の定義と対象

(ロ) 内部取引を行う場合の基本方針

(ハ) フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認

(ニ) 内部取引を行う場合の承認手続と保存書類

ホ. 委託取引を行う場合のルール

(イ) 内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査の実行

② 組織及び人員の分離

特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくともいわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、特定取引勘定に係る取引以外の同種の取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。

なお、特定取引及びその対象財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合（例えば、特定取引部署で特定取引に列挙した取引以外の取引を併せ行う場合など）には、必ずしもこの組織区分は求めない。

③ 帳簿の管理

特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理するものとなっているか。

④ 特定取引勘定に係る取引を行う組織における特定取引勘定に係る取引以外の取引の禁止

特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、特定取引勘定に係る取引以外の取引を行っていないか（その逆も）。ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合はこの限りでない。

⑤ 恣意的な勘定選択の禁止

本来、特定取引勘定以外の勘定で処理すべき取引について、特定取引勘定における取引として処理するなど、処理すべき勘定を恣意的に決定していないか。

⑥ 内部取引の適正性

同一保険会社内における特定取引勘定とその他の勘定との間の内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るものであり、こうした目的で恣意的取引が行われないように、特定取引勘定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する規程）等に沿って適正に行っているか。

⑦ 内部監査

特定取引勘定における取引の適切性を確保するため、内部監査の際の留意点として特に以下のものが含まれているか。

- イ. 府令で限定された取引範囲に違反していないか（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。）
- ロ. 内部取引が時価により行われるなど、規程等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。
- ハ. 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。
- ニ. 意図的な損益調整が行われていないか。

⑧ 情報の開示

特定取引に関し、適切な区分経理や、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。

- イ. 特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等）
- ロ. 時価の客観性確保手段等
- ハ. 特定取引勘定に係る財務情報

3. 職責の分離

(1) 相互牽制体制の構築

リスク管理部門は、市場部門、事務管理部門が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、両者に齟齬が無いことを確認し、リミットの管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には取引のモニターに必要な人員を確保しているか。

リスク管理部門では、期中損益（評価損益を含む）の出方に異常がないことを定期的に精査・分析を行っているか。

また、積極的に市場取引を行う戦略を取る会社にあつては、市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。そうでない場合でも、市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、少なくとも、例えば、主計部の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。

(2) 相互牽制体制に係る留意点

- ① チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場になっていないか。
- ② ベテラン・ディーラーであることから、上司（担当役員等）から個人的にも信頼が厚く、他の社員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。
- ③ 市場部門の責任者の下にコンファーマーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。
- ④ 全ての情報が迅速、かつ正確にリスク管理部門に伝達されているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ正確に伝達されているか。
- ⑤ 独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が市場部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。
- ⑥ ディーラーの取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。

録音済のテープは一定期間保管されているか。テープの保管・管理は、市場部門、事務管理部門から分離されたセクション（リスク管理部門等）又は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。

なお、ディーラーの取引状況の録音内容とディーリング・チケット（取引記録）との照合を行う際には、ディーリング・チケットを録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当するディーリング・チケットが全てあることをチェックしているか。

- ⑦ 在宅ディーリングは、営業時間外のリスク回避等のために限定された条件の下で行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（規程上も明文化されているか。）。また、アンサー・フォーンの設置等により取引記録を録音管理しているか。
- ⑧ ディーラーの取引状況の録音内容は、定期的にディーリング・チケットと照合することをディーラーに周知徹底しているか。

4. 情報伝達

(1) リスク管理部門の情報へのアクセス

リスク管理部門は、各市場部門から直接、適切かつ包括的な取引情報等の内部データ及び市場データが入手できる体制となっているか。また、リスク管理部門は、各部門のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行える態勢となっているか。

(2) ディーリング・サポート・システム等の整備

携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）ごと、拠点ごとのポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。

積極的な市場取引を行う戦略をとる会社にあっては、携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）ごと、拠点ごとのポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。

(3) 事務処理等に対応したコンピュータシステムの整備

携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータシステムを確保し運用・管理しているか。

(4) 情報のリスク管理部門への伝達

市場部門等は、全ての情報を、迅速、かつ、正確にリスク管理部門に伝達しているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ、正確に伝達されているか。

Ⅲ. 信用リスク管理態勢

1. 信用リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 保険会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化

取締役会等は、保険会社全体の経営方針等に沿った融資部門等の戦略目標を明確に定めているか。

融資部門等の戦略目標は、短期的な収益確保を目的とした特定の業種又は特定のグループなどに対する信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。

(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識等

取締役は、信用リスク管理に当たり、貸付金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）を統合した上で、保険会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない

範囲で、一体として管理することの必要性について理解しているか。

また、取締役は、信用リスクの管理手法（信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。）及びモニタリング手法を理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定の重要性について認識しているか。特に担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。

さらに、取締役会は、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっていることを検証しているか。

なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用する場合において、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本及び保険金等の支払能力等の経営体力との関係等について、適切に理解しているか。

(3) 信用リスク管理の方針の確立

取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。

また、信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針（特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など）、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーが定められているか。

(4) リスク管理のための組織の整備

取締役会は、例えば、融資部門と審査管理部門の分離などによる融資部門の影響を受けない適切な審査管理体制の構築、あるいは与信監査部門及びリスク管理部門の設置などによる適切な与信管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。

(注)

- ① 「融資部門」とは、本部において貸付業務を行う部門をいう。
- ② 「審査管理部門」とは、融資案件審査・与信管理を行う部門をいう。
- ③ 「与信監査部門」とは、与信監査室、検査部等の融資部門及び審査管理部門から独立し、自己査定等の監査、与信管理または与信管理の状況の監査を行う部門をいう。
- ④ 「リスク管理部門」とは、オフバランス資産を含め、信用リスク全体の管理を行う部門をいう。

(5) 取締役会等に対する信用リスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用

取締役会等は、定期的に信用リスクの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。）の報告を受け、把握された信用リスク情報を基に、信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。

また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、

資産運用リスク

リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、信用リスク情報を信用リスク管理のために活用しているか。

(6) 信用リスク管理のための規程の整備

管理者は、資産運用リスク管理や信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。

また、信用リスク管理のための規程には、融資の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査の方針、与信監査の方法などが定められているか。

(7) リスク管理の適切な実行

管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。

なお、信用リスク管理のためには、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本及び保険金等の支払能力等の経営体力に見合った信用リスク・リミットの設定などを行うことが望ましい。

この場合、システム面での十分なサポートが行われていることが望ましい。

(8) 資産運用リスク管理部門に対する信用リスク状況の報告

管理者は、定められた報告規程に従い、資産運用リスク管理部門に対して信用リスクの状況を報告しているか。

2. 信用リスク管理部門の体制と役割

(1) リスクの認識と評価

① 統合的なリスク管理体制の確立

信用リスク管理に当たっては、保険会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する体制となっているか。

また、貸付金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する体制となっているか。

② 新商品、新規業務に係る評価

新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門が評価を行い、必要に応じて法務担当部門及び内部監査部門等の意見を踏まえた上で、信用リスクの評価結果を取締役会等及び資産運用リスク管理部門に報告し、新商品、新規業務の導入について規程に従い承認を受けているか。

(2) 審査管理

① 審査管理体制の整備

審査管理部門は、例えば、融資部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は融資部門の取締役が兼務していないなど、融資部門の影響を受けない体制となっているか。

なお、審査管理部門が融資部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が融資部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。

② 審査管理部門の役割

審査管理部門は、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、これに基づき信用格付の正確性を検証するなど、適切な審査管理を行っているか。

また、審査管理部門は、融資部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度（健全な事業を営む融資先に対する円滑な資金供給の実行、保険契約獲得のための融資や投機的不動産融資・過剰な財テク融資等の禁止及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。）が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証を行っているか。

(3) 与信管理

① 与信管理体制の整備

融資部門及び審査管理部門は、与信先の業況推移等の状況等について、保険会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として与信管理を行う体制となっているか。特に、大口信用供与先については、保険会社の信用供与額と連結対象子会社及び持分法適用会社の信用供与額とを合算の上、適切に管理しているか。

また、償却・引当額の水準を検証する部門が定められ、当該部門が償却・引当額の水準が信用リスクに見合ったものとなっているかを検証するとともに、償却・引当額を正確に取締役会に報告しているか。

さらに、ポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況など）を管理する部門が定められ、当該部門が適切なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取り締役会等に報告しているか。

② 与信監査部門の役割

信用格付の正確性、与信先の管理などの与信管理の状況を検証する与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに、検証結果を取締役会等に報告しているか。なお、融資部門又は審査管理部門がポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリ

オ管理の適切性についても検証しているか。

また、与信監査部門は専担の体制（リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む）となっているか。

③ リスク管理部門の役割

信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合して管理を行うリスク管理部門が定められ、信用リスクの統合的な管理が行われているか。

また、リスク管理部門は専担の体制（リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む）となっているか。

(4) 問題債権の管理

① 問題債権の管理体制の整備

問題債権として特に管理が必要な債権の範囲が特定されているか。また、問題債権の管理・回収を担当する部門が定められ、問題債権の適切な管理が行われているか。

この問題債権を管理・回収する部門は専担の体制となっていることが望ましい。

② 問題債権の管理部門の役割

問題債権の管理・回収部門は、問題先に対する取組方針を明確に定め、問題先の経営状況等を管理しているか。

また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われているか。

(5) 自己査定及び償却引当

付属資料（信用リスク検査用マニュアル）参照。

IV. 不動産投資リスク管理態勢

1. 不動産投資リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) リスクに対する理解

① 取締役は、不動産投資に当たって、賃貸料の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少するリスクがあることを十分に認識しているか。

② 取締役会は、リスク管理方針を定めるに当たり、不動産に対する投資（特に新規投資）は、一般的に投資金額が巨額で、かつ流動性が非常に低く、収益が不確実で代替がきかない等の特性があることを認識しているか。

(2) 適正な資産配分

① 取締役会は、不動産投資への資産配分の決定に当たっては、負債特性を踏まえた上で、有価証券、貸付金等への投資に対するリスクと比較検討し行ってい

るか。

- ② 資産配分の決定に当たっては、地価動向、災害等を踏まえ一極集中を避けるなどの分散投資について考慮、検討しているか。

- ③ 取締役会等は、定期的にはリスクの状況の報告を受け、報告を受けた内容を不動産投資リスクの観点から検証しているか。

(3) リスク管理のための組織の整備

取締役会は、自社が抱える不動産投資リスクについて、投資案件の審査、モニタリング、分析等の管理を適切に行う審査管理部門を設置しているか。

さらに、審査管理部門の権限・責任を明確に定めているか。

また、審査管理部門は投資部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は投資部門の取締役が兼務していないなど、投資部門の影響を受けない体制となっているか。

なお、審査管理部門が投資部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が投資部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。

(4) アラームポイント（警戒域）の設定

取締役会等は、不動産の含み損について、自己資本・収益力・保険金の支払能力等の経営体力を踏まえて、アラーム・ポイントを設定しているか。

また、アラーム・ポイントを定期的に見直しているか。

(5) 最低投資利回りの設定

取締役会等は、不動産投資（特に新規投資）を行うに当たって、保険商品の予定利率等を勘案した最低投資利回りを設定しているか。

また、最低投資利回りは、定期的に見直しているか。

(6) リスク管理のための規程の整備

- ① 審査管理部門の管理者は、不動産投資リスクの適切な管理を行うために、戦略目標を踏まえて、不動産投資リスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で明確に定め、定期的に見直しを行っているか。

また、規程には投資の採算性（投資利回り等）、投資の適格性（コンプライアンス等）等を勘案した投資基準及び審査手続等を含んでいるか。

（注）「コンプライアンス等」には、社会性に反していないか、投機目的となっていないか等、適格性を勘案する際に留意すべき事項を含む。

- ② 投資用不動産の範囲は、当該規程により明確に示されているか。

また、投資用不動産への区分は当該規程に則り行われていることを定期的に確認しているか。

(7) リスク要素の認識・把握

審査管理部門の管理者は、当社が抱えるリスク要素（収益が変動する要因及び不動産価格が変動する要因）を適切に認識・把握し、かつ、適切に管理を行っているか。

2. 不動産投資リスク管理部門の役割

(1) 不動産投資管理（情報収集・審査）

① 不動産投資に対する情報収集

投資部門は、投資判断のためのデータとして、賃料相場、テナント需給、地価の動向、土地利用規制・税制の変更や、対象先の立地条件、競合状況、環境（土壌汚染、液状化、沈下等）等についての的確に情報収集、分析、検討しているか。

また、自社が売却・処分を検討している不動産の情報についても収集しているか。

② 不動産投資の審査

審査管理部門は、不動産投資の審査に当たって、投資基準への準拠性、事業計画の妥当性、ポートフォリオ（分散投資への配慮）等を勘案しているか。

(2) 不動産投資管理（実行後管理）

① 投資不動産管理

投資部門は、投資不動産に関し、例えば、テナント募集、空室率等稼働率、業務委託先、メンテナンス、進行中のプロジェクト、海外不動産の為替リスク等について適切に管理しているか。

さらに、最低投資利回りを下回った物件については、資産運用リスク管理部門に随時報告しているか。

また、管理状況等について、不動産部門とは独立した部門（検査部門等）によるチェックが定期的に（少なくとも年1回）行われているか。

② 不動産の含み損益の把握

投資部門は、不動産の含み損益を定期的に算定しているか。また、不動産の評価に当たっては、合理的な方法で、適切に算定しているか。

また、不動産の評価について、不動産部門とは独立した部門（信用リスクの監査部門等）によるチェックが行われているか。

さらに、不動産の含み損がアラーム・ポイントを超過した場合には資産運用リスク管理部門に報告しているか。

③ 要管理不動産の管理、事業計画の見直し

最低投資利回りを下回った、又は不動産の含み損がアラーム・ポイントを超過した不動産（要管理不動産という。以下同じ。）について、収益を確保する方策を検討する等、特に厳重な管理を行っているか。

また、要管理不動産について、事業計画の見直しを行い再投資等を行う場合は、審査管理部門による審査を経た上で実行しているか。

なお、要管理不動産の管理、見直し（売却・処分可能性も含む）について、資産運用リスク管理部門のチェックを受けているか。

(3) 不動産管理（売却・処分）

不動産物件の含み損がアラーム・ポイントを超過し、かつ一定期間にわたり利用実態がなく、利用計画のない不動産（遊休不動産という、以下同じ。）については、売却・処分の可能性について検討しているか。

なお、遊休不動産の管理、検討については、資産運用リスク管理部門のチェックを受けているか。

3. 情報伝達

(1) 資産運用リスク管理部門に対する報告

審査管理部門等は、定期的に及び必要に応じて随時に不動産投資リスクの状況を資産運用リスク管理部門等必要な部門に報告しているか。

(2) 取締役会等への適切な報告

審査管理部門等は、要管理不動産及び遊休不動産の状況について定期的に及び必要に応じて随時に取締役会等に報告しているか。

また、一定規模以上の投資用不動産を営業用に区分変更する際には、取締役会等に報告しているか。

(3) 不動産投資リスク管理のためのシステムの整備

不動産投資リスク管理を行うためのシステムを整備していることが望ましい。

オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト

- (1) 「事務リスク」とは、役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより保険会社が損失を被るリスクである。
- (2) 「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い保険会社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより保険会社が損失を被るリスクである。
- (3) 「流動性リスク」とは、保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。
- (4) 危機管理態勢の「危機」とは、例えば、(i) 大口与信先の倒産など、そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、(ii) 風評等により保険契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に問題が生じるような事態、(iii) システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、(iv) 大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態などである。
- (5) 検査官は、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」、「保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、オペレーショナル・リスク等管理態勢の検査を行うものとする。資金繰りリスクについては本チェックリストにより、市場流動性リスクについては「資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (6) システムリスクについては、本チェックリストにより検証を行うとともに、システムリスク管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（財団法人金融情報システムセンター編）等に基づき行うものとする。また、検査官は企業が保持する保護すべき情報が役職員又は部外者等により、改ざん、削除又は外部に漏洩するリスクについても本チェックリストに基づき行うこととする。さらに、システム統合を予定している保険会社等に対する検査に当たっては、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により検証を行うものとする。
- (7) システムリスクの管理態勢の確認検査を行うに当たっては、個別システムの重要度及

び性格に検査官は十分留意することとする。この場合、「システムの重要度」とは、当該システムの顧客取引又は経営判断への影響の大きさを表す。また、「システムの性格」とは、コンピューターセンターにおける中央集中型の汎用機システム、クライアントサーバーシステム等の分散系システム、ユーザー部門設置の単体システム等を表し、それぞれに適した管理手法がある。

I. 事務リスク管理態勢

1. 事務リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 事務リスク管理の基本方針

取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、取締役会において、事務リスク管理の基本方針を定めているか。

(2) 管理者の役割

管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。

また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。

(3) 事務部門の組織整備

- ① 事務規程を整備する部門を明確化しているか。
- ② 事務指導及び研修を行う部門を明確化し、その機能を十分発揮できる体制を整備しているか。
- ③ 事務部門では、事務処理に係る営業拠点等及び保険募集人等からの問合せ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。
- ④ 事務部門は、例えば営業推進部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮される体制を整備しているか。

(4) 事務規程の整備

- ① 事務規程は、網羅的でかつ法令等に則ったものとなっているか。
また、規程外の取扱い及び規程の解釈に意見の相違があった場合の処理手続を明確化しているか。
- ② 事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような規程を、取締役会等の承認を得た上で整備しているか。
- ③ 通信販売など非対面の募集形態を採っている場合において、募集形態の特性を踏まえた事務規程を定めているか。
- ④ 事務規程を、内部監査結果、不祥事件、苦情・問合せ等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。また、法令等の外部環境が変化した場合等についても、必要に応じて見直し、改善しているか。
- ⑤ 事務規程は、特に、以下の事務について明確に定めているか。
 - イ. 保険募集（禁止行為等）

ロ. 現金・現物・重要書類（保険料領収証）・便宜扱い等異例扱い

2. 事務リスク管理部門の役割

- (1) 営業拠点等の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。
- (2) 営業拠点長等が不正なことを隠蔽しないような体制を整備しているか。
- (3) 内部監査部門及び保険募集管理部門等と連携して営業拠点等の事務水準の向上を図っているか。
- (4) 事務を代行・代理する場合は、事務リスクの観点から代行・代理先を管理しているか。

3. 外部委託管理

保険会社は、その業務を外部に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、以下の方策を講じているか。

① 外部委託業務の計画・実行

外部委託業務の計画・実行に当たっては、外部委託を行う範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。

② 外部委託先の選定

外部委託先の選定に当たっては、外部委託先の選定基準を定め、経営の健全性、受託実績等による信用度、委託業務の実施体制等について確認しているか。

③ 外部委託業務のリスク管理体制

イ. 外部に委託している業務を適切に管理する管理者を設置しているか。

ロ. 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。

ハ. 委託先と守秘義務契約を締結しているか。

ニ. 外部委託先が再委託を行う場合、外部委託先との委託契約書において再委託先に係る契約上の義務や責任等の条項が整備されているか。

ホ. 委託先社員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。

ヘ. 外部委託した業務及び業者について定期的に評価を行っているか。なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、第三者機関の評価を受けていることが望ましい。

④ 問題点の報告及び是正

認識された問題点については、外部委託先と連携して速やかに是正しているか。

(注) 外部委託とは、保険会社が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該保険会社以外（生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人に該当しないものを指す。）に委託することをいう。

Ⅱ. システムリスク管理態勢

1. システムリスク管理態勢の整備・確立状況

(1) リスク管理体制の整備

取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理体制を整備しているか。

(2) 保険会社全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化

取締役会は、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を定めているか。

システム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を含めているか。

(3) リスク管理の方針の確立

取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託に関する方針を含んでいるか。

セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。

外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても、顧客に対しては責任を免れないことが十分認識された上で定められているか。

【参考】 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」
（財団法人 金融情報システムセンター編）

(4) リスクの認識と評価

① 管理すべきリスクの所在、種類の特定

イ. 勘定系・情報系・対外系・証券系・国際系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。

ロ. システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても該当システムのリスクを認識・評価しているか。

ハ、ネットワークの拡充（インターネット、電子メール）及びＰＣ（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。

② インターネットを利用した取引に関するリスクの認識と評価

インターネットを利用した取引においては、非対面性、トラブル対応、第三者の関与、無登録募集等の問題が特に顕在化する可能性があるなど、インターネットを利用した取引のリスクの所在を理解し、当該リスク管理の重要性を認識・評価しているか。

(5) 相互牽制体制の構築

個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。ただし、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。

なお、上記に関わらず、ＥＵＣ（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、内部監査部門等により牽制を図っているか。

(6) 内部監査

① 内部監査部門の体制整備

システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。

内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。

また、必要に応じてシステム監査とシステム以外の監査を連携して行うことができる体制となっているか。

システム監査の結果は、適切に取締役会等に報告されているか。

② 内部監査部門の監査の手法及び内容

イ、監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

ロ、システム部門及び独自にシステムを構築している部門におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、定期的に内部監査を行っているか。

ハ、営業拠点等システム部門以外でのコンピュータ機器（端末機・ＡＴＭ等）の使用に関する手続は、システムリスクの観点からのチェックをしているか。

ニ、内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼動内容について裏付けをとっておくことが望ましい。

(7) 外部監査

システムリスクについては、定期的に公認会計士やシステム監査人等による外部監査を受けているか。

2. 情報セキュリティ管理態勢

(1) セキュリティ管理体制

- ① 定められた方針、基準及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。

セキュリティは、例えば以下の観点から確保しているか。

イ. フィジカルセキュリティ

- ・ 物理的侵入防止策
- ・ 防犯設備
- ・ コンピュータ稼働環境の整備
- ・ 機器の保守
- ・ 点検体制 等

ロ. ロジカルセキュリティ

- ・ 開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制
- ・ 開発管理体制
- ・ 電子的侵入防止策
- ・ プログラムの管理
- ・ 障害発生時の対応策
- ・ 外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理
- ・ オペレーション面の安全管理 等

- ② セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。

(2) システム管理体制

- ① システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。
- ② システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置されていることが望ましい。
- ③ それぞれシステムの資産調査は定期的に行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。
- ④ 本部・営業拠点等について、それぞれの設備・機器を適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。
- ⑤ 社外に持ち出すコンピュータに対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。
- ⑥ システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。

(3) データ管理体制

- ① データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。
- ② データの管理手順及び利用承認手続等を規程・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。
- ③ データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。
- (4) ネットワーク管理体制
 - ① ネットワーク稼動状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。
 - ② ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規程・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。
 - ③ ネットワークがダウンした際の代替手続を考慮しているか。
- (5) インターネットを利用した業務の管理体制
 - ① 苦情・相談等を受ける体制を構築しているか。
 - ② システムのダウン又は不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する体制を整えているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方について、明確に示しているか。
 - ③ リンクによって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。
 - ④ 自社の財務や業務の内容に関する情報及びインターネットを利用した取引において提供するサービスの内容について、例えばホームページにおいて開示しているか。
 - ⑤ モラルリスク回避、マネー・ローンダリング防止等の観点から本人確認を行うシステム上の体制を構築しているか。
 - ⑥ 顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改ざん、書き換え等を防止する体制を整えているか。
 - ⑦ インターネットを利用した取引が非対面であるということにかんがみ、顧客との取引履歴等について改ざん・削除されることがないように対策を講ずるとともに、必要に応じて一定期間保存しているか。

3. システム企画・開発態勢

(1) 企画・開発体制等

① 企画・開発体制

- イ. 信頼性が高く、かつ、効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規程を整備しているか。

- ロ. 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。
 - ハ. 中長期の開発計画を策定しているか。
 - ニ. システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ（システム部門全体の投資効果については必ず）、取締役会に報告しているか。
 - ホ. 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。
 - ヘ. 本番システムの変更案件も承認の上で実施しているか
 - ト. 保険商品の開発、改定時におけるプログラムミスの発生を防止するために、ユーザー部門及びシステム部門の連携が十分に図られる体制となっているか。特に、保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能の検証に、ユーザー部門が主体的に関与する体制となっているか。
- ② 開発管理
- イ. 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。
 - ロ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。
 - ハ. システム部門及びユーザー部門が連携して進捗状況を適切に管理しているか。
- ③ 規程・マニュアルの整備
- イ. 設計、開発、運用に関する規程・マニュアルが存在しているか。
 - ロ. 業務実態に即した見直しを実施しているか。
 - ハ. 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。
 - ニ. 開発に当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）を残すようなシステムとすることが望ましい。
 - ホ. マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。
- ④ テスト等
- イ. テストは適切かつ十分に行われているか。
 - ロ. テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。
 - ハ. テスト計画を作成しているか。
 - ニ. 総合テストには、必要に応じてユーザー部門も参加しているか。特に、保険料・配当金等の重要な事項に関するテストには、ユーザー部門が参加し、テスト結果の確認を行っているか。
 - ホ. 検証に当たっては、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。
- ⑤ システム導入後の検証

新しい商品や仕組みの導入後、ユーザー部門は、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。

⑥ 人材の養成

イ. 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけではなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。

ロ. デリバティブ業務、電子決済、電子取引等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。

(2) 新規分野への進出

新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置付けについて検討していることが望ましい。

4. システム運用態勢

(1) 職務分担の明確化

① データ受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管の職務分担は明確になっているか。

② 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。

(2) システムオペレーション管理

① 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。

② 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。

③ オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。

④ 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。

⑤ オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。

⑥ 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。
障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。

(3) システム障害の管理

① システム障害が発生した場合には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。

② システム障害の内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

るか。

- ③ 経営に重大な影響を与えるような重要なシステム障害の場合には、速やかに本部と連携し、問題の解決を図るとともに取締役会に報告しているか。
- ④ システムの運用を外部委託している場合、委託先において発生したシステム障害について、報告される体制となっているか。

(4) 顧客のデータ等保護

- ① 顧客データの取扱いについては、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。
- ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。
- ③ 顧客データ以外の重要な情報についても、管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。

【参考】 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」
(財団法人 金融情報システムセンター編)

(5) 不正使用防止

- ① 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか
- ② 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか
- ③ 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。
- ④ 募集代理店が使用するシステムについては、廃業後にアクセスを行うことができないよう適正にアクセス権限の廃止を行っているか。

(6) コンピュータウィルス等

コンピュータウィルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っていると同時に、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。

- ① コンピュータウィルスへの感染
- ② 正規の手続を経ていないプログラムの登録
- ③ 正規プログラムの意図的な改ざん 等

5. 外部委託管理

(1) 外部委託業務の計画・実行

システムに係る外部委託業務の計画・実行に当たっては、外部委託を行う範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。

(2) 外部委託先の選定

外部委託先の選定に当たっては、外部委託先の選定基準を定め、経営の健全性、受託実績等による信用度、委託業務の実施体制等について確認しているか。

(3) 外部委託業務のリスク管理体制

① 外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置しているか。

② 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。

③ 委託先と守秘義務契約を締結しているか。

④ 外部委託先が再委託を行う場合、外部委託先との委託契約書において再委託先に係る契約上の義務や責任等の条項が整備されているか。

⑤ 委託先社員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。

⑥ 外部委託した業務及び業者について定期的に評価を行っているか。

なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、第三者機関の評価を受けていることが望ましい。

(4) 問題点の是正

認識された問題点については、外部委託先と連携して速やかに是正しているか。

6. 非常時等への対応

(1) 防犯対策

① 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。

② コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。

(2) コンピュータ犯罪・事故等

コンピュータ犯罪及びコンピュータ事故（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD／ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備しているか。

(3) 防災対策

オペレーショナル・リスク等

- ① 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。
 - ② 防災組織の整備に際しては、業務組織に即した組織とし、役割分担ごとに責任者を明確にしているか。
 - ③ 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。
 - ④ 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。
- (4) バックアップ
- ① 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。
 - ② バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。
 - ③ 重要なシステムについてはオフサイトバックアップシステムを保有しているか。
 - ④ バックアップ取得の周期を文書化しているか。
 - ⑤ バックアップデータを使用してデータ修復を行う際の手順が整備されているか。
- (5) コンティンジェンシープランの策定
- ① 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか
 - ② コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）
 - ③ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）を参照しているか。
 - ④ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、保険会社の内部に起因するものや保険会社の外部に起因するものも想定しているか。
 - ⑤ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、顧客に与える被害等を分析しているか。
 - ⑥ コンティンジェンシープランを使用した訓練を定期的に行っているか。また、訓練は、全社レベルで行い、必要に応じて委託先等が参加しているか。

Ⅲ. 流動性リスク管理態勢

1. 流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

(1) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標

取締役会は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解し、取締役会において、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。

(2) リスク管理のための組織の整備

取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。

なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることができる体制となっているか。

(注)「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。以下同じ。

(3) リミットの設定及び見直し

代表取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、資産運用の内容等により、必要に応じ、市場のない、もしくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行い取締役会に対して報告を行っているか。

また、取締役会は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであることを検証しているか。

(4) 資金繰りに関する規程の整備

資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時、巨大災害時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。

(5) 適切な資金繰り管理の実行

資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規程に従い、資金繰りを適切に管理しているか。

2. 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の役割

(1) リスクの認識と評価

① 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備

資金繰り管理部門は、新規契約、解約又は積立保険等の満期時の更改に影響を及ぼすと思われる自社の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。

また、円貨・外貨別、国内拠点・海外拠点別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを統合して管理しているか。

② 連結対象子会社の流動性の状況把握

資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社が資金繰り悪化により破綻した場合においても、当該保険会社に影響を与える可能性が大きいことから、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。

③ 出再保険の管理

資金繰りリスクの管理に当たっては、受再保険会社の財務状況によっては、出再保険金を受領できなくなる恐れがあることを十分考慮しているか。

(2) 資金繰りリスク管理

① 流動性評価の実施及び資産・負債両面からのリスク管理

資金繰り管理部門は、資産・負債両面から流動性についての評価を行うとともに、保険金等に対する支払準備が可能となる時点と金額などの流動性の確保状況を把握しているか。

② 資金繰り管理の適切性

イ. 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次、月次及び向こう四半期の資金繰り見通しを作成しているか。

- ・ 保険料と保険金等の集中管理
- ・ 運用の商品別、期間別構成の管理
- ・ キャッシュの管理（ＡＴＭ等を含む）
- ・ 各国通貨ごとの資金繰りの管理
- ・ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理 等

ロ. リスク管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。

- ・ 新規契約及び解約見込みの計画と実績の管理並びにその分析
- ・ 資金ギャップ枠の管理
- ・ 契約上の受信及び授信枠の残高管理並びにその分析 等

③ 資金繰りリスクの管理方法の適切性

資金繰り管理部門は、各業務部門等の報告等を基に、運用予定額（有価証券・貸付等）を把握しているか。

また、運用予定額を把握するに当たっては下記の項目について考慮しているか。

イ. オフバランス取引（通貨スワップ等含む）

ロ. 実態に応じた運用期間の把握（例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど）

(注)「業務部門等」とは、業務部門、営業拠点をいう。以下同じ。

④ 流動性リスクを考慮した業務運営等

各業務部門は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。

3. 危機管理体制の確立

(1) 流動性危機時の対応策の整備

資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか（上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）。

対応策の内容としては、連絡・報告体制（直接代表取締役に報告される体制等）、対処方法（調達手段の確保）、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。

また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。

(2) 調達手段の確保

資金繰り管理部門は、危機時・巨大災害時等において、有価証券の処分など、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等に配慮しているか。

4. 情報伝達

(1) 各業務部門等の資金繰り管理部門、リスク管理部門に対する報告

各業務部門等は、資金繰り管理部門、リスク管理部門との連携を密にし、保険料及び保険金等の資金移動等の報告を迅速・的確に行っているか。

なお、リスク管理部門は随時直接情報を入手できる権限、システム等を装備していることが望ましい。

(2) リスク管理部門の取締役会等に対する報告

リスク管理部門は、2(2)②ロにより把握した情報を定期的に及び状況に応じ随時、代表取締役及び担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的に及び状況に応じて随時報告しているか。

(3) 資金繰り管理部門の取締役会等に対する報告

資金繰り管理部門は、資金繰りの現状及び予測について、定期的に及び逼迫度の状況に応じ随時、代表取締役、担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的に（状況に応じ随時）報告しているか。

(4) 資金繰りリスク管理のためのシステムの装備

資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、適切な状況把握及びリスク管理を行うためのシステムを装備していることが望ましい。

IV. 危機管理態勢

危機管理態勢の整備・確立状況

(1) 平時における対応

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものは予防策を講じる）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

【参考】想定される危機の事例

- イ. 自然災害（地震、風水害、異常気象等）
- ロ. 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
- ハ. 風評（口コミ、インターネット、電子メール等）
- ニ. 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難等）
- ホ. 営業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
- ヘ. 人事上のトラブル（内紛、セクシャルハラスメント等）
- ト. 労務上のトラブル（内部告発、過労死、人材流出等）

- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生時の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む）への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別に想定していることが望ましい。
- ⑤ 大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、保険契約者等に対して、保険金等の支払等について便宜措置（監督指針「Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置」参照）が図られるような態勢が整備されているか。

- ⑥ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時には、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。
- (2) 危機発生時における対応
 - 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合において、危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているか。
- (3) 事態の沈静化後における対応
 - 危機的状況が沈静化した後、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みを行っているか。
- (4) 風評に関する危機管理態勢
 - ① 風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び支社等の営業拠点の対応方法に関する規程を設けているか。なお、他の保険会社や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
 - ② 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。
 - ③ 風評が保険契約の解約に結びついた場合の対応方法について、支社等の営業拠点の状況把握、顧客対応、対外説明等、初動対応に関する規程を設けているか。
 - ④ 上記③のような状況になった場合、金融庁担当課室、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。

実地調査用チェックリスト

- (1) 本チェックリストは、保険会社の営業拠点等、生命保険募集人及び損害保険代理店について、検査官が実地調査を行う際に活用するための例示として掲げたものである。検査官が本チェックリストを利用する際には、単なる軽微な不備事項や事務ミスのみを指摘することが目的ではなく、適正な法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、顧客保護等管理態勢等が確立されているかを確認することを目的としていることに留意する。
- (2) 検査に当たっては、実際の事務管理態勢のチェックは、基本的に保険会社の内部監査部門が負っていることに留意する。内部監査部門等各部門が有効に機能していることが確認できれば、例示事項の全てについてまで、実地調査を行う必要はなく、逆に各部門が有効に機能していないようであれば、さらに深くチェックを行う必要がある。
- (3) 本チェックリストの各項目はあくまで例示であり、ここに掲げられていない事項についても、実地調査の対象となし得ることに留意する。

1. 共通

(1) 保険募集の適正

- ① 法第 300 条第 1 項各号に定める禁止行為又は法第 307 条第 1 項第 3 号の「保険募集に関し著しく不適当な行為」その他の不適切な行為が行われていないか。特に、以下の行為については、不適切な行為に該当する可能性が高いことに留意する。

イ. 保険料の横領・流用

ロ. 印鑑不正使用

ハ. 無面接募集（面接が必要とされていない契約に関する募集を除く。）

ニ. 作成契約（架空契約）・名義借契約・無断契約

ホ. 付績行為（成績の計上操作）・不正な勤務実態の作出

- ② 契約の内容及びそのリスク等を、顧客に対し適切かつ十分に説明しているか。特に、変額保険及び外貨建保険等、顧客がリスクを負う保険商品の募集を行うに当たっては、顧客に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ、必ず顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。

- ③ 保険契約の内容のうち重要な事項について、当該事項を記載した書面を顧客に交付するなど適切な方法で説明しているか。

- ④ 予定解約率を用い、かつ解約返戻金を支払わない保険契約の募集に際して、解約返戻金が無いことを記載した書面を顧客に交付しているか。

- ⑤ 契約のしおりなど契約内容の理解に資するための書面、約款等は適切に配付されているか。

- ⑥ 保険契約に関する表示を行う場合、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。

- ⑦ 比較表示を行う場合、適切かつ正確な表示となっているか。

- ⑧ 予想配当表示を行う場合、監督指針の要件を満たした書面が作成、交付されているか。

- ⑨ 保護機構に加入していることに関して、規則第 53 条第 1 項第 8 号の説明を行うとともに、その際、同機構の資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しているか。

- ⑩ クーリング・オフ制度は顧客に周知徹底され、かつ適正に実施されているか。

(2) 適正な募集事務管理

- ① 保険募集人に対する指導、管理は適切なものとなっているか。特に、損害保険代理店に関しては、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し収支を明ら

かにする書類等を備え置かせるとともに、受領した保険料等を受領後遅滞なく保険会社へ送金するか、又は別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導、管理しているか。

- ② 内部監査は十分な頻度で適切に実施されているか。
- ③ 第一回保険料充当金領収証の交付、回収及び保管は適正に行われているか。
- ④ 次回後保険料集金のための契約（集金）カード領収証、集金紙、領収証等の管理及び未入金契約の管理は適正に行われているか。
- ⑤ 現金残高の不突合が生じないよう方策を講じているか。
- ⑥ 保険募集人に対する立替金、仮払金、貸付金の内容は適正なものとなっているか。
- ⑦ 募集経費等の支出は適切なものとなっているか。
- ⑧ 身分証明書の交付及び回収は適正に行われているか。
- ⑨ その他事務管理は適正に行われているか。例えば以下の点の回避、是正に努めているか。

イ. 保険料領収証綴、自賠責証明書、自賠責収納済印、自賠責保険標章

- ・ 残数不一致
- ・ 交付管理簿の記載不備
- ・ 預り証、要回収証明書の回収遅延及び未回収
- ・ 保管方法不備

ロ. 契約者貸付関係

- ・ 契約者貸付申込書、借用書の徴求遅延及び未徴求
- ・ 契約者貸付申込書、借用書、請求書類の記載不備

(3) 保険募集人の採用・委託・登録

- ① 保険募集人の採用、委託は、その適格性を審査するための審査基準（保険募集に関する法令、保険契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力、本来業務の事業内容、事業目的等）に則って行われているか。
- ② 無登録募集、登録前募集が行われていないか。
- ③ 必要届出事項を遅滞なく処理しているか。特に、保険募集人からの登録抹消届出書類の提出後、直ちに処理を行っているか。

(4) 苦情等への対応

- ① 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む）の内容は、処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存しているか。
- ② 顧客からの苦情等のうち、本社へ報告すべきものを放置していないか。また、適切な再発防止策を講じているか。
- ③ 保険契約者等、事故の被害者、遺族等に対する不適切な対応を行っていないか。

(5) 顧客情報管理

顧客情報は無施錠管理、机上放置などが行われないよう、適切に管理しているか。

(6) 共同保険契約等

保険の種類や保険会社の誤認を生じさせないための方策を講じているか。

2. 生命保険関係

(1) 一社専属制の例外の適用

2以上の所属保険会社を有する生命保険募集人（法第282条第3項）については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理が適切に行われているか。

(2) 他人の生命の保険契約

① 被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、目的・趣旨に沿った契約確保のための取組みを行っているか。例えば、従業員等を被保険者とする個人保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組みを行っているか。

② 被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。

(3) 変額保険・変額年金

① 募集行為は適切に行われているか。例えば、以下のような行為が行われていないか。

イ. 将来の運用実績について断定的判断を提供する行為。

ロ. 特別勘定運用成績について、生命保険募集人が恣意に過去の特定期間をとりあげ、それによって将来を予測する行為。

ハ. 契約上定めのない保険金額あるいは解約返戻金額を保証する行為。

② 資産の運用方針等を記載した書面を顧客に交付しているか。

(4) 外貨建保険

保険金額等を外貨建表示する保険契約に関して、募集行為は適切に行われているか。為替差損が生じる場合があることを記載した書面を顧客に交付しているか。

(5) 乗換契約・転換契約

① 乗換契約・転換契約に際して、顧客に不利益になる可能性があることを必ず説明しているか。

- ② 転換契約に際して、既契約と新契約を対比して記載した書面及び既契約を継続したまま保障内容を見直すことが可能である旨記載した書面を保険契約者に交付しているか。

(6) 構成員契約規制

法人である生命保険募集人が、その役員若しくは使用人又は資本関係等に照らし当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対し、生命保険会社が引き受ける保険契約（平成10年大蔵省告示第238号第2条に掲げるものを除く。）の申込みをさせていないか。

(7) 自己契約等

- ① 生命保険募集人は、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行っていないか。
- ② 法人である生命保険募集人は、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行っていないか。

3. 損害保険関係

(1) 自己契約等

- ① 自己契約等の禁止（法第 295 条）違反を防止する適切な方策が講じられているか。
- ② 自己契約等に係る保険料の計算が適正に行われるように所属代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導しているか。
- ③ 自己契約等の禁止を逃れるために、他の代理店に契約を付け替えていないか。付け替えを防止する方策を講じているか。

(2) 超過保険（保険価額を上回る保険金額の設定）

超過保険契約を防止するための確認すべき項目及び手続や態勢は整備されているか。

(3) アフロス契約（保険事故が発生した後に締結される保険契約）

アフロス契約を防止するための確認すべき項目及び手続や態勢は整備されているか。

(4) 乗換契約・転換契約

医療保険等の長期の保険契約については、2. (5)に準じた取扱いが行われているか。

信用リスク検査用マニュアル

目 次

○ 自己査定に関する検査について		
I. 自己査定に関する検査の目的	1	
II. 自己査定に関する検査の方法	1	
III. 自己査定体制の整備等の状況等の検証	1	
1. 自己査定基準の制定	1	
2. 自己査定体制の整備等の状況	2	
3. 自己査定結果の取締役会への報告	2	
4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査 役及び会計監査人による監査の状況	2	
IV. 自己査定基準の適切性の検証	2	
1. 用語の定義	2	
2. 自己査定における分類区分	2	
V. 自己査定結果の正確性の検証	3	
1. 基準日	3	
2. 抽出基準	3	
3. 具体的な検証方法等	4	
4. 自己査定の正確性の判断基準	4	
(別表)		
1. 債権の分類方法	5	
(1) 基本的な考え方	5	
(2) 信用格付	5	
(3) 債務者区分	6	
① 正常先	6	
② 要注意先	6	
③ 破綻懸念先	8	
④ 実質破綻先	9	
⑤ 破綻先	10	
(4) 担保による調整	11	
① 優良担保	11	
② 一般担保	12	
③ 担保評価額	13	
④ 処分可能見込額	13	
(5) 保証等による調整	14	
① 優良保証等	15	
② 一般保証	16	
③ 保証予約及び経営指導念書	16	
(6) 分類対象外債権	16	
(7) 債権の分類基準	17	
① 正常先に対する債権	17	
② 要注意先に対する債権	18	
③ 破綻懸念先に対する債権	19	
④ 実質破綻先及び破綻先に対する債権	19	
(8) 外国政府等に対する債権	21	
(9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等 に対する債権	21	
(10) 未収利息	21	
(11) 保険業法における債権区分との関係	22	
① 正常債権	22	
② 要管理債権	22	
③ 危険債権	23	
④ 破産更生債権及びこれらに準ずる債 権	23	
(12) 連結対象子会社に対する債権	23	
2. 有価証券の分類方法	23	
(1) 基本的な考え方	24	
(2) 時価評価の対象となっている有価証券 (売買目的有価証券及び時価が把握でき るその他有価証券)	24	
(3) 時価評価の対象となっていない有価証 券(満期保有目的の債券、責任準備金対 応債券、子会社・関連会社株式及び時価 が把握できないその他有価証券)	24	
① 債券	24	
② 株式	25	
③ 外国証券	26	
④ その他の有価証券	27	
(4) 減損処理	27	
① 時価が把握できるもの	27	
② 市場価格のない株式	27	
3. デリバティブ取引の分類方法	27	
4. その他の資産(債権、有価証券及びデリ バティブ取引以外)の分類方法	27	
(1) 仮払金	28	
(2) 動産・不動産	28	
① 営業用動産・不動産	28	
② 投資用不動産	28	
(3) ゴルフ会員権	29	
(4) 未収保険料	29	
(5) 代理店貸	30	
(6) 外国代理店貸	30	
(7) 再保険貸	30	
(8) 外国再保険貸	31	
(9) 共同保険貸	31	
(10) 代理業務貸	32	
(11) その他の資産	32	

○ 償却・引当に関する検査について

I. 償却・引当に関する検査の目的	33
II. 償却・引当に関する検査の方法	33
III. 償却・引当体制の整備等の状況等の検証	33
1. 償却・引当基準の制定	33
2. 償却・引当体制の整備等の状況	33
3. 償却・引当結果の取締役会への報告	34
4. 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況	34
IV. 償却・引当基準の適切性の検証	34
V. 償却・引当結果の適切性の検証	34
1. 基準日	35
2. 具体的な検証方法等	35
3. 償却・引当の適切性の判断基準	35
(別表)	
1. 貸倒引当金	36
(1) 一般貸倒引当金	36
① 正常先に対する債権に係る貸倒引当金	39
② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金	39
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却	40
① 破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金	40
② 実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却	42
③ 特定海外債権引当勘定	42
④ 貸倒引当金の総額の適切性の検証	43
2. 貸倒引当金以外の引当金	43
(1) 債権売却損失引当金	43
(2) 特定債務者支援引当金	44
(3) その他の偶発損失引当金	45
3. 有価証券の評価	45
4. デリバティブ取引の評価	46

5. その他の資産の評価	46
(1) 仮払金の評価	46
(2) 動産・不動産の評価	46
(3) ゴルフ会員権の評価	46
(4) 未収保険料、代理店貸、外国代理店貸、再保険貸、外国再保険貸、共同保険貸、代理業務貸の評価	46
(5) その他の資産の評価	46

信用リスクに関する検査について

早期是正措置制度の下においては、その基準となるソルベンシー・マージン比率は主として正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行われ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。

したがって、検査官は、信用リスクに関する検査において、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。

○ 自己査定に関する検査について

I. 自己査定に関する検査の目的

資産査定とは、保険会社の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、将来保険契約者に支払うために積立てられた保険契約準備金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、保険会社自らが行う資産査定を自己査定という。

自己査定は、保険会社が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、会計監査人は、財務諸表監査に際し、保険会社が行う自己査定等内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、自己査定に関する検査において、保険会社の自己査定及び会計監査人による監査を前提として、自己査定を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性を検証の上、償却・引当を行うための準備作業である自己査定が合理的なものであるか、また、自己査定結果が被検査保険会社の資産内容を適切に反映されたものとなっているかを検証する必要がある。

II. 自己査定に関する検査の方法

検査官は、自己査定体制の整備等の状況等の検証及び自己査定基準の適切性の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行った上で、実際の自己査定結果について、原則として抽出調査の手法によりその正確性の検証を行うこととする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査保険会社に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査保険会社の考え方を十分確認するとともに、被検査保険会社の立ち会いのもとで、会計監査人の見解を直接確認するなどの方法により意見交換を行うものとする。

III. 自己査定体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、自己査定体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1. 自己査定基準の制定

自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。

自己査定基準は、取締役会により正式の社内手続を経て決定され、明文化されているか。

自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定の実施部門（各資産所管部門並びに本部貸付承認部門（融資管理部又は融資審査部等）又は資産査定部門）及び監査部門（与信監査室、検査部等）が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。

自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門のみならず、監査部門及びコンプライアンスに関する統括部門の意見を踏まえた上で行われているか。

また、自己査定の実施部門における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。

2. 自己査定体制の整備等の状況

自己査定は、①各資産所管部門において第一次の査定を実施し、本部貸付承認部門において第二次の査定を実施した上で、各資産所管部門から独立した資産監査部門で監査を行う方法又は②各資産所管部門の協力の下に各資産所管部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、各資産所管部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を正確に実施するための体制となっているか。

また、実施部門及び監査部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、資産監査部門及び資産査定部門は、各資産所管部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。

監査部門は、各資産所管部門から独立し、監査部門の担当取締役は、各資産所管部門の取締役が兼務していないか。監査部門の担当取締役が各資産所管部門の取締役を兼務している場合には、適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。

監査部門は、一連の自己査定が自己査定基準及び自己査定マニュアルに従って、適正に行われているかどうかを検証しているか。

なお、監査部門は、自己査定結果の正確性の検証のみならず、原則として信用格付の正確性、与信の事後管理の状況等についても検証を行うことが望ましい。

また、保険会社は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

3. 自己査定結果の取締役会への報告

自己査定結果は、定期的に及び適時適切に取締役会に報告されているか。

また、自己査定体制の整備の状況（実施部門あるいは監査部門の変更等）についても、取締役会に適時適切に報告されているか。

4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

IV. 自己査定基準の適切性の検証

検査官は、保険会社が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、保険会社の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、保険会社の自己査定基準の中の個別のルール（例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど）が合理的であるかを検証するものとする。

1. 用語の定義

- (1) 「信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠のものであるとともに、正確な自己査定及び適正な償却・引当の基礎となるものである。また、信用格付は、債務者区分と整合的でなければならない。
- (2) 「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。
- (3) 自己査定において、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類に分けることを「分類」といい、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類とした資産を「分類資産」という。
また、Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産（Ⅰ分類資産）を「非分類資産」という。
- (4) 「債権区分」とは、保険業法第111条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同法施行規則第59条の2第1項第5号二に定める基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。

2. 自己査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの４段階に分類する。

- (1) Ⅰ分類は、「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。
- (2) Ⅱ分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。
 なお、Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。
- (3) Ⅲ分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。
 ただし、Ⅲ分類については、保険会社にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の見積状況に精通している保険会社自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるものである。
- (4) Ⅳ分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。
 なお、Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

V. 自己査定結果の正確性の検証

検査官は、別表に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、債権区分の結果は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供しなければならないとされている。

したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因（自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど）及び被検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握を行うものとする。

1. 基準日

自己査定結果の正確性の検証を行う基準となる日（以下「基準日」という。）は、原則として、検査実施日（予告検査の場合は予告日。以下同じ。）の属する決算期の直前期の決算期末日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための取締役会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日とする。

- (1) 基準日の決定は、被検査保険会社の資産内容、検査期間等を総合的に勘案して判断することとする。具体的には、検査期間中に決算取締役会が開催されることが見込まれ、かつ、被検査保険会社の資産内容等から判断して直前決算期における自己査定結果の正確性の検証を行うことが必要と認められる場合は、基準日は直前期の決算期末日とする。
- (2) 各保険会社は決算期末日において自己査定を行う必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は原則として決算期末日の３カ月以内となっているかを検証する。

なお、信用リスク管理の観点からは、債務者の財務状況、担保・保証等の状況等の債務者の状況について継続的なモニタリングによる与信管理を行い、債務者の状況の変化に応じて、適宜、信用格付、債務者区分及び分類区分等の見直しを行うことが望ましく、被検査保険会社が仮基準日を設けずにこのような取扱いを行っている場合は、信用格付等の見直しが適時適切に行われているかを検証する。

2. 抽出基準

抽出基準については、被検査保険会社の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案の上、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査保険会社の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として債務者への与信額が５，０００万円又は被検査保険会社の純資産の部合計の１％のいずれか小さい額未満の債務者については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることもできるものとする。

なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

3. 具体的な検証方法等

自己査定結果の正確性の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 検証の範囲

正確性の検証の範囲は、上記2の抽出基準に基づき抽出された基準日における資産とし、特に被検査保険会社の自己査定により債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権について、重点的に正確性の検証を行うものとする。また、被検査保険会社の自己査定基準の検証の結果、被検査保険会社の抽出基準に問題があり、債務者区分が正常先以外となるべきものが正常先とされているおそれがある場合は、債務者区分が正常先とされた債務者に対する債権についても、重点的に正確性の検証を行うものとする。

(2) 具体的な検証方法

被検査保険会社の自己査定により、債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権については、被検査保険会社が自己査定の際に使用した資料（ワークシート等）により、自己査定基準に基づき正確に自己査定が行われているかどうかを検証する。具体的には、債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。

- ① 仮基準日において自己査定を行っている場合の取扱いについては、仮基準日での資料により仮基準日時点での債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。次に、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が明確に定められ、かつ、その基準が合理的であるかを検証し、当該基準に従い、仮基準日から基準日までの間に、自己査定結果について必要な修正が行われているかを検証する。

また、仮基準日が決算期末日の3カ月以内となっていない場合には、特に仮基準日から決算期末日までの事象の変化に伴う必要な修正が適正に行われているかを検証する。

なお、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が合理的であるかどうかの判断は、被検査保険会社の資産規模、業務内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案の上行う。

- ② 決算期末日以降の後発事象については、上記2の抽出基準により一定基準に該当するものの抽出を求め、その内容を精査の上、当該決算期に反映しているかどうかを検証する。決算期末日以降の後発事象の検証に当たっては、上記①と同様に、後発事象の見直しについての基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

重要な後発事象（第一事象）は当該決算期に反映する必要があることから、被検査保険会社の資産規模等を勘案の上、重要と思われる後発事象が発生しているものの、当該決算期に反映していない場合には、会計監査人の意見を確認するものとする。

4. 自己査定の正確性の判断基準

自己査定の正確性の検証の結果、被検査保険会社の自己査定結果が次に掲げるものとなっている場合には、不正確であるとの指摘を行うものとする。

なお、自己査定の正確性の判断は、検査実施日時点での債務者の財務状況等により判断するものではなく、仮基準日又は基準日時点での状況等により判断することに留意する。

- (1) 自己査定基準の適切性に問題があり、その結果、仮基準日時点又は基準日時点での債務者区分、分類区分又は分類金額が誤っていると認められる場合
- (2) 被検査保険会社が自己査定の抽出基準に従って抽出し、自己査定を行い分類しているものについて
 - ① 基準日時点で自己査定を行っている場合で、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
 - ② 仮基準日時点の自己査定を基準日時点の自己査定としている場合で、仮基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
 - ③ 仮基準日時点での自己査定は正確であるが、債務者の状況、貸付金の返済状況、担保評価額、債権金額等、その後の状況に重要な変化があり、自己査定基準に照らせば、基準日時点での見直しが必要と認められるが、所要の見直しが行われておらず、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
- (3) 上記2以外で主任検査官が特に抽出を指示したものについて

分類対象と判断される場合

ただし、被検査保険会社が一定金額以下の債権について抽出対象としていない基準を定めており、被検査保険会社の資産規模、資産内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案し、当該基準が合理的と認められる場合を除く。

(別表)

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
1. 債権の分類方法	債権とは、貸付金及び貸付金に準ずる債権（貸付有価証券、未収利息、未収金、貸付金に準ずる仮払金、支払承諾見返）をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。 なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。	オフバランス項目については、原則として自己査定を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも自己査定を行わなくとも差し支えない。その場合、自己査定を行わないことに合理的な理由があるか検証する。	
(1) 基本的な考え方	債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。 ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。	債権の査定に当たっては、原則として信用格付を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも信用格付を行わなくとも差し支えない。その場合、信用格付を行わないことに合理的な理由があるか検証する。 債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか（信用格付が行われている場合）、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金用途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。	(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。以下同じ。
(2) 信用格付	債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、格付機関の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。 また、被検査保険会社内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるかを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されているかを検証する。 さらに、債務者の業況及び今後の見通し、格付機関による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的にかつ必要に応じて行われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。	(注) 「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(3) 債務者区分	原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する（プロジェクト・ファイナンスの債権は以下の区分によらないこともできるものとする。）。	債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、回収の危険性の度合いに応じて分類できることに留意する。 債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等（保険会社を含む。以下同じ。）の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。 また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を決定することは適当ではない。なお、当該債務者の親会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見込み等について十分検討する必要がある。 さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が民間金融機関等の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策金融（以下「制度資金」という。）を利用している場合には、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上で、債務者区分の検討を行うものとする。	(注) 「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。 (注) 「キャッシュ・フロー」とは、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額をいう。以下同じ。 (注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。
① 正常先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。	左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。	
② 要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者な	左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。	(注) 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	ど今後の管理に注意を要する債務者をいう。また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。	さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。 イ. 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。 創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。 なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュ・フローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。 ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。 (イ) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。 (ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。	要管理債権である債務者をいう。以下同じ。 (注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊 [中小

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
③ 破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。	なお、上記のイ、ロに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。 左記に掲げる債務者が破綻懸念先とされているかを検証する。 ただし、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。 なお、本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、経営改善計画等が策定されている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。 債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。 特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。 さらに、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して検討するものとする。 イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。 ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改	企業融資編」を参照。 (注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
④ 実質破綻先	実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生して	善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。 ロ. 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。 ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先であっても差し支えない。 ハ. 全ての取引金融機関等（被検査保険会社を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。 ただし、被検査保険会社が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等（被検査保険会社を含む）が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できれば足りるものとする。 二. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。 ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。 なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。 左記に掲げる債務者が実質破綻先とされているかを検証す	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
⑤ 破綻先	いないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが ない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている 債務者をいう。 具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容に おいて多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に 比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超 過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状 況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り (あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通 しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞し ている債務者などをいう。 破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している 債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民 事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に 陥っている債務者をいう。	る。 法的・形式的には経営破綻の事実が発生していないが、自主 廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行って いないと認められる場合に、当該債務者を実質破綻先としてい るかを検証する。 イ. 「金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定さ れている債務者」のうち、経営改善計画等の進捗状況が計画 を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込め ず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合又は一部 の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行う ことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥 る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経 営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ものと して、実質破綻先と判断して差し支えないものとする。 ロ. 「実質的に長期間延滞している」とは、原則として実質的 に6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められない ものをいう。 左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。 ただし、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等 の認可決定が行われた債務者については、破綻懸念先と判断し て差し支えないものとする。さらに、更生計画等の認可決定が 行われている債務者については、以下の要件を充たしている場 合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いも のと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないも のとする。 更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分が原則 として概ね5年以内に正常先（当該債務者が金融機関等の再 建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保するこ とが可能な状態となる場合は、債務者区分が要注意先であつ ても差し支えない）となる計画であり、かつ、更生計画等が 概ね計画どおりに推移すると認められること。 ただし、当該債務者の債務者区分が5年を超え概ね10年以 内に正常先（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、 自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態と	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(4) 担保による調整	担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、Ⅱ分類とする。また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のとおりとする。	なる場合は、債務者区分が要注意先であっても差し支えない) となる計画となっている場合で、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。 なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた債務者については、申立が行われたことをもって破綻先とはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。	
① 優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険等（満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託をいう。以下同じ。）及び決済確実な商業手形等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ. 「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債（公社・公団・公庫債等） (ハ) 特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券） (ニ) 金融債 (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券 (ヘ) 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債 (株式)	(注) 「国債等の信用度の高い有価証券」、「満期返戻金のある保険等」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
② 一般担保	優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをいう。	(イ) 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、証券取引所上場会社の発行している非上場株式 (ロ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式 (ハ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式 （外国証券） (イ) 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券 (ロ) 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券 (ハ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券 (ニ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券 (ホ) 格付機関の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。 ロ. 「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。 ハ. 「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。 左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。 なお、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものに	(注) 「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）である。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
③ 担保評価額	例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。 客観的・合理的な評価方法で算出した評価額（時価）をいう。	については、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。 この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状況について適切な管理が必要である。 担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されているかを検証する。 イ. 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し（再評価又は時点修正。以下同じ。）は、個別貸倒引当金は每期必要額の算定を行わなければならないこととされていることから、公示地価、基準地価、相続税路線価など決算期末日又は仮基準日において判明している直近のデータを利用して、少なくとも年1回は行わなければならない、半期に1回は見直しを行うことが望ましい。 また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額についても、年1回見直しを行うことが望ましい。 担保物件の評価額が一定金額以上のものは必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。 なお、賃貸ビル等の評価に当たっては、売買事例による評価、公示地価等による評価に加え、収益還元法による評価を行うことが望ましい。 ロ. 担保の評価の方法を変更した場合には（例えば、評価の基準を公示地価から相続税路線価に変更した場合など）、評価の方法を変更したことの合理的な理由があるかどうかを確認する。	
④ 処分可能見込額	上記③で算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ. 処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的である	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	かを検証する。 なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (不動産担保) 土地 評価額の70% 建物 評価額の70% (有価証券担保) 国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の90% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85% ロ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ハ. 直近の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額又は裁判所による買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。 なお、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。）による鑑定評価額及び裁判所による買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。	(注) 「その他の債券」とは、地方債（公募債及び縁故債）、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、投資信託受益証券をいう。 (注) 「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。 (注) 「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。 (注) 「買受可能価額」とは、民事執行法第60条第3項に規定する買受可能価額をいう。
(5) 保証等による調整	保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについ	一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続きが行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
① 優良保証等	ては、Ⅱ分類とする。 イ. 公的信用保証機関の保証、金融機関等の保証、複数の金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自社が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。 ロ. 一般事業会社の保証については、原則として証券取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。 ハ. 住宅金融公庫の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険等をいう。	なお、ソルベンシー・マージン基準上の信用リスクを意図的に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行われる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。 左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ. 「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会等である。 なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が100%ではないものがあることに留意する。 以下の場合には、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。 (イ) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合（ただし、上記イの公的信用保証機関を除く。） (ロ) 保証を受けている保険会社が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合 (ハ) その他保証を受けている保険会社が保証履行請求を行う意思がない場合 ロ. 一般事業会社の優良保証については、証券取引所上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。 ハ. 住宅融資保険以外の公的保険としては、貿易保険制度による「輸出手形保険」及び「海外投資保険」がある。	(注) 株式会社産業再生機構の保証については、優良保証とみなして差し支えないものとする。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
② 一般保証	優良保証等以外の保証をいう。 例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社（上記①の口を除く。）及び個人の保証をいう。	左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。	
③ 保証予約及び経営指導 念書		一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約等が債務保証及び保証類似行為として注記されている場合又はその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、正式保証と同等に取り扱って差し支えないものとする。	
(6) 分類対象外債権	分類の対象としない債権は次のとおりとする。 ① 特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる債権及び正常な運転資金と認められる債権。 ② 国債等の信用度の高い有価証券及び満期返戻金のある保険等の優良担保が付されている場合、その処分可能見込額に見合う債権。	左記に掲げる債権が分類対象外債権とされているかを検証する。 ① 「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概ね1か月以内に貸付金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。 ② 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する運転資金は、自己査定上は正常な運転資金として取り扱わない。なお、要注意先に対する運転資金であっても、自己査定上は全ての要注意先に対して正常な運転資金が認められるものではなく、債務者の状況等により個別に判断する必要があることに留意する。 また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の返済財源による返済資金が確実に自社に入金され、回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。 一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に対する貸付金は正常な運転資金とは認められないことから、これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとする。	(注) 「特定の返済財源」とは、近く入金が確実な増資・社債発行代り金、不動産売却代金、代理受領契約に基づく受入金、あるいは、返済に充当されることが確実な他金融機関からの借入金等で、それぞれ増資、社債発行目論見書、売買契約書、代理受領委任状又は振込指定依頼書、その他の関係書類により入金の確実性を確認できるものをいう。 (注) 「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金である。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(7) 債権の分類基準	③ 優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付債権。 ④ 政府出資法人に対する債権。 ⑤ 保険約款貸付。 債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。 なお、住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等及び中小事業者向けの小口定型ローン等の貸付金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。	正常な運転資金 ＝売上債権〔売掛金＋受取手形（割引手形を除く）〕 ＋棚卸資産（通常の在庫商品であって不良在庫は除く） －仕入債務〔買掛金＋支払手形（設備支手は除く）〕 複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検査保険会社の融資シェアを乗じて算出する。 ③ 優良保証付債権の資金使途が運転資金であり、当該運転資金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相当額を超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相当額を限度とする。 ④ 政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方公共団体が出資又は融資している債務者に対する債権は、分類対象外債権として取り扱わず、原則として一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 具体的には、政府出資法人からの支援又は地方公共団体からの支援が確実であることの合理的な根拠がある場合は、当該支援内容を踏まえ、債務者区分の検討を行うものとし、単に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は融資を行っていることを理由として非分類としていないかを検証する。 ⑤ 保険約款貸付であっても、当該約款における解約返戻金を超過しているものについて非分類としていないかを検証する。 債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。 なお、簡易な基準により分類を行っている場合には基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。	
① 正常先に対する債権	正常先に対する債権については、非分類とする。	正常先に対する債権が非分類とされているかを検証する。	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
② 要注意先に対する債権	要注意先に対する債権については、以下のイからニに該当する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則としてⅡ分類とする。 イ. 赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等。 (注) 繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権については、仮に他の名目で貸し付けられていても、実質的にこれら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認められる場合は原則として当該債権を分類することとする。また、その分類額の算出に当たって、どの債権がこれら繰越欠損等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産等の額と融資金融機関中の自社の融資シェアを勘案して、これら繰越欠損等の補填に見合う債権金額を算出することができる。 ロ. 金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸付条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸付条件に問題のある債権。 ハ. 元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる債権。	要注意先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 なお、左記に掲げる分類対象となる債権の解釈は次のとおりとする。 イ. 「自社の繰越欠損金等の見合い貸付金額」及び「自社の融資シェア」の算定式は以下のとおりである。 $\begin{aligned} & \text{自社の繰越欠損金等の見合い債権金額} \\ &= \text{繰越欠損金等の額} \times \text{自社の融資シェア} \end{aligned}$ $\begin{aligned} & \text{自社の融資シェア} \\ &= \frac{\text{自社の貸付金総額}}{\text{当該債務者の借入金総額（割引手形を除く）}} \end{aligned}$ ロ. 「貸付条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸付金及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権である。 「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資している場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているものが該当するほか、資金使途等から判断して、一定期間内に返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済期間となっているものである。 なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度資金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的に勘案して、貸付条件の大幅な軽減を行っているかどうか、又は極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、制度資金を直ちに貸付条件の大幅な軽減を行っている債権又は極端に長期の返済契約と判断してはならない。	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
③ 破綻懸念先に対する債権	二、債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる債権。 破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類とし、これ以外の部分をⅢ分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。	破綻懸念先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額の解釈は次のとおりとする。 イ、「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分をⅢ分類としているかを検証する。 ロ、「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査保険会社が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。	
④ 実質破綻先及び破綻先に対する債権	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額をⅢ分類、これ以外の回収の見込がない部分をⅣ分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額をⅡ分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分はⅣ分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階でⅡ分類とする。	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分であるⅡ分類と回収の見込みがない部分であるⅣ分類に分類するものとし、Ⅲ分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ、「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されてい	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
		いものとして、当該部分をⅣ分類としているかを検証する。 ロ. 実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査保険会社が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、①清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、②被検査保険会社が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分をⅡ分類としている場合は、当該清算配当等の見積りが合理的であるかどうかを検証する。 ハ. 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法による破産手続開始の申立て、商法による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。 (イ) 更生担保権を原則としてⅡ分類としているか。 (ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分をⅡ分類、5年超の返済見込部分をⅣ分類としているか。 (ハ) 切捨債権をⅣ分類としているか。 なお、更生計画等の認可決定後、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。 二. 会社更生法による更生手続開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、原則として、非分類ないしⅡ分類としているかを検証す	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(8) 外国政府等に対する債権	外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業に対する債権については、その特殊性を勘案して、上記7)によらず、客観的事実の発生に着目して分類するものとする。例えば、以下のような場合には、当該国の政治経済情勢等の状況を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて当該債権を分類することを検討する。 ① 元本又は利息の支払いが1カ月以上延滞していること。 ② 決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置（以下「債務返済の繰延べ等」という。）に関する契約が締結されていること。 ③ 債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま1カ月以上経過していること。 ④ 上記①から③に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。	る。 外国政府等に対する債権については、当該国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証するものとするが、少なくとも左記に掲げる債権について、原則として分類が検討されているかを検証する。	
(9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権	外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記7)により行うものとする。 ただし、延滞等の原因が当該国の外貨繰りによることが明らかである場合には、上記8)に準じて分類するものとする。 なお、自己査定に当たっては、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等を勘案して行うものとする。	上記8)により分類対象とされた外国政府等が所在する国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記7)による分類の検討とともに、上記8)による分類の検討を行っているかを検証する。 なお、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等をどのように把握しているかを検証する。	
(10) 未収利息		未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。 ただし、破綻懸念先で保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。 要注意先については、契約上の利払日を6カ月以上経過しても利息の支払を受けていない債権について未収利息を資産計上	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(11) 保険業法における債権区分との関係	保険業法施行規則第59条の2第1項第5号二に定める債権区分と本検査マニュアルに定める債務者区分との対応関係は、次のとおりである。	している場合、その合理性を検証する。 なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている場合には、本来、資産不計上とすべき未収利息を資産計上し、当該未収利息に係る貸付金をリスク管理債権としての開示の対象外としていないかを確認する。 保険業法施行規則第59条の2第1項第5号二に定める基準に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを検証する。 また、保険業法第317条第1号の2及び第321条第1項第2号の規定により、同法第111条第1項の規定に基づき公衆の縦覧に供しなかった場合又は虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した場合等には、罰則が適用されることとされている。 したがって、同法施行規則第59条の2第1項第5号二に基づく債権区分の結果が不正確と認められる場合には、その原因（自己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するものか、その他の原因に起因するものかなど）及び被検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把握に努めるものとする。	
① 正常債権	正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権である。	左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。	
② 要管理債権	要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「3カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金）」をいう。 なお、要注意先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債	左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証する。 その際、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロ(4)に定めるリスク管理債権に係る貸付条件緩和債権の定義及び当局の保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１７－３の(2)の③の貸付条件緩和債権に係る留意事項をも参考として検証する。 なお、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に3カ月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検証す	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
③ 危険債権	権に分けて管理するものとする。 危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権である。	る。 (注) 実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸付金の資金使途が元本又は利息の返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸付金の資金トレースを行うなどの方法により確認する。 左記に掲げる債権が危険債権とされているかを検証する。	
④ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。	左記に掲げる債権が破産更生債権及びこれらに準ずる債権とされているかを検証する。	
(12) 連結対象子会社に対する債権		連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）に対する債権については、原則として以下の方法により分類されているかを検証する。 ① 被検査保険会社の連結対象子会社に対する債権の場合 連結対象子会社の資産について、原則として被検査保険会社の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行い、連結対象子会社の財務状況等を的確に把握した上で、債務者区分を行い、分類を行う。 ただし、連結対象子会社の業種、所在国の現地法制等により、被検査保険会社の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行うことが困難な場合は、被検査保険会社の自己査定の方法に準じた方法により行った資産査定結果をもとに、債務者区分を行い、分類することができる。 ② 他の金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合 一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行う。	
2. 有価証券の分類方法			

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(1) 基本的な考え方	有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券）に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。 また、時価又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。	有価証券の保有目的区分及び評価については、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づいて適正に行われているか検証する。	「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。 (注)「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針」第92項（市場価格のない株式の減損処理）による実質価額をいう。以下同じ。
(2) 時価評価の対象となっている有価証券（売買目的有価証券及び時価が把握できるその他有価証券）	帳簿価額を非分類とする。	帳簿価額が適正な時価で評価されているか検証する。	
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券）			
① 債券	債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類債券 次の債券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債（公社・公団・公庫債等） (ハ) 特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券） (ニ) 金融債 (ホ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべ	イ. 債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 債券について、適正な時価が把握されているか検証するとともに、下記4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。 ロ. 責任準備金対応債券については、リスク管理等が適切に行われているか検証する。	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
② 株式	ての債券 ロ. 満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券（上記イに該当する債券を除く。） (イ) 時価が把握できるもの ① 時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし帳簿価額と時価の差額を、原則として、Ⅱ分類とする。 (ロ) 時価が把握できないもの 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 ハ. その他有価証券の債券（上記イに該当する債券を除く。） 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. 子会社・関連会社株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分類とす	適正な時価が把握されているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。 株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記4)により減損処理の対象となるものがないか検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。 デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年10月9日企業会計基準委員会）に基づいて適正に算定されているかを検証する。 また、デット・エクイティ・スワップにより取得した株式を含む種類株式の期末評価については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（平成15年3月13日企業会計基準委員会）に基づいて適正に評価されているかを検証する。	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
③ 外国証券	る。 ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。 ハ、 其他有価証券の株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅡ分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。 外国証券については、原則として、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 イ. 非分類外国証券 次の外国証券については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券 (ロ) 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券 (ハ) 格付機関の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式 ロ. 上記イ以外の外国証券 原則として、上記①債券ロ、ハ及び②株式ロ、ハの分類方法に準じて分類を行うものとする。	外国証券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 外国証券について、適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。	(注) 帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とする場合には、「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日日本公認会計士協会）を参照。 (注) 「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）である。

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
④ その他の有価証券	その他の有価証券は、上記1)、(2)、(3)及び下記4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び投資信託等のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。		
(4) 減損処理			
① 時価が把握できるもの	売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価又は償却原価との差額をIV分類とする。	イ. 時価が著しく下落しているものについて、回復可能性を検討しているかを検証する。 ロ. 回復可能性を検討した結果、回復の可能性があると認められるものを除いて、減損処理の対象としているかを検証する。 ハ. 上記イ、ロを踏まえて、減損処理が必要な場合、時価とその取得原価又は償却原価との差額をIV分類としているかを検証する。	(注) 減損処理の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針」第91項、第92項、第283-2項、第284項及び第285項を参照。
② 市場価格のない株式	市場価格のない株式について、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差額をIV分類とする。 ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額をIV分類としないことができる。	株式の発行主体の財政状態の悪化により期末の株式の実質価額が取得時の実質価額に比べて相当程度低下し、かつ、当該実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合は、当該差額をIV分類としているかを検証する。 IV分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているかを検証をする。	
3. デリバティブ取引の分類方法	デリバティブ取引の査定に当たっては、以下のイ、ロの区分に応じて分類を行うものとする。 イ. 時価評価が行われているもの 帳簿価額を非分類とする。 ロ. 時価評価が行われていないもの 原則として、債権と同様の方法により、価値の毀損の危険性の度合いに応じ分類する。	帳簿価額が適正な時価で評価されているかを検証する。	
4. その他の資産（債権、有価証券及びデリバティブ取引以外）の分類方法	その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。 なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目につい	その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づいて適切に行われているかを検証する。	「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	て自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査保険会社が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。	また、その他の資産が左記に掲げる通り分類されているかを検証する。 なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。	するQ&A」を含む。
(1) 仮払金	貸付金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸付金と関連のある仮払金）以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。	貸付金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類されているかを検証する。	
(2) 動産・不動産		動産・不動産について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。	
① 営業用動産・不動産	① 営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものについてはⅡ分類とする。 ただし、当該未使用動産・不動産の処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回り、処分可能見込額が相当期間内に回復すると認められる場合を除き、処分可能見込額の低下に応じて、帳簿価額の減額を行う必要があると認められる場合は、処分可能見込額をⅡ分類とし、処分可能見込額と帳簿額の差額をⅣ分類とする。	営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものを分類しているかを検証する。 少なくとも当該未使用動産・不動産の処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回っている場合（処分可能見込額が帳簿価額を50%以上下回っている場合を目安とする。）で、かつ、処分可能見込額の回復可能性がないと認められる場合には、帳簿価額と処分可能見込額の差額相当部分がⅣ分類とされているかを検証する。	
② 投資用不動産	② 投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについてはⅡ分類とする。 ただし、当該不動産が売却予定のもので、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回り、処分可能見込額が相当期間内に回復すると認められる場合を除き、処分可能見込額の低下に応じて、帳簿価額の減額を行う必要があると認められる場合は、処分可能見込額をⅡ分類とし、処分可能見込額と帳簿価額の差額をⅣ分類とする。	投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについて分類しているかを検証する。 少なくとも当該不動産が売却予定のもので、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回っている場合（処分可能見込額が帳簿価額を50%以上下回っている場合を目安とする。）で、かつ、処分可能見込額の回復可能性がないと認められる場合には、帳簿価額と処分可能見込額の差額相当部分がⅣ分類とされているかを検証する。	(注) 「一定期間」とは、概ね2年程度をいう。 「利用実態がなく」とは、原則、賃料収入がないものをいう。ただし、当初の事業計画が中断し、当面の措置として駐車場等で利用しているものは、賃料収入があるとしても、最終利用形態でな

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(3) ゴルフ会員権	イ. ゴルフ会員権については、有価証券の減損処理に準じて分類する。 ロ. また、福利厚生用として保有しているものを除き、原則として帳簿価額をⅡ分類とする。 ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方に基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは帳簿価額をⅡ分類、実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは帳簿価額をⅡ分類、施設の利用が不可能なものは帳簿価額をⅣ分類に分類するものとする。 なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。 また、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。	この場合、売却予定とは、売却することが社内において決定されているものに限らず、客観的に売却を予定していると認められるものも含まれることに留意する。具体的には、検査基準日において、売却先や売却価額は決定されていないが売却に関して不動産業者等と折衝を開始している場合などは売却予定であるものとする。 ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。	いことから利用実態がないものとする。 「利用計画もない」とは、計画の具体性及び実現の可能性が高い場合であっても、例えば社内予算書等において、計画に係る予算が計上されている等書面により確認できない場合は利用計画がないものとする。 (注) ゴルフ会員権の減損処理等の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針」第135項及び第311項を参照。
(4) 未収保険料	未収保険料とは、保険会社の役員又は使用人が直接取り扱った保険契約に係る保険料の未収入金であり、保険契約者に対する債権である。 未収保険料については、以下の事項に留意して分類するものとする。 イ. 原則として、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。なお、保険契約者の実態が不明な	未収保険料について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。簡易な基準により分類されている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。 (その他の留意事項) イ. 未収保険料が以下のような保険会社の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(5) 代理店貸	場合等については、延滞状況等の簡易な基準により分類することができるものとする。 ロ. 職員等が収入保険料を費消・流用している場合は、延滞期間に左右されることなく職員等の信用状態等に基づき分類する。 ハ. 既経過解約未収については、延滞基準等の簡易な基準による分類ではなく、実態判断により分類する。 代理店貸とは、代理店が取り扱った新契約や継続契約に係る保険料の未収入金であり、代理店に対する債権である。 代理店貸については、未収保険料の分類基準に準じて分類するものとする。 また、代理店の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基づき分類する。	(イ) 職員等の費消・流用 (ロ) 保険料の計算誤りによる保険契約者からの徴収不足 (ハ) システムトラブル（引落としミス等） (ニ) 不適切な募集等（立替、架空契約） (ホ) 保険契約者からの集金遅延 ロ. 多額にⅢ、Ⅳ分類が発生している場合は、契約管理として問題がないかを検証する。 代理店貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 未収保険料の留意事項に準じて検証する。さらに、代理店貸が、一旦支払った手数料等の返還請求のような保険会社の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。	
(6) 外国代理店貸	外国代理店貸とは、外国の代理店が取り扱った契約等に係る保険料の未収入金であり、外国代理店に対する債権である。 外国代理店貸については、代理店貸の分類基準に準じて分類するものとする。さらに、以下の事項にも留意して分類するものとする。 イ. 外国の代理店に委託している業務に係る資産の状況並びに個々の取引先等の財務状況等に基づき分類する。 ロ. 相手先が実質的にブローカー等となっている場合は、ブローカー等の財務状況や信用状況等に基づき分類する。	外国代理店貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 代理店貸の留意事項に準じて検証し、さらに以下の事項にも留意して検証する。 イ. 外国代理店貸が以下のような保険会社の管理態勢等の問題により発生したものでないかを検証する。 (イ) 為替管理 (ロ) 代理店契約内容に関する訴訟 ロ. 海外発生案件という理由で内容の確認が不十分となっているものがないかを検証する。 ハ. 延滞が発生している理由がブローカーに起因するものとなっていないかを検証する。	
(7) 再保険貸	再保険貸とは、再保険契約に基づき、国内再保険会社と受受される再保険料・再保険金の未収入金であり、再保険会社に対する債権である。 再保険貸については、以下の事項に留意して分類するものとする。 イ. 原則として、再保険先の財務状況等に基づく回収の危険	再保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） イ. 再保険契約内容に関する訴訟を原因として発生していないかを検証する。 ロ. 長期に亘って計上されている場合は、契約書上の不備が	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類する。 ロ. 再保険契約の内容等について訴訟となっている場合等は回収見込の実態を把握した上で分類する。 ハ. 再保険先の倒産等が発生している場合は、財務状況等に基づき分類する。	原因となっていないかを検証する。また、合理的な理由のないまま長期に亘って計上されていないかを検証する。 ハ. 同一の再保険貸先について、再保険借が計上されている場合に再保険借勘定の金額を控除している場合は相殺可能かどうかを検証する。 なお、相殺処理が可能な場合であっても、相殺後の残存債権の分類のみに着目するのではなく、いつの時点で発生した債権が残存しているかを検証する。 ニ. 再保険取引を利用した利益の付替えとなっていないかを検証する。 ホ. 再保険料が事後的に調整される再保険契約の場合、追加受取再保険料等が確定した段階で、これに相当する金額を計上しているかを検証する。 ヘ. 再保険貸の査定を行うに当たっては、「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅡ 再保険に関するリスク管理」を踏まえて検証する。	
(8) 外国再保険貸	外国再保険貸とは、再保険契約に基づき、海外の再保険会社と授受される再保険料・再保険金等の未収入金であり、海外の再保険会社に対する債権である。 外国再保険貸については、再保険貸の分類基準に準じて分類するものとする。さらに、以下の事項にも留意して分類するものとする。 イ. 海外の保険会社との再保険取引により発生した保険料等の未収債権については、委託会社の財務状況等に基づき分類する。 ロ. 相手先が実質的にブローカー等となっている場合は、ブローカー等の財務状況や信用状況等に基づき分類する。	外国再保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (その他の留意事項) 再保険貸の留意事項に準じて検証し、さらに以下の事項にも留意して検証する。 イ. 海外発生案件という理由で内容の確認が不十分となっているものがないかを検証する。 ロ. 延滞が発生している理由がブローカーに起因するものとなっていないかを検証する。	
(9) 共同保険貸	共同保険貸とは、複数の保険会社が同一の被保険利益について共同して危険負担責任を引き受けるに当たって、共同保険契約に基づき幹事保険会社及び非幹事保険会社との間で計上される未収債権である。 共同保険貸については、再保険貸の分類基準に準じて分類するものとする。さらに、共同保険先の倒産等が発生してい	共同保険貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 (その他の留意事項) 再保険貸の留意事項に準じて検証する。	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(10) 代理業務貸	る場合は、財務状況等に基づき分類するものとする。 代理業務貸とは、代理業務契約に基づき、他の保険会社の代理業務を行うことにより発生する委託先会社に対する債権である。 代理業務貸については、再保険貸に準じて分類するものとする。なお、委託会社が外国保険会社の場合は、外国再保険貸に準じて分類するものとする。	代理業務貸について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。また、他の保険会社の代理業務を行うことにより発生する未収債権については、委託会社の財務状況等に基づき分類されているかを検証する。 （その他の留意事項） 再保険貸の留意事項及び外国再保険貸の留意事項に準じて検証する。さらに、どのような代理業務による対価であるかに留意して検証する。	
(11) その他の資産	上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 なお、その他の資産のうち、証券取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。	その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 ロ. 被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査保険会社が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。 ハ. 資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、適切な経理処理が行われているかを検証する。	

○ 償却・引当に関する検査について

I. 償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積ることである。また、保険会社が、公共的、社会的役割を発揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、保険会社は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

また、保険会社が行う償却・引当は、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

（注）割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び保険会社における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行うこととする。

II. 償却・引当に関する検査の方法

検査官は、償却・引当体制の整備等の状況等の検証及び償却・引当基準の適切性の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行った上で、実際の償却・引当について、その適切性の検証を行うこととする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査保険会社に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査保険会社の考え方を十分確認するとともに、被検査保険会社の立ち合いのもとで、直接、会計監査人の見解を確認するなどの方法により意見交換を行うものとする。

III. 償却・引当体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、償却・引当体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1. 償却・引当基準の制定

償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。

償却・引当基準は、取締役会により正式の社内手続を経て決定され、明文化されているか。

償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当の実施部門及び監査部門を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しているか。

償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門（各資産所管部門及び資産査定部門）のみならず、監査部門（与信監査室、検査部等）及びコンプライアンスに関する統括部門等の意見を踏まえた上で行われているか。

また、償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しているか。

なお、償却・引当基準の具体的内容は、保険会社の財務の健全性に対する信頼を確保する観点から、保険業法第111条第1項の規定による同法施行規則第59条の2第1項第5号二の規定に基づく債権区分の結果の開示と併せて、積極的に開示されることが望ましい。

2. 償却・引当体制の整備等の状況

償却・引当は、①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、監査部門で監査を行うとともに、監査部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、②各資産所管部門の協力の下に各資産所管部門及び決算関連部門から独立した資産査定部門が個別貸倒引当金の算定を行い、資産査定部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法又は③自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、監査部門がこれらの算定結果の監査を行う方法など、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制となっているか。

また、実施部門及び監査部門には償却・引当実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、監査部門等は、自己査定の実施部門等に対して、必要な教育・指導を行っているか。

監査部門は、自己査定の実施部門及び決算関連部門（主計室等）から独立した組織でなければならず、監査部門の担当取締役は、自己査定の実施部門及び決算関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の取締役が自己査定の実施部門の取締役又は決算関連部門の取締役を兼務している場合には、保険会社の業績等の影響を受けずに適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。

監査部門は、一連の償却・引当が償却・引当基準及び償却・引当マニュアルに従って、適切に行われているかどうかを検証しているか。

なお、監査部門は、償却・引当の結果の適切性の検証のみならず、引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、前期における引当額等の適切性等についても検証を行うことが望ましい。

また、保険会社は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

3. 償却・引当結果の取締役会への報告

償却・引当結果は、定期的に及び適時適切に取締役会に報告されているか。

また、償却・引当体制の整備の状況（実施部門あるいは監査部門の変更等）についても、適時適切に取締役会に報告されているか。

4. 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

IV. 償却・引当基準の適切性の検証

検査官は、保険会社が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、保険会社の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、保険会社の償却・引当の個別のルール（例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等）が合理的に説明できるものであるか見積し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積られているかを検証するものとする。

なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。

V. 償却・引当結果の適切性の検証

検査官は、別表に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、償却・引当の結果は、ソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因（償却・引当基準によるものか、償却・引当額の算定の運用によるものか、業績不振によるものかなど）及び被検査保険会社の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握に努めるものとする。

1. 基準日

基準日は、自己査定のVの1の基準日と同様とする。

2. 具体的な検証方法等

(1) 検証の範囲

適切性の検証の範囲は、基準日における全資産等に対する償却・引当額の算定結果とし、特に破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権の償却・引当について、重点的に適切性の検証を行うものとする。また、自己査定において、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となるべきものが、正常先及び要注意先とされている場合は、当該債権の必要な償却・引当額の算定を行うことに重点を置いて検証を行うものとする。

(2) 具体的な検証方法

被検査保険会社の自己査定による債務者区分に従って、償却・引当の際に使用した資料により、償却・引当基準に基づき適切に償却・引当が行われているかどうかを検証する。

なお、当局検査において、債務者区分が変更された場合には、変更後の債務者区分に従い、被検査保険会社の償却・引当基準に基づいて償却・引当が行われた場合に追加的に必要となる償却・引当額を的確に把握することとする。この場合、被検査保険会社の償却・引当基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

3. 償却・引当の適切性の判断基準

償却・引当の適切性の検証の結果、被検査保険会社の償却・引当結果が次に掲げるものとなっている場合には、不適切であるとの指摘を行うものとする。

- (1) 償却・引当基準の適切性に問題があり、基準日時点での償却・引当額が不適切であると認められる場合
- (2) 自己査定結果を踏まえ、債務者区分又は分類区分ごとに、適切に償却・引当基準を適用していないと認められる場合
- (3) 自己査定結果が誤っており、適切に償却・引当が行われていないと認められる場合

(別表)

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
1. 貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権（貸付金及び貸付金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積り計上する。 ただし、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査保険会社の信用リスクの程度にかんがみ、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化が行われている場合には、貸倒引当金の総額が、信用リスクの計量化により導き出された予想貸倒損失額を上回った水準となっているかどうかを検証する。	(注) 左記の「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。
(1) 一般貸倒引当金	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分ごとに、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。 そのほか、被検査保険会社のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、債権の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査保険会社の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。 予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフ	一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分ごとに、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証する。 ① 平均残存期間等の検証 平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 具体的には、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している債権をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。 また、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分ごとの今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。 ② 貸倒実績率又は倒産確率の検証	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	オリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。 特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整するなどの方法により、決定する。 （一般貸倒引当金の算定方法） 予想損失額を算定する方法 $\text{予想損失額} = \text{債権額} \times \text{予想損失率}$ 「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」 ① 貸倒実績率による方法 $\text{貸倒償却等毀損額} \div \text{債権額}$ ② 倒産確率（件数ベース）による方法 $\text{倒産確率} \times (1 - \text{回収見込率})$ （注）「1－回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。	貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映していない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。 また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。 なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。 ③ 異常値控除の検証 特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。 具体的には、貸倒実績率又は倒産確率の算定に当たっての債務者区分を正常先あるいは要注意先としていたものを、本来の債務者区分は破綻懸念先であったことを理由に、当該特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除している場合には、当該損失額又は倒産件数を破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法によ	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
		り貸倒引当金の算定に反映しているかを検証する。 また、特定の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数がその他の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数に比べ、著しく相違していることを理由に、当該業種又は地域に係る損失額又は倒産件数を異常値として控除していないかを検証する。この場合は、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除することは適当ではなく、当該特定の業種又は地域ごとにグルーピングを行い、グループごとの貸倒実績率又は倒産確率を算定し、これに基づき予想損失率を求め、グループごとの債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定することが望ましい。 ④ 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証 予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。 ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。 ⑤ 予想損失率の検証 予想損失率を求めるに当たって、被検査保険会社が、経営環境を取り巻く経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化等をどのように把握しているかを検証する。また、経済状況の変化等による必要な修正を行っている場合は、被検査保険会社の経済状況の変化等の把握状況を踏まえ、修正を行うことについて合理的な根拠があるかを検証する。 また、被検査保険会社が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。 ⑥ 前期以前の予想損失額の検証	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
① 正常先に対する債権に係る貸倒引当金	正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、今後1年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、正常先に対する債権額に予想損失率を乗じて算定する（今後1年間の予想損失額を算定する場合には、1年間の貸倒実績率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき算定することとなる。）。	前期以前の予想損失額について、その後の実際の貸倒実績又は倒産件数の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。 正常先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、正常先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間又は今後1年間の予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 なお、今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。	
② 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。 例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、妥当なものと認められる。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3	要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分ごとに合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 また、信用リスクの程度に応じた区分ごとに今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。 なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積っている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。	（注）「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
(2) 個別貸倒引当金及び直接償却 ① 破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金	期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。 個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、又は直接償却を行う。 なお、個別貸倒引当金は、每期必要額の算定を行う。 破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者ごとに破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。 「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」 イ. Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。） 上記イの方法により算定を行う場合においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の区分ごとに、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として個別債務者の債権のうちⅢ分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。 予想損失率は、原則として個別債務者ごとに、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。 予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期	個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、又は直接償却を行っているかを検証する。 破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積られているかを検証する。 具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含めⅢ分類とされた債権額全体を対象としているかを検証する。 イ. Ⅲ分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 (i) 今後の一定期間の検証 予想損失額を見積る今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。ただし、今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、検証を省略して差し支えないものとする。 (ii) 貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。）が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 (iii) 異常値控除の検証 特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、Ⅲ分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。 なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者ごとに担保等による保全の状況等を勘案の上、償却・引当額を算定することが困難であると認められる保険会社にあつては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループごとに同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループごとに予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査保険会社の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。	(ニ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証 予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。 ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。 (ホ) 予想損失率の検証 予想損失率を求めるに当たって、被検査保険会社が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。 なお、被検査保険会社が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者ごとに必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。 (ヘ) 前期以前の予想損失額の検証 個別債務者ごとの前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。 (ト) キャッシュ・フローによる回収額等の検証 個別債務者ごとにⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュ・フローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。	(注) 「キャッシュ・フローによる回収額」とは、個別債務者ごとに、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	ロ. 売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法	なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者ごとに担保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループごとに予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グループごとの予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失額を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。 ロ. Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、Ⅲ分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。	画等が策定されている場合は今後5年間で回収が確実と見込まれる部分をいう。
② 実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却	実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する。	実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基準に基づき、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額を予想損失額として、貸倒引当金として計上するか、又は直接償却しているかを検証する。 なお、Ⅲ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額としているか、回収が確実と見込まれる部分を全てⅡ分類とし、Ⅲ分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを検証する。	
③ 特定海外債権引当勘定	特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。	特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、格付機関による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。 特定海外債権引当勘定は、預金担保や対象国以外に居住する者による保証及び保険で保全されている等により回収が可能と見込まれる債権、現地通貨建債権、ストラクチャー上トランス	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
④ 貸倒引当金の総額の適切性の検証		ファーリスクが回避されている債権を除いた債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた予想損失額として計上しているかを検証する。 具体的には、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、一般貸倒引当金に加え、対象国の財政状況等による予想損失率を債権額に乗じた予想損失額を引当金として計上しているかを検証する。 また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、個別債務者ごとの財務状況等による予想損失額に加え、当該債務者の債権のうち当該予想損失額を除いた部分に対象国の財政状況等による予想損失率を乗じた予想損失額を特定海外債権引当勘定又は個別貸倒引当金に計上しているかを検証する。 貸倒引当金の総額が被検査保険会社の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているかを検証する。	
2. 貸倒引当金以外の引当金	貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を合理的に見積り計上する。なお、以下に掲げる引当金の名称はあくまでも例示であり、これ以外の名称とすることを妨げない。	貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失について、合理的に見積られた額を引当金として計上しているかを検証する。 なお、発生の可能性が高い将来の偶発損失が存在するにもかかわらず、貸倒引当金以外の引当金を計上していない場合には、引当金を計上しないことについての合理的な根拠があるかを検証する。	
(1) 債権売却損失引当金	共同債権買取機構に売却した債権の担保不動産の価格が下落した場合等において、売却済債権の価格の下落に伴い将来発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を債権売却損失引当金として計上する。 なお、少なくとも、売却済債権の時価が当初売却価格に比べ50%を超えて下落した場合には、当初売却価格と売却済債権の時価額との差額のうち持込保険会社が負担する額を、翌決算期末日までに売却することが確実と認められる場合には、当初売	持込担保不動産の時価の算定が合理的であるか、引当金を計上する基準が合理的であるか、当該基準が、少なくとも左記に掲げるものとなっているかを検証する。	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
(2) 特定債務者支援引当金	却価格と当該担保不動産の売却見込額との差額のうち持込保険会社が負担する額を引当金として計上する。 (注) 担保不動産の価格の下落等に伴う損失見込額は、共同債権買取機構に対する債権が貸し倒れることによる損失見込額ではないことから、共同債権買取機構に対する債務者区分を破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とし、損失見込額を個別貸倒引当金として計上することは適当ではない。ただし、共同債権買取機構に対する債権は、一般貸倒引当金の計上の対象とする（一般貸倒引当金の対象としないことについて合理的な根拠が存在する債権を除く。）。 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則として、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上する。具体的には、被検査保険会社の連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）の支援に伴う損失見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額（純資産の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュ・フローによる回収見込額の合計額）を控除（Ⅳ分類から先に充当する）した後に残存するⅢ及びⅣ分類について、被検査保険会社の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくともⅣ分類とされた部分は全額、Ⅲ分類とされた部分は被検査保険会社の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法により予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。 なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法による支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、	債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。 なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上している場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
(3) その他の偶発損失引当金 3. 有価証券の評価	かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定する必要性に乏しい場合など合理的な根拠がある場合は、個別貸倒引当金として計上できる。 上記1)及び2)以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積られた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合で、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及びⅣ分類とされた部分を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。 有価証券の評価については、以下のイ～ハの区分に応じ評価する。 イ. 債券の評価 (イ) 時価が把握されている満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券の債券については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 (ロ) 時価が把握されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券の債券については、債権に係る貸倒引当金の方法に準じて予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 ロ. 株式の評価 Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。 ハ. 外国証券及びその他有価証券の評価 上記イ、ロの区分に準じて評価する。	将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損失引当金として計上しているかを検証する。 特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、左記に掲げるとおり、損失見込額を偶発損失引当金に計上しているかを検証する。 有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか直接償却しているかを検証する。	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
4. デリバティブ取引の評価	時価評価が行われていないデリバティブ取引の評価について、債権に準じて評価を行うものとする。	デリバティブ取引について、左記に掲げるとおり、評価されているかを検証する。	
5. その他の資産の評価		その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか、又は直接償却されているかを検証する。	
(1) 仮払金の評価	貸付金に準ずる仮払金以外の仮払金については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
(2) 動産・不動産の評価	動産・不動産については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
(3) ゴルフ会員権の評価	ゴルフ会員権については、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
(4) 未収保険料、代理店貸、外国代理店貸、再保険貸、外国再保険貸、共同保険貸、代理業務貸の評価	未収保険料、代理店貸、外国代理店貸、再保険貸、外国再保険貸、共同保険貸、代理業務貸については、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。		
(5) その他の資産の評価	イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた買入金銭債権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 ロ. 貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権	買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。 なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた受益権は、Ⅳ分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。 上記以外のその他の資産については、Ⅲ分類とされた部分のうち予想損失額に該当する額に相当する額を損失見込額として引当金に計上し、Ⅳ分類とされた部分は損失見込額として引当金に計上するか、又は直接償却する。	上記以外のその他の資産について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金の計上又は直接償却しているかを検証する。	

参 考

1. 保険会社に係る検査マニュアルについて
(平成 12 年 6 月 20 日付 金検第 121 号)
2. 「預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルについて」の整備について
(平成 13 年 4 月 25 日付 金検第 128 号)
3. 「預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルについて」の整備について
(平成 13 年 6 月 28 日付 検第 201 号)
4. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について
(平成 14 年 6 月 28 日付 検第 264 号)
5. 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」等の整備について
(平成 15 年 2 月 25 日付 金検第 90 号)
6. 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」等の改訂について
(平成 16 年 2 月 26 日付 金検第 86 号)

写

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融監督庁検査部長 五味 廣文

保険会社に係る検査マニュアルについて

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。また昨年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を定め、これにより、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。これらの基本的考え方に則り、今般、保険会社について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下「保険会社に係る検査マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

なお、保険会社に係る検査マニュアルは、あくまでも検査官が保険会社を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各保険会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図ることが期待される。また、マニュアルの各チェック項目は検査官が保険会社のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を直ちに法的に義務づけるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、保険会社の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするもの

ではない。したがって、検査官は、立入検査の際に保険会社と十分な意見交換を行う必要がある。

本通達は、平成12年7月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成12年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。

なお、平成9年4月15日付通達（蔵検第185号）「保険会社の資産査定について」は、平成12年7月1日を以て廃止する。

（注）平成12年6月30日以前に行われた保険会社の決算処理等について検査を実施する場合は、その処理等の時点で効力を有していた通達等に基づき、これを実施することとなる点に留意する。



金 検 第 128 号
平成13年 4 月25日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融庁検査局長 西 川 和 人

「預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルについて」
の整備について

金融庁の検査は、自己責任原則に基づく預金等受入金融機関及び保険会社（以下、「金融機関等」という。）自身の内部監査を含む内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものである。

検査局としては、金融機関等の実効性ある内部監査・外部監査態勢確立の重要性に鑑み、平成12年8月、内部監査・外部監査ワーキング・グループを立ち上げ、検査マニュアルの整備に向けた検討を進めてきたところであるが、今般、金融機関等に対し、自己責任に基づく内部監査・外部監査態勢の確立を促すとともに、金融庁の検査の更なる実効性及び効率性の向上を図るため、平成11年7月1日付けで発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（金検第177号）及び平成12年6月20日付けで発出された「保険会社に係る検査マニュアル」（金検第121号）の一部を下記のとおり整備することとしたので、了知の上、遺憾なきを期せられたい。

なお、本通達は、平成13年4月25日から施行し、同年7月1日以降を検査実施日とする検査について適用する。

記

1. 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を次のとおり整備する。
 - (1) 「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」
II-3「内部検査」を「内部監査」と読み替えるとともに、IIIを別紙1のとおり整備する。
 - (2) 「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
II-1-(2)-(2)「内部検査部門」を「内部監査部門」と読み替える。
 - (3) 「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
II-2 を以下のとおり読み替える。

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
(1)－③－(4)－(4) (1)－③－(5)－(5)	検査部門	内部監査部門
(1)－⑥－(1)－(1) (3)－(9)－(9)	内部検査部門	
(3)－(1)－(1)	内部検査・監査	内部監査
(3)－(9)－(9) (3)－(10)－(10)	内部検査	
(3)－(8)－(8)	内外の検査や監査等	内外の監査等
(3)－(9)－(9)	検査の際	監査の際

- (4) 「内部モデルの確認検査用チェックリスト」
「Ⅱ－7. 内部検査・外部監査」中の「検査」を「監査」と読み替える。
- (5) 「事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅱ－1 及び 2 を別紙 2 のとおり整備するとともに、Ⅱ－3、Ⅲ 及びⅣを以下のとおり読み替える。

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
Ⅱ－3－(1)－(1) Ⅱ－3－(2)－(2) Ⅲ－1－(3)－(3) Ⅲ－2－(2)－(2) Ⅲ－2－(4)－(4) Ⅳ	検査部門	内部監査部門
Ⅲ－1－(2)－(2)	検査結果	監査結果

- (6) 「システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅱ 及びⅢを以下のとおり読み替えるとともに、Ⅲ－1 備考欄の注書きを削除する。

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
Ⅱ－2 Ⅲ－1－(1) Ⅲ－1－(1)－(1) Ⅲ－1－(2)	検査部門	内部監査部門
Ⅱ－2	システム検査	システム監査
Ⅱ－2	検査結果	監査結果
Ⅲ－1 Ⅲ－1－(2)－(2)	内部検査	内部監査
Ⅲ－1－(2)－(2)	本部検査	
Ⅲ－1－(2)	検査の手法	監査の手法
Ⅲ－1－(2)－(2)	検査対象	監査対象

2. 「保険会社に係る検査マニュアル」を次のとおり整備する

- (1) 「保険募集管理態勢確認用マニュアル」
Ⅱ－1及び2を別紙3のとおり整備するとともに、Ⅱ－3－(2)、Ⅱ－4－(1)及びⅡ－4－(2)「検査部門」を「内部監査部門」と読み替える。また、同マニュアル・別表Ⅰ－(14)－⑦「内部検査」を「内部監査」と読み替える。
- (2) 「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」
Ⅱ－3「内部検査」を「内部監査」と読み替えるとともに、Ⅲを別紙4のとおり整備する。
- (3) 「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅰ及びⅢを以下のとおり読み替える。

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
Ⅰ－1－(4)－③ Ⅲ	検査部門	内部監査部門
Ⅲ	検査	監査

- (4) 「責任準備金等及び支払備金検査用マニュアル」
Ⅰ－1－(6)－(6)「検査部門」を「内部監査部門」と、Ⅲ－1「検査」を「監査」と、それぞれ読み替える。
- (5) 「資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅱ－2－(3)及びⅡ－2－(3)－(3)「検査」を「監査」と読み替える。
- (6) 「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅱ－2を以下のとおり読み替える。

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
(1)－③－(4)－(4) (1)－③－(5)－(5)	検査部門	内部監査部門
(1)－⑥－(1)－(1)	内部検査部門	
(2)－(1)－(1)	内部検査・監査	内部監査
(2)－(9)－(9) (2)－(10)－(10)	内部検査	
(2)－(8)－(8) (2)－(9)－(9)	内外の検査や監査等 検査の際	内外の監査等 監査の際

- (7) 「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅱ－1－(2)－(2)「内部検査部門」を「内部監査部門」と読み替える。
- (8) 「事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅱ－1及び2を別紙5のとおり整備するとともに、Ⅱ－3、Ⅲ及びⅣを以下のとおり読み替える。

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
Ⅱ－3－(1)－(1) Ⅱ－3－(2)－(2) Ⅲ－1－(3)－(3) Ⅲ－2－(2)－(2) Ⅲ－2－(4)－(4) Ⅳ	検査部門	内部監査部門

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
Ⅲ－１－(2)－(2) Ⅲ－３－(1)－(1) Ⅲ－４－(1)－(1)	検査結果	内部監査結果
Ⅲ－２－(4) Ⅲ－２－(4)－(4) Ⅲ－４－(1)－(1)	検査	内部監査

- (9) 「システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」
Ⅱ及びⅢを以下のとおり読み替えるとともに、Ⅲ－１備考欄の注書きを削除する。

該当箇所	現行の規定	改正後の規定
Ⅱ－２ Ⅲ－１－(1) Ⅲ－１－(1)－(1) Ⅲ－１－(2)	検査部門	内部監査部門
Ⅱ－２	システム検査	システム監査
Ⅱ－２	検査結果	監査結果
Ⅲ－１ Ⅲ－１－(2)－(2)	内部検査	内部監査
Ⅲ－１－(2)－(2)	本部検査	
Ⅲ－１－(2)	検査の手法	監査の手法
Ⅲ－１－(2)－(2)	検査対象	監査対象

検 第 2 0 1 号
平成13年6月28日



検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

} 殿

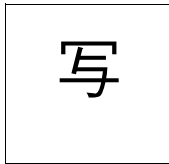
金融庁検査局長 西 川 和 人

「預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルについて」
の整備について

検査局においては、従来より、検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する観点から、検査マニュアルを整備・公表してきたところであるが、今般、本年4月6日に発表された緊急経済対策、金融商品に係る時価会計の導入、及び金融におけるインターネット取引の現状を踏まえ、平成11年7月1日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第177号）及び平成12年6月20日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第121号）の一部について、別紙1～6のとおり整備することとしたので、了知のうえ、遺憾なきを期せられたい。

なお、本通達は、平成13年7月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成13年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。

- 別紙 1 信用リスク (預金等受入金融機関)
- 別紙 2 法令等遵守態勢 (預金等受入金融機関)
- 別紙 3 事務リスク (預金等受入金融機関)
- 別紙 4 システムリスク (預金等受入金融機関)
- 別紙 5 信用リスク (保険会社)
- 別紙 6 システムリスク (保険会社)



検 第 2 6 4 号

平成 1 4 年 6 月 2 8 日

検 査 監 理 官	}	殿
統 括 検 査 官		
特 別 検 査 官		
専 門 検 査 官		
金 融 証 券 検 査 官		

金融庁検査局長 五味 廣文

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について

金融検査マニュアルにおいては、資産査定に当たって、特に中小・零細企業等の債務者区分については、当該企業の財務状況のみならず、技術力、販売力や代表者等の資産内容等、当該企業の特殊性を総合的に勘案して判断することとしている。

しかしながら、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に関する記述が抽象的で分かりにくい、あるいは、検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないかとの意見も聞かれているところである。

金融検査マニュアルは、金融機関の規模・特性に応じて異なる多数の金融取引や様々なリスク管理態勢の実態に対してより幅広い検証が可能となるよう、ある程度概括的な記述としているが、一方でそれがために金融機関のリスク管理態勢の確保や当局の検査・監督の判断に支障をきたすおそれがあるならば、その解消に向けて取り組む必要がある。

このような認識の下、今般、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たって、その経営実態の把握の向上に資するため、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に関する記述の解説である検証ポイント及び検証ポイントの具体的な運用事例からなる「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（以下、「別冊」という。）を別添１のとおり作成したところである。

また、この別冊作成に併せ、平成１１年７月１日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第１７７号）、平成１２年６月２０日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第１２１号）及び平成１３年６月１４日付で発出された「証券会社にかかる検査マニュアルについて」（金検第１７０号）の一部について、別添２～１２のとおり整備することとしたので、了知のうえ、遺憾なきを期せられたい。（別紙参照）

なお、別添２～１２に係る整備事項については、通達発出日以降を検査実施日とする検査について適用する。

（注）上記別冊は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。

(別添)

- 別添 1 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」
- 別添 2 法令等遵守態勢 新旧対照表（預金等受入金融機関）
- 別添 3 信用リスク 新旧対照表（預金等受入金融機関）
- 別添 4 市場関連リスク 新旧対照表（預金等受入金融機関）
- 別添 5 法令等遵守態勢 新旧対照表（保険会社）
- 別添 6 市場関連リスク 新旧対照表（保険会社）
- 別添 7 信用リスク 新旧対照表（保険会社）
- 別添 8 ソルベンシーマージン比率等に関する検査 新旧対照表（保険会社）
- 別添 9 法令等遵守態勢 新旧対照表（証券会社）
- 別添10 取引の公正確保に係る法令及び参考事項集 新旧対照表（証券会社）
- 別添11 自己資本規制比率関連 新旧対照表（証券会社）
- 別添12 市場関連リスク 新旧対照表（証券会社）

写

金 検 第 90 号

平成15年2月25日

検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

}

殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」等の整備について

検査局においては、従来より、検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する観点から、検査マニュアルを整備・公表してきたところであるが、今般、昨年10月30日に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定の厳格化を図るための方策として「資産査定に関する基準の見直し」が盛り込まれたこと、及び本人確認法等最近の法令改正等を踏まえ、平成11年7月1日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第177号）、平成12年6月20日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第121号）、平成13年6月14日付で発出された「証券会社に係る検査マニュアルについて」（金検第170号）及び平成14年6月21日付で発出された「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて」（金検第225号）の一部について、別紙1～4のとおり改訂することとしたので、了知のうえ、遺憾なきを期せられたい。

なお、本通達は、平成15年2月25日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、通達発出日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。

金 検 第 86 号
平成16年2月26日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金融証券検査官

}

殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」等の改訂について

平成 14 年 6 月 28 日付で発出した金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕(検第264号)(以下「別冊」という)に関しては、平成 15 年 3 月 28 日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化にかかるアクションプログラム」において、「当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する」とされていたところである。

「別冊」の改訂については、平成 15 年 12 月 22 日に改訂案をパブリックコメントに付し、これまで、平成 16 年 1 月 21 日までに受け付けたコメントについて精査してきたところである。本日、別紙1のとおり「別冊」の改訂を行ったので通知する。同改訂は、通達発出日以降の検査について適用する。

また、今回の「別冊」改訂に併せ、平成11年7月1日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」(金検第177号)、平成12年6月20日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」(金検第121号)及び平成14年6月21日付で発出された「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて」(金検第225号)の一部についても、別紙2～4のとおり改訂する。別紙2～4の改訂は、通達発出日以降を検査実施日とする検査について適用する。

各位においては、上記改訂の内容を了知のうえ、遺憾なきを期せられるとともに、今回の改訂内容を含め「別冊」の趣旨、内容を十分に理解し、中小・零細企業の経営実態を十分に踏まえた、きめ細かい検査に努められたい。